

王寺町こども計画



令和7年3月

奈良県王寺町

はじめに



本町では、これまで「王寺町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもを産み育てやすい環境を整え、結婚、妊娠、出産、子育て、教育等それぞれのステージにおける効果的な施策を進めてまいりました。

しかし、全国的な少子化傾向と同様に、本町の出生数も平成30年の247人から154人（令和5年）に、合計特殊出生率は平成30年の1.71から1.18（令和5年／町試算）へ共に大きく落ち込み、少子化対策は喫緊の課題となっております。

国においては、「こども基本法」に基づき、少子化対策を含むこども施策を総合的に推進するため、政府全体の基本的な方針を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、市町村は、こども大綱を勘案して、こども施策についての計画を策定するよう努めることとされました。

今回、策定した「王寺町こども計画」は、「王寺町総合計画」を上位計画として、こども・若者や子育て当事者の皆さまから伺ったご意見等をもとに、本町のこども施策を総合的に推進するための方針となるものです。

今後は、基本理念である「すべてのこども・若者が健やかに育ち、安心して子育てができるまち」の実現を目指し、一人ひとりのこども・若者の皆さまが幸せに、希望を持って健やかに成長できるように、また、保護者の皆さまが子育てに喜びを感じ、安心して子育てができる地域社会の実現に努めてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や意見聴取会などを通して貴重なご意見を賜りました皆さまや、ご協力いただきました関係者の皆さまに、心から御礼を申し上げます。

令和7年3月

王寺町長 平井 康之

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の法的根拠と位置づけ	3
3. 持続可能な開発目標(SDGs)の視点を踏まえた計画の推進	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の対象	4
6. 計画の策定体制	4
第2章 王寺町のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状	5
1. 統計にみる王寺町	6
2. ニーズ調査結果からみた現状(抜粋)	6
3. こども・若者からの意見聴取	6
4. こども・若者と子育て家庭を取り巻く課題	30
第3章 計画の理念と施策の体系	32
1. 基本理念	33
2. 基本的な視点	33
3. 基本目標	34
4. 施策の体系	35
第4章 事業量の見込みと確保の方策	36
1. 区域の設定	37
2. 量の見込みと確保の方策	37
第5章 施策の展開	61
1. すべてのこどもの健やかな成長を支える教育・保育等の体制整備	62
2. 妊娠期からの切れ目のない支援と保健・医療提供体制の充実	70
3. すべてのこども・若者の権利を守る安全・安心な環境づくり	78
4. 地域と社会によるこども・子育て世帯への支援	84
5. 困難な状況にあるこども・子育て世帯への支援	89
6. 若者が将来に希望を持てるまちづくり	97
第6章 計画の推進体制	100
1. 庁内の推進体制	101
2. 地域における推進体制	101
3. 数値目標と指標の設定	102
第7章 資料編	103
1. 王寺町子ども・子育て会議条例	104
2. 王寺町子ども・子育て会議委員名簿	106
3. 計画の策定経過	107
4. 計画策定についての諮問書・答申書	108
5. 用語集	109

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国では、こどもまんなか社会の実現に向けて、令和5年4月に「こども家庭庁」が創設され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こどもを権利の主体として位置付ける「こども基本法」(令和5年4月)が施行されました。

また、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法(第9条第1項)に基づき、「こども大綱」(令和5年12月)が定められています。

「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定め、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現をめざすとされています。

加えて、少子化の傾向を反転させるため、これまでにない規模で、すべてのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策「こども未来戦略」が令和5年12月に閣議決定されています。

王寺町においては、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期とする「王寺町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的に子育て支援を推進してきましたが、令和2年度を始期とする第2期計画が令和6年度末で終了するため、国のこうした状況を踏まえ、こども基本法に基づき、「王寺町こども計画」を策定しました。

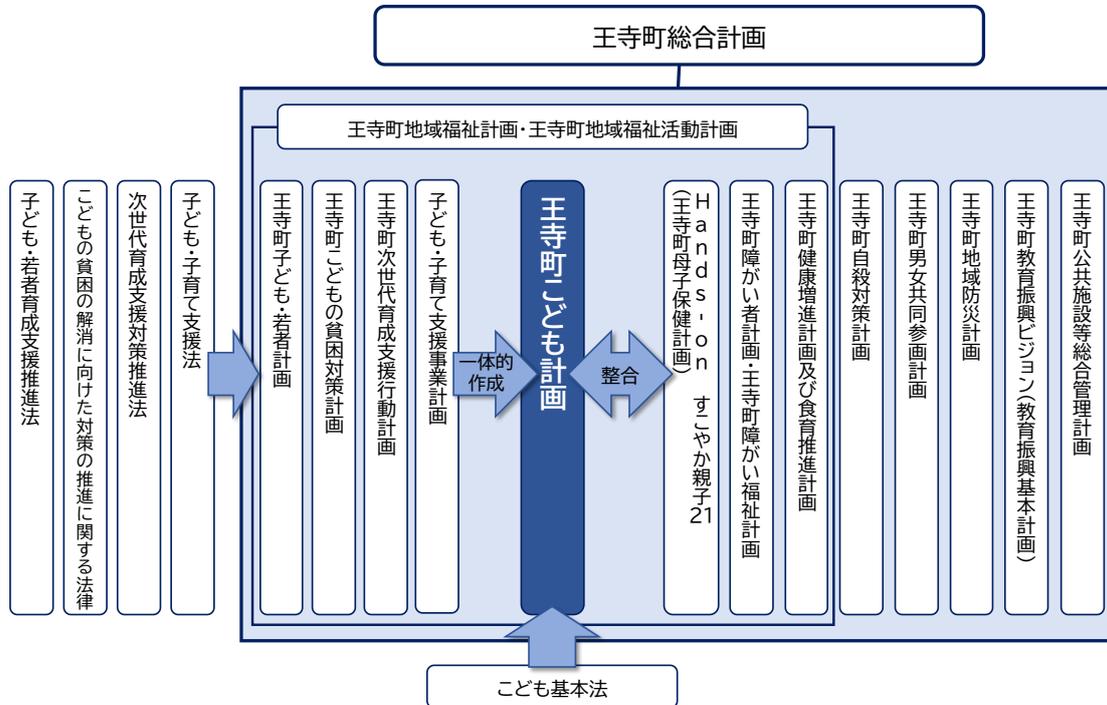
なお、本計画は、「こども大綱」等を勘案し、王寺町の実情等を踏まえ、こども・若者、子育て世帯に対する施策を総合的に推進するための計画で、計画の策定にあたっては、こどもや若者、子育て当事者からアンケート調査を行うとともに、こどもや若者から直接ご意見を伺い、学識経験者や保護者等で構成する「王寺町子ども・子育て会議」において検討してきたことをまとめたものです。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村計画を一体的に策定するものです。

また、町の総合的指針である「王寺町総合計画」を上位計画として、こどもや若者の成長と、子育て家庭を地域全体で支援し、こどもや若者が健やかに育つための部門別計画となるもので、町のこども・若者、子育て支援に係る基本施策と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標量や提供体制を定めています。

なお、本計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。



3. 持続可能な開発目標(SDGs)の視点を踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、2030年までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、この17の目標はいずれも、こども・若者、子育て世帯に深く関連しています。こども・若者、子育て世帯自体も、SDGs推進の担い手として、積極的に関与することが期待されていることから、本町においてもSDGsを意識して取組を進めます。

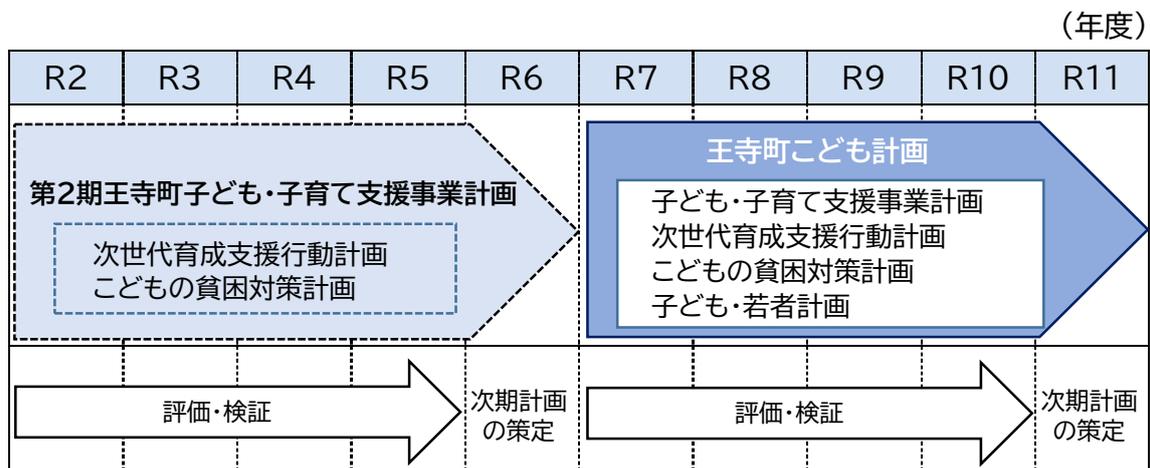


4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

また、国が示す「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び提供体制の確保の方策については、社会経済情勢や町の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて中間見直し等を行います。

なお、一体的に策定する「次世代育成支援行動計画」及び「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」も同期間の設定とし、必要に応じて見直し等を行うものとします。



5. 計画の対象

本計画の対象は、こどもの誕生日からおおむね30歳までの、こどもや若者及び子育て当事者となります。

6. 計画の策定体制

本計画は、町内の中学生以下のこどもをもつ保護者と、こども・若者を対象としたニーズ調査等の結果を踏まえ、「王寺町子ども・子育て会議」の審議を経て策定しました。

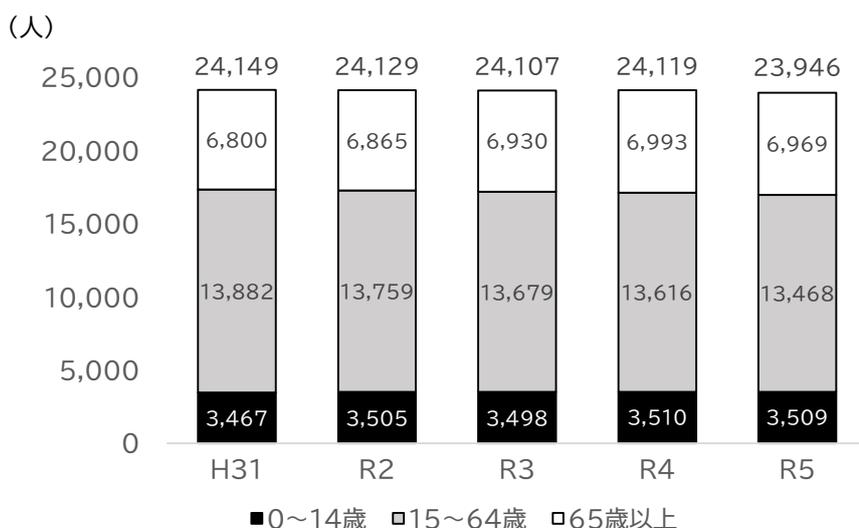
第2章 王寺町のこども・若者や 子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計にみる王寺町

(1)人口の推移と年齢3区分別人口

①総人口と年齢3区分別人口

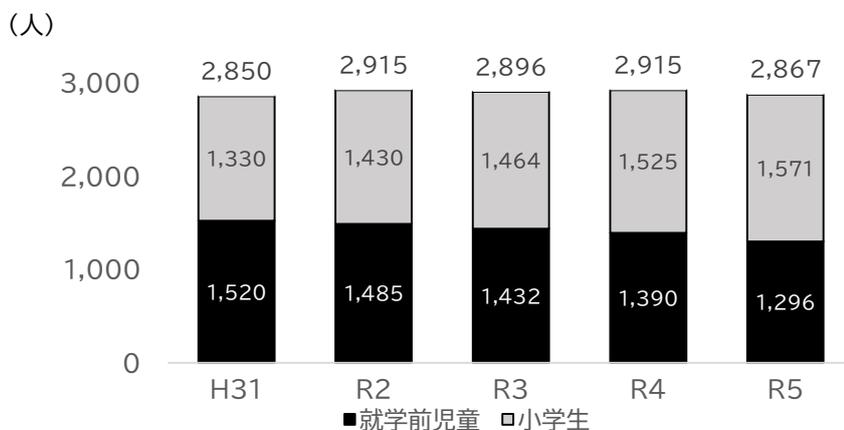
総人口は、平成31年の24,149人から令和5年の23,946人まで減少傾向で推移しています。65歳以上人口は増加傾向にある一方で、15～64歳人口では減少傾向で推移しています。また、0～14歳人口は、増減を繰り返しています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

②こどもの人口(0～11歳人口)

こどもの人口は、平成31年の2,850人から令和5年の2,867人まで増減を繰り返しています。小学生(6～11歳)では、増加傾向で推移しています。一方で、就学前児童(0～5歳)では、減少傾向で推移しています。

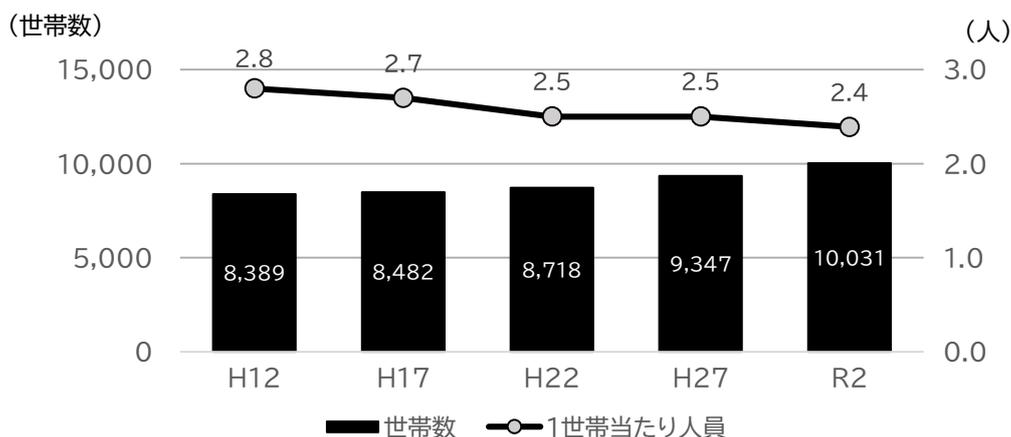


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)世帯の推移

①総世帯数

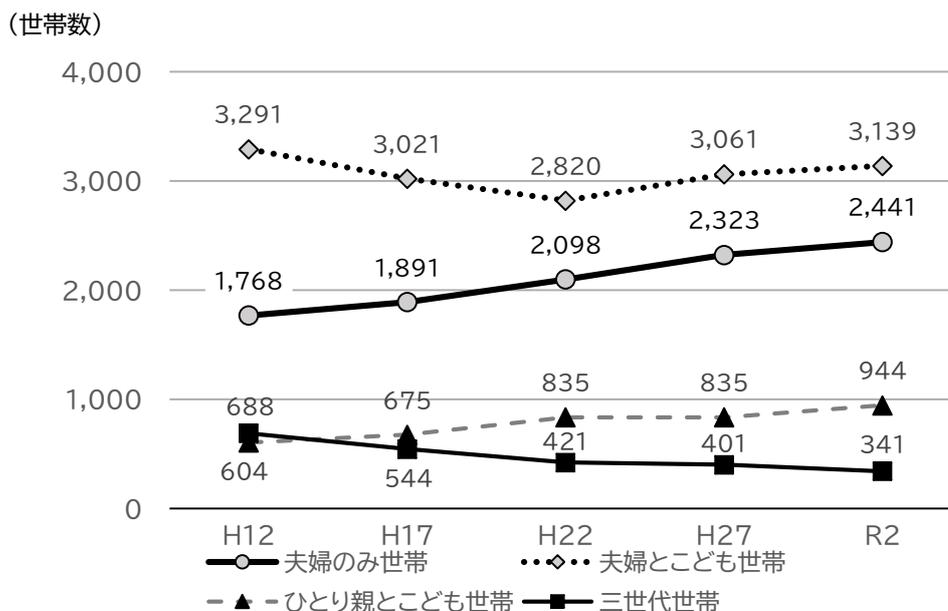
総世帯数は、平成12年の8,389世帯から令和2年の10,031世帯まで増加傾向で推移しています。1世帯当たり人員は、平成12年の2.8人から令和2年の2.4人まで減少傾向で推移しています。



資料:国勢調査

②家族類型別世帯数

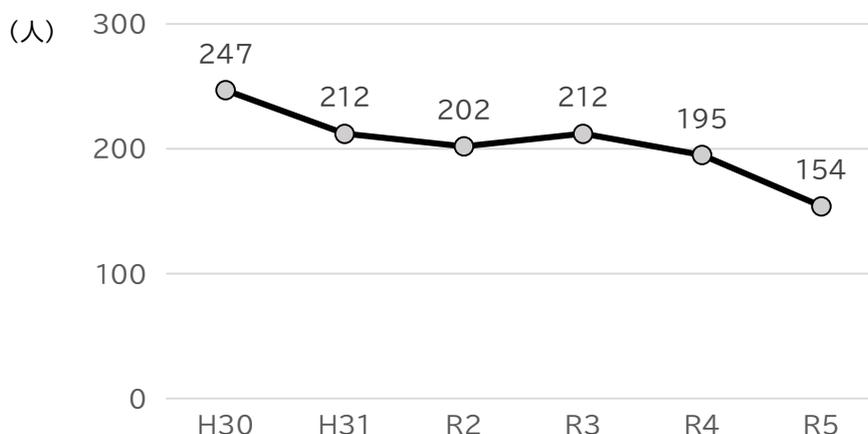
家族類型別世帯数は、夫婦のみ世帯、ひとり親と子ども世帯は増加傾向で推移しています。三世帯世帯は、減少傾向で推移しています。また、夫婦と子ども世帯は、平成12年から平成22年まで減少傾向で推移し、平成22年から令和2年にかけて増加傾向で推移しています。



資料:国勢調査

(3)出生数の推移

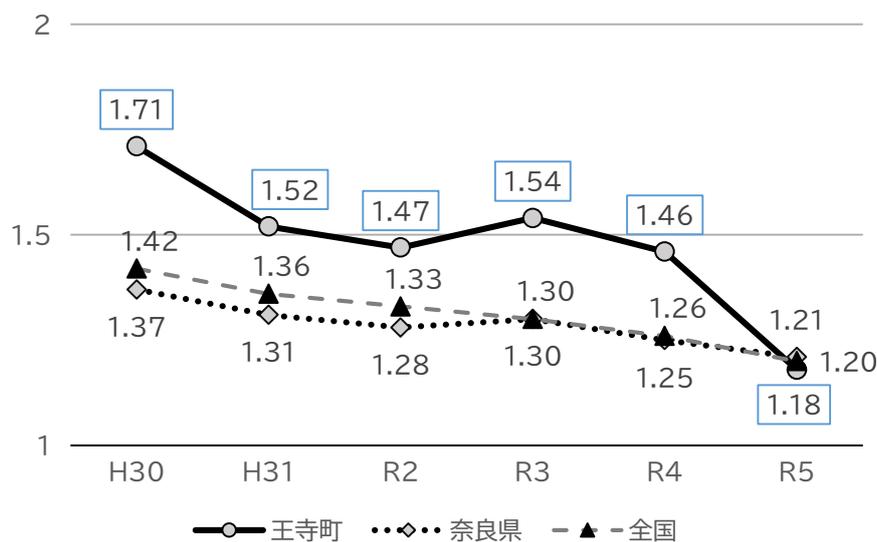
出生数は、平成30年の247人からおおむね減少傾向で推移し、令和5年で154人となっています。



資料:奈良県 人口動態統計(各年版)
王寺町住民課(令和5年)

(4)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成30年の1.71からおおむね減少傾向で推移し、令和5年では1.18(町試算)となっています。全国・奈良県と比較すると、王寺町は、令和4年まで全国・奈良県を上回っていましたが、令和5年は全国・奈良県より下回っています。

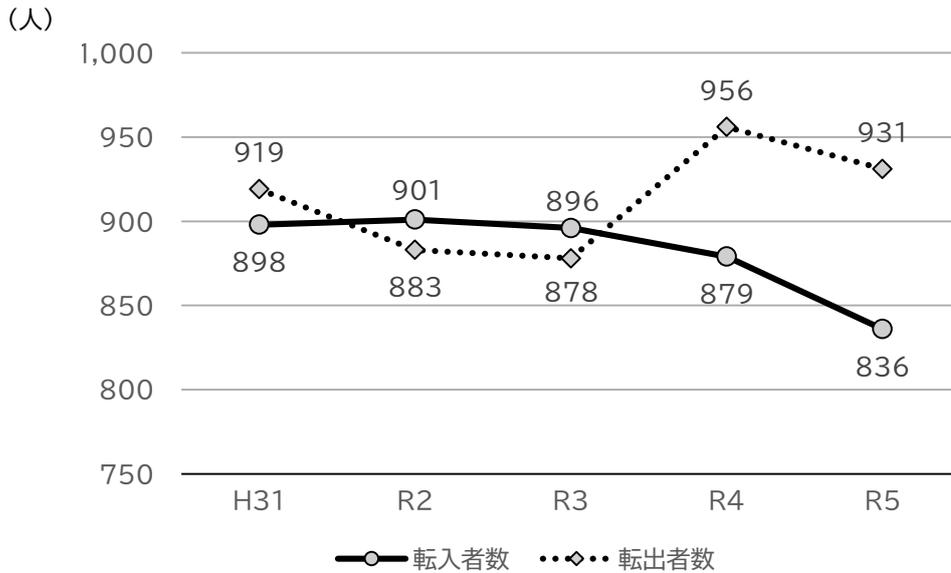


資料:厚生労働省 人口動態統計(各年版)
奈良県 人口動態統計(各年版)
王寺町保健センター(令和5年)

※合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。(既婚・独身の別は問わない)

(5) 転入者数・転出者数の推移

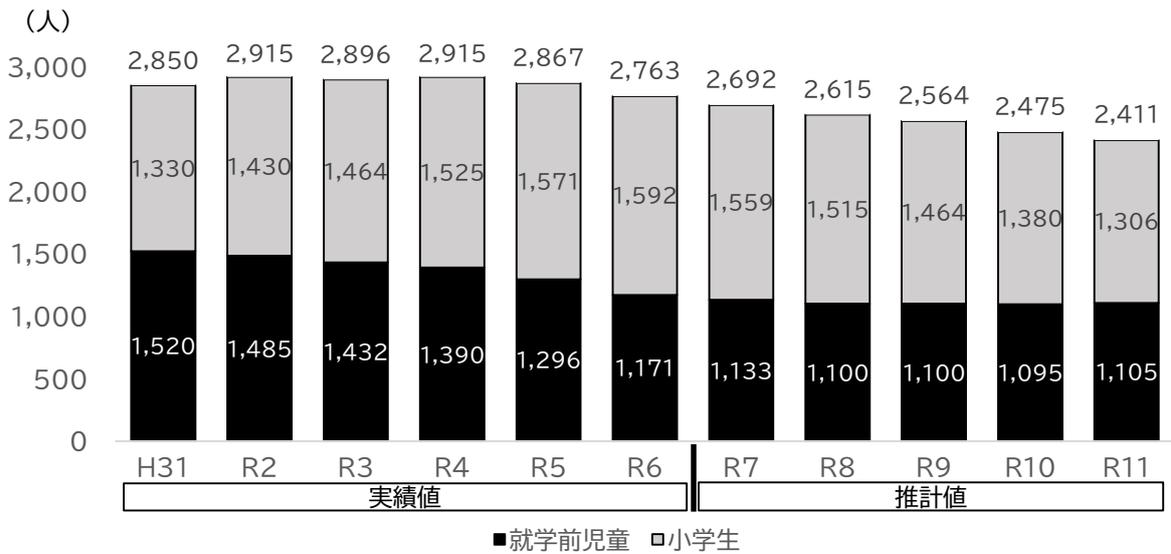
転入者数・転出者数は、令和4年から令和5年において、転出者数が転入者数を上回る転出超過で推移しています。転入者数は、令和2年から令和5年にかけて減少傾向で推移し、令和5年に836人となっています。転出者数は令和4年に大きく増加し、令和5年に931人となっています。



資料:総務省 住民基本台帳人口移動報告

(6) こどもの将来人口(0~11歳)

こどもの将来人口は、減少傾向で推移し、令和11年度には2,411人となる見込みです。

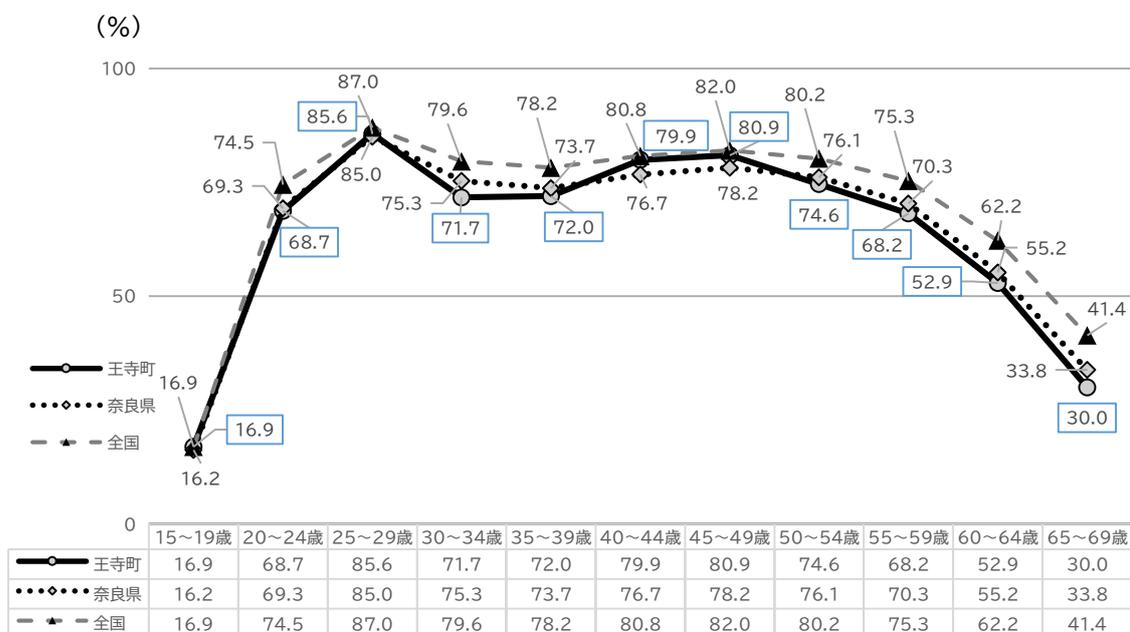


資料:実績値 住民基本台帳(各年4月1日現在)

推計値 王寺町子育て支援課

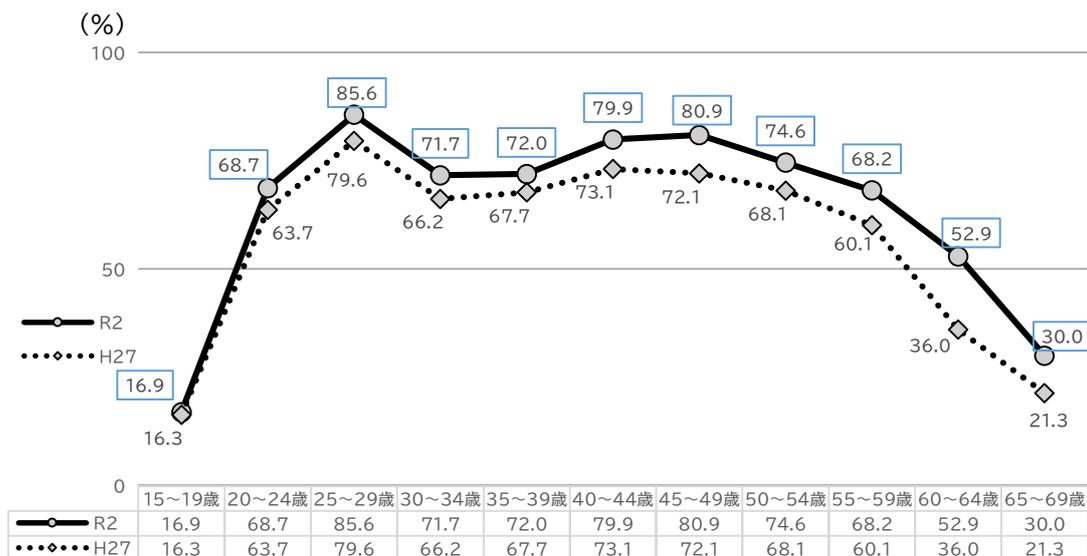
(7)女性の労働力率の状況(5歳年齢階級別)

女性の労働力率は、25歳から29歳、そして40歳から49歳までは8割程度であり、30歳から39歳、そして50歳から59歳までは7割程度となっています。奈良県と比較すると、王寺町はおおむね同水準にありますが、全国と比較すると低い傾向にあります。



資料:国勢調査(令和2年)

また、令和2年と平成27年を比較すると、令和2年が全体的に上回っています。これらの要因としては、女性が働きやすい環境が整えられてきたことが考えられます。



資料:国勢調査(令和2年・平成27年)

(8)乳幼児健康診査の実施状況

乳幼児健康診査は、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診の4回実施しています。いずれの健診も100%に近い受診率となっています。

今後も、乳幼児健康診査の受診勧奨を継続し、未受診者に対して受診しない理由や、こどもの健康状態等の確認を実施するとともに、配慮を必要とするこどものケースや未受診者のうち虐待リスクのあるケースについては、関係機関との情報共有や養育支援訪問事業により支援の強化を図っていきます。

4か月児	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	11	11	12	12	12
対象者(人)	196	227	211	198	169
受診者(人)	194	224	210	195	168
受診率(%)	99.0	98.7	99.5	98.5	99.4

10か月児	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	11	11	12	12	12
対象者(人)	219	241	199	208	187
受診者(人)	214	237	198	202	185
受診率(%)	97.7	98.3	99.5	97.1	98.9

1歳6か月児	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	11	11	12	12	12
対象者(人)	253	246	217	208	202
受診者(人)	248	245	214	204	200
受診率(%)	98.0	99.6	98.6	98.1	99.0

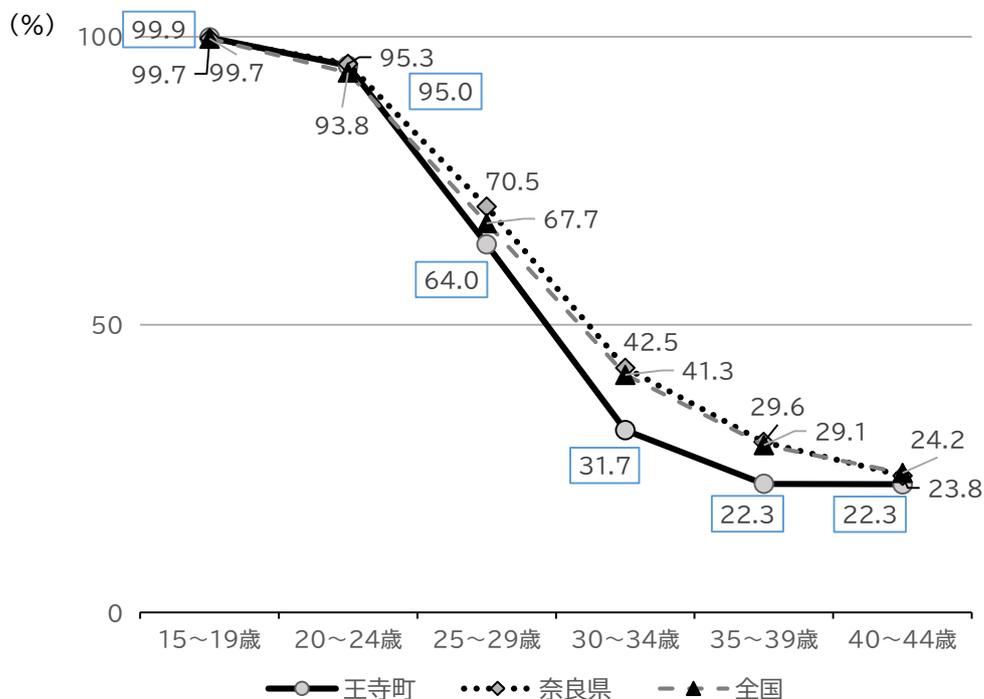
3歳6か月児	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	11	11	12	12	12
対象者(人)	231	278	262	227	201
受診者(人)	226	272	258	224	198
受診率(%)	97.8	97.8	98.5	98.7	98.5

注)各年度4月1日～3月31日

資料:王寺町保健センター

(9)年齢階層別未婚率

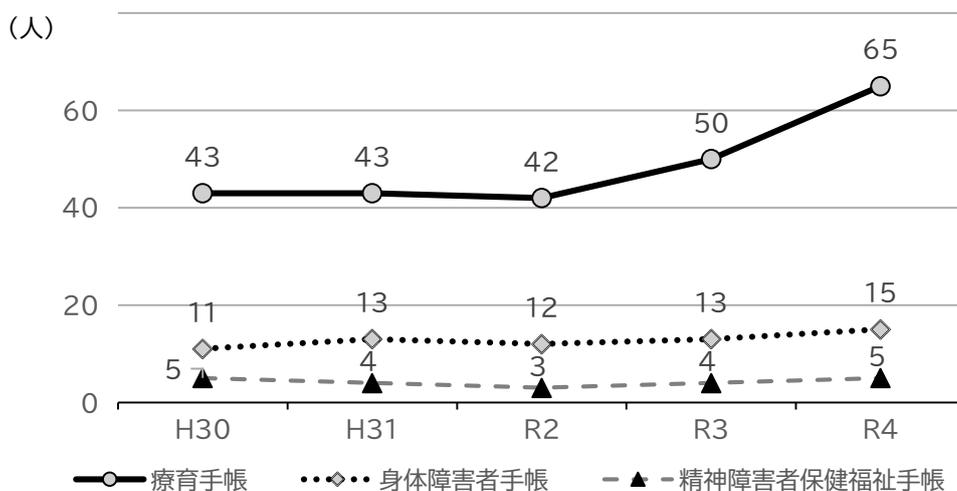
年齢階層別の未婚率については、ほぼすべての年齢において、全国・奈良県よりも低い傾向にあります。



資料:国勢調査(令和2年)

(10)各種障害者手帳所持者数(18歳未満)

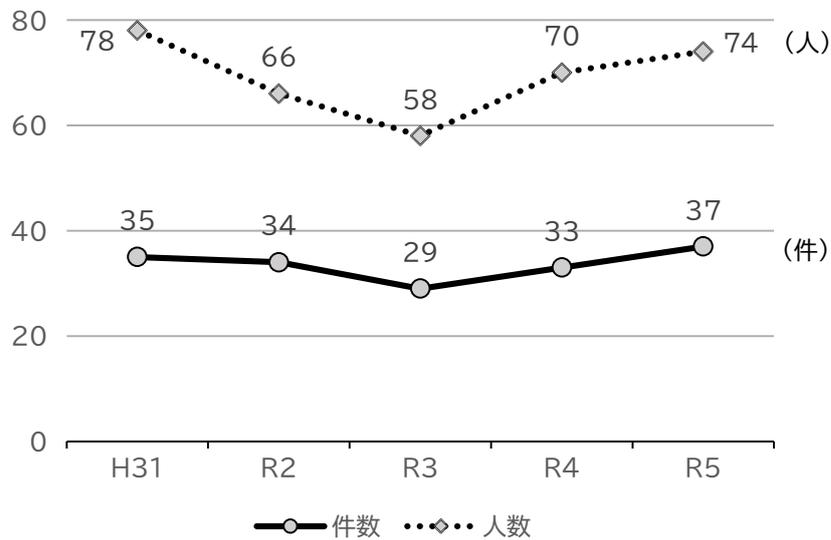
療育手帳の所持者数は、平成30年の43人から令和2年の42人までは横ばいで推移していましたが、令和4年にかけて増加傾向で推移しています。身体障害者手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、横ばいで推移しています。



資料:王寺町第7期障がい福祉計画

(11)児童虐待相談対応件数・人数

児童虐待相談対応件数は、平成31年度の35件から減少傾向で推移していましたが、令和5年度には37件(74人)となっています。

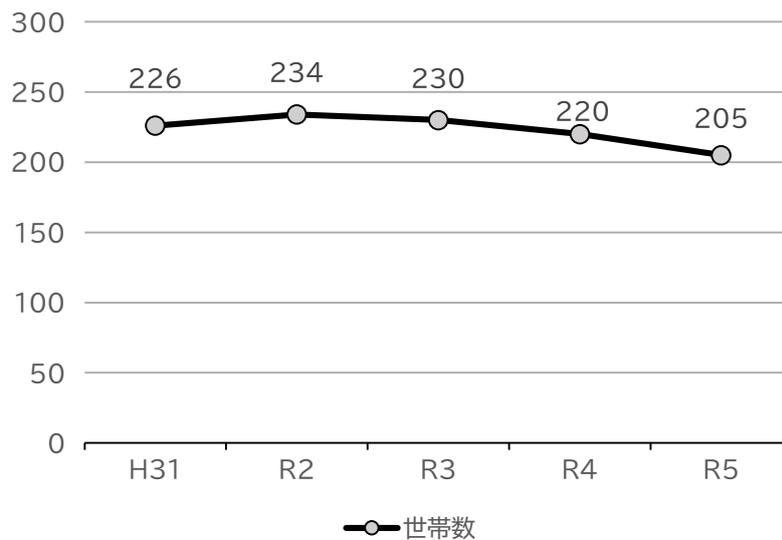


資料:王寺町子育て支援課

(12)ひとり親家庭等医療費助成受給世帯数

ひとり親家庭等医療費助成受給世帯数は、令和2年度が234世帯と最も多く、その後、減少傾向で推移し、令和5年度には205世帯となっています。

(世帯)



資料:王寺町国保健康推進課(各年度末)

2. ニーズ調査結果からみた現状(抜粋)

(1)調査の概要

①調査目的

「王寺町こども計画」の策定にあたり、子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計や、子育ての悩みや課題、こども・若者を取り巻く環境等の実態の把握を目的にアンケート調査を実施しました。

②調査方法

調査種別	調査対象	配布方法	調査期間・回答方法
子育て世帯向け調査	中学生以下のこどもを持つ保護者	学校や幼稚園、保育所等 経由 ※一部郵送	・期間 令和6年2月6日 ～ 令和6年2月29日
若者向け調査	高校2年生及び19～30歳	個別郵送(無作為抽出)	
未婚・夫婦のみ世帯向け調査	19～45歳		
こども向け調査	小学5年生・中学2年生	学校経由 ※一部郵送	

③回収結果

調査種別	配布数	回答数	回答率
子育て世帯向け調査	1,994	1,332	66.8%(前回調査70.5%)
若者向け調査 未婚・夫婦のみ世帯向け調査	1,304	430	33.0%(新規ニーズ調査)
こども向け調査	489	417	85.3%(新規ニーズ調査)
合計	3,787	2,179	57.5%

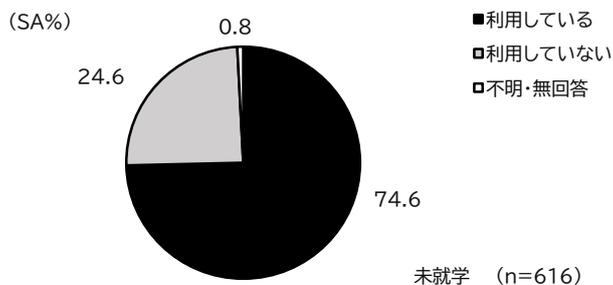
④調査結果の見方

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計が100%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていないものです。
- ・図表中において、「SA」は「単数回答」、「MA」は「複数回答」を表しています。
- ・図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ・それぞれの設問や選択肢については、長文を簡略化している場合があります。

(2)教育・保育の利用状況と利用希望(子育て世帯向け調査)

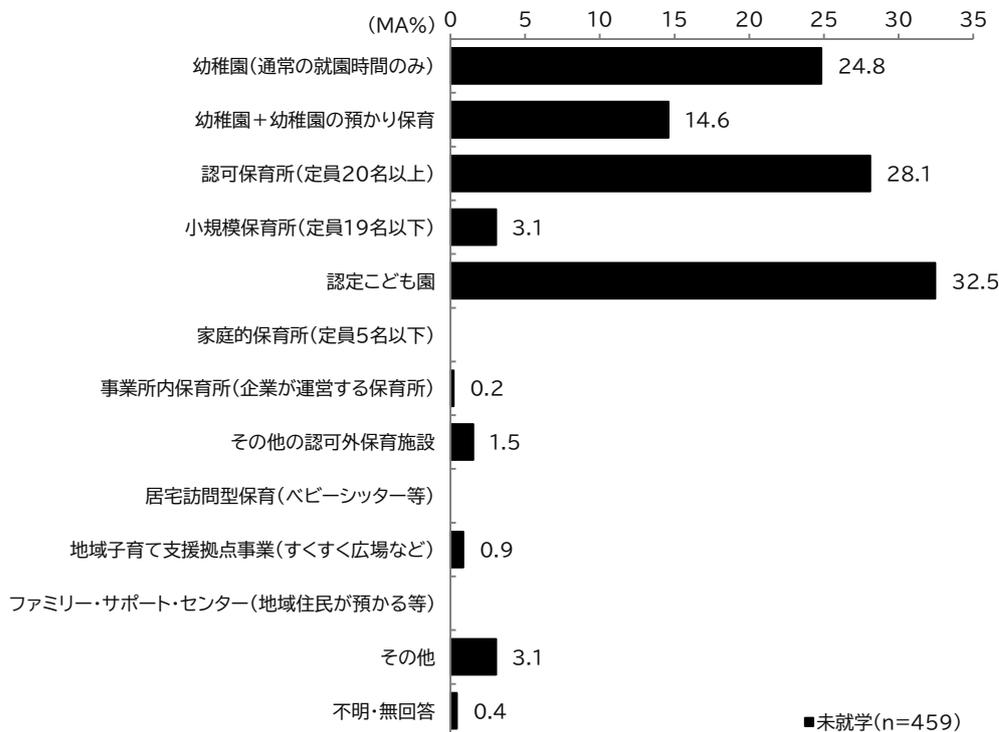
教育・保育の利用状況については、現在平日(月曜日から金曜日)に、幼稚園や保育所、認定こども園などのこどもを預かる施設やサービスを「定期的に」利用していると答えた方は74.6%となっています。

問14 現在平日(月曜日から金曜日)に、幼稚園や保育所、認定こども園などのこどもを預かる施設やサービスを「定期的に」利用されていますか。(1つ選択)



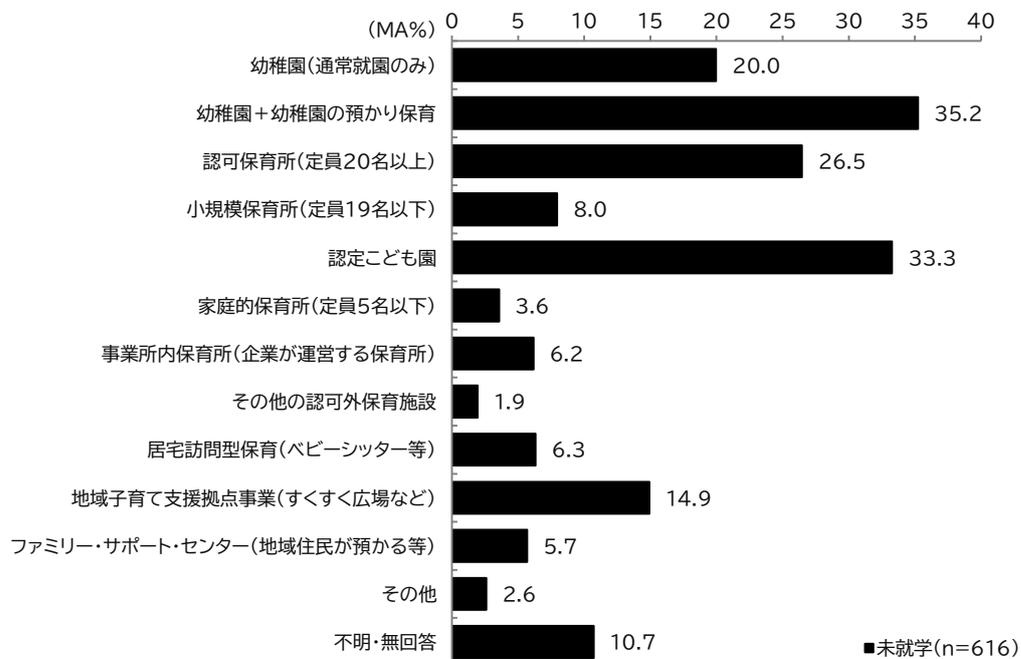
「定期的に」利用している施設については、「認定こども園」と答えた方は32.5%、「認可保育所(定員20名以上)」と答えた方は28.1%、「幼稚園(通常の就園時間のみ)」と答えた方は24.8%となっています。

問14-1 どのような施設やサービスを利用していますか。年間を通じて平日(月曜日から金曜日)に定期的に利用されている施設やサービスについて選んでください。(あてはまるものすべて選択)



また、教育・保育の利用希望については、平日(月曜日から金曜日)に利用させたい・利用したいと考える施設として、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」と答えた方は35.2%、「認定こども園」と答えた方は33.3%となっています。

問17 保育施設の現在の利用の有無に関わらず、平日(月曜日から金曜日)に利用させたい・利用したいと考える施設やサービスを選んでください。なお、サービスの利用には一定の料金が発生します。(あてはまるものをすべて選択)

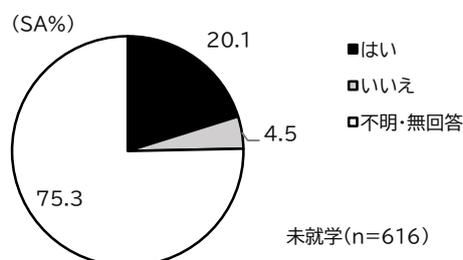


(3)一時的に保育所を利用できる制度(子育て世帯向け調査)

就労していなくても、月に10時間程度、一時的に保育所を利用できる制度がある場合、利用したいと答えた方は20.1%となっています。

※「不明・無回答」と答えた方(75.3%)は、すでに保育所に入園していることが考えられ、この件数を除いて割合を出すと81.6%が「はい」と答えています。

問16 就労していなくても、月に10時間程度、一時的に保育所を利用できる制度がある場合、利用したいと思いますか。(1つ選択)

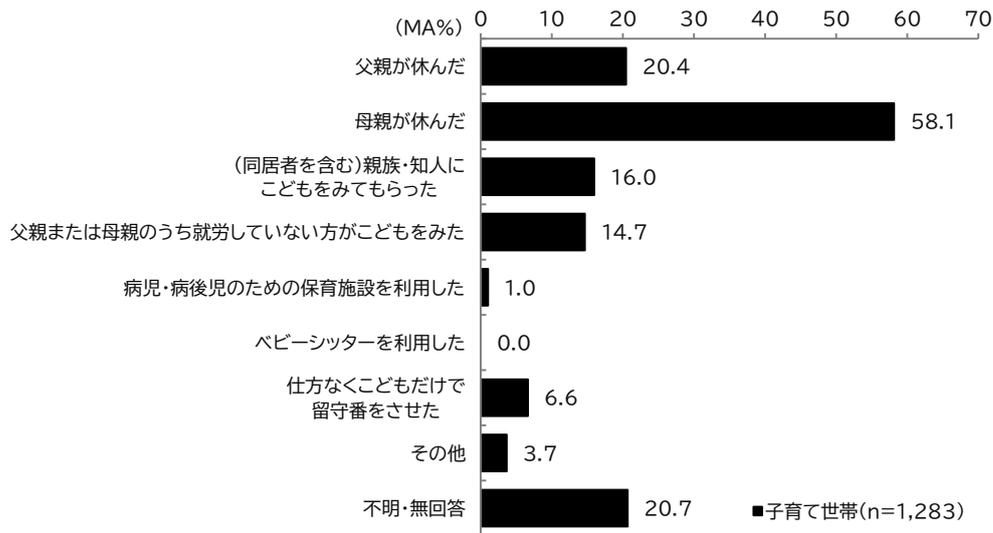


(4)こどもが病気の際の対応(子育て世帯向け調査)

こどもが病気やけがの際の対処方法については、「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と答えた方はそれぞれ20.4%と58.1%となっています。

一方、「病児・病後児のための保育施設を利用した」と答えた方は1.0%となっています。

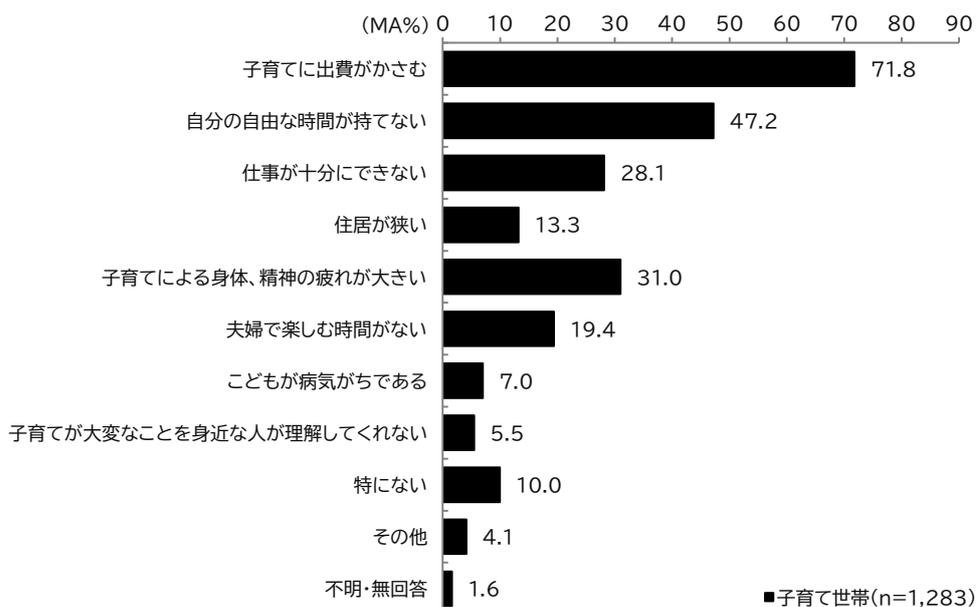
問24 お子様ที่病气やけがで学校等を休んだ場合、行った対処方法としてあてはまるものと、直近1年間での対応日数をお答えください。(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください)(あてはまるものをすべて選択)



(5)子育てについての不安や悩み(子育て世帯向け調査)

子育てにおいて特に不安なことや悩んでいることについては、「子育てに出費がかさむ」と答えた方は71.8%となっています。また、「自分の自由な時間が持てない」と答えた方は47.2%、「子育てによる身体、精神の疲れが大きい」と答えた方は31.0%となっています。

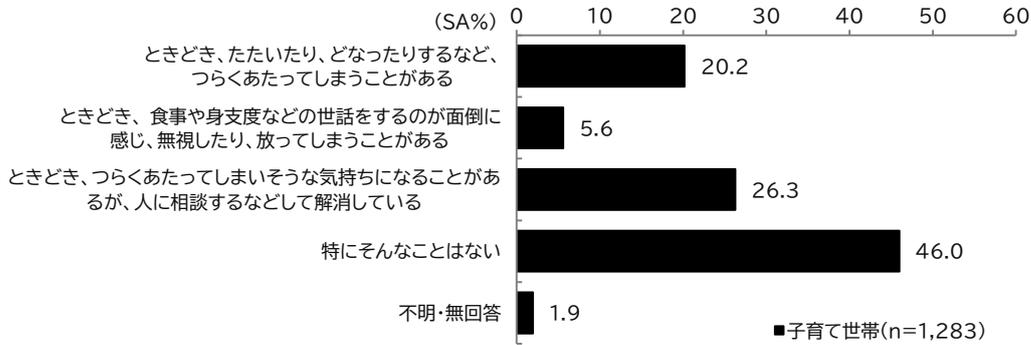
問36 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることはどのようなことですか。(あてはまるものをすべて選択)



(6)子育ての不安や悩みからこどもにつらくあたった経験(子育て世帯向け調査)

子育ての悩みからこどもにつらくあたってしまうことがある、またはこどもにつらくあたりそうになった経験があると答えた方は合わせて52.1%となっていますが、そのうち26.3%の方は人に相談するなどして解消していると答えています。

問37 子育ての悩みや不安から、こどもにつらくあたってしまうようなことがありますか。(1つ選択)

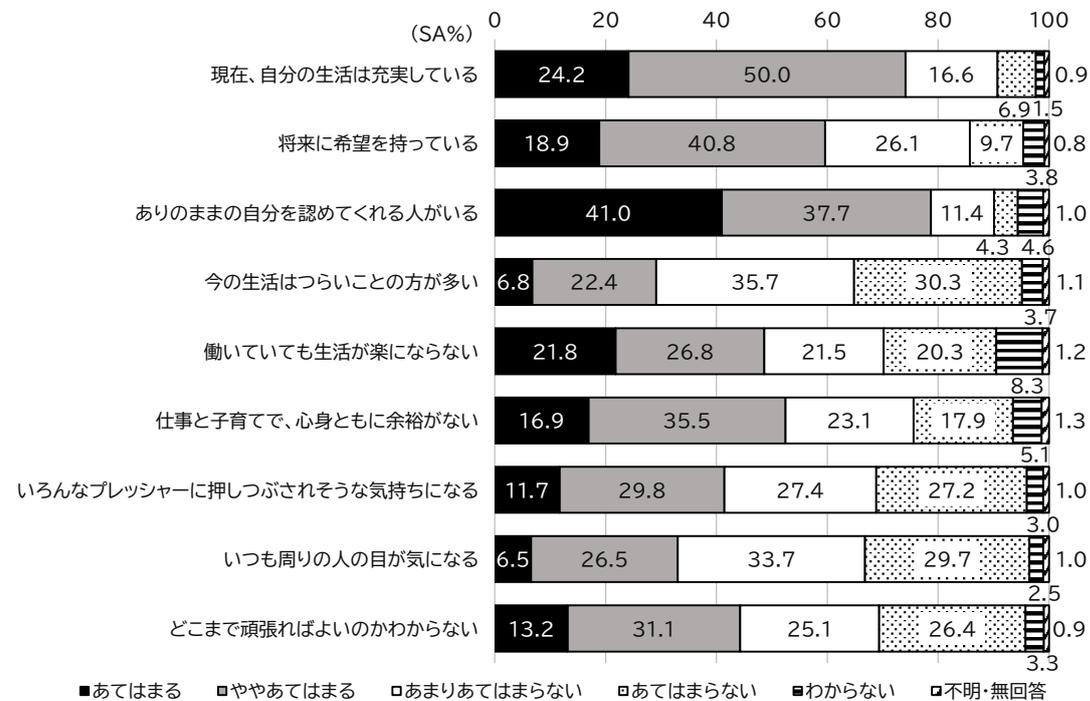


(7)生活意識(子育て世帯向け調査)

生活意識については、「仕事と子育てで、心身ともに余裕がない」と答えた方のうち、「あてはまる」または「ややあてはまる」と答えた方は合わせて、52.4%となっています。

また、「いろんなプレッシャーに押しつぶされそうな気持ちになる」や「どこまで頑張ればよいかわからない」と答えた方のうち、「あてはまる」または「ややあてはまる」と答えた方は合わせて、それぞれ41.5%と44.3%となっています。

問42 あなたの現在の生活意識について教えてください。(1つ選択)

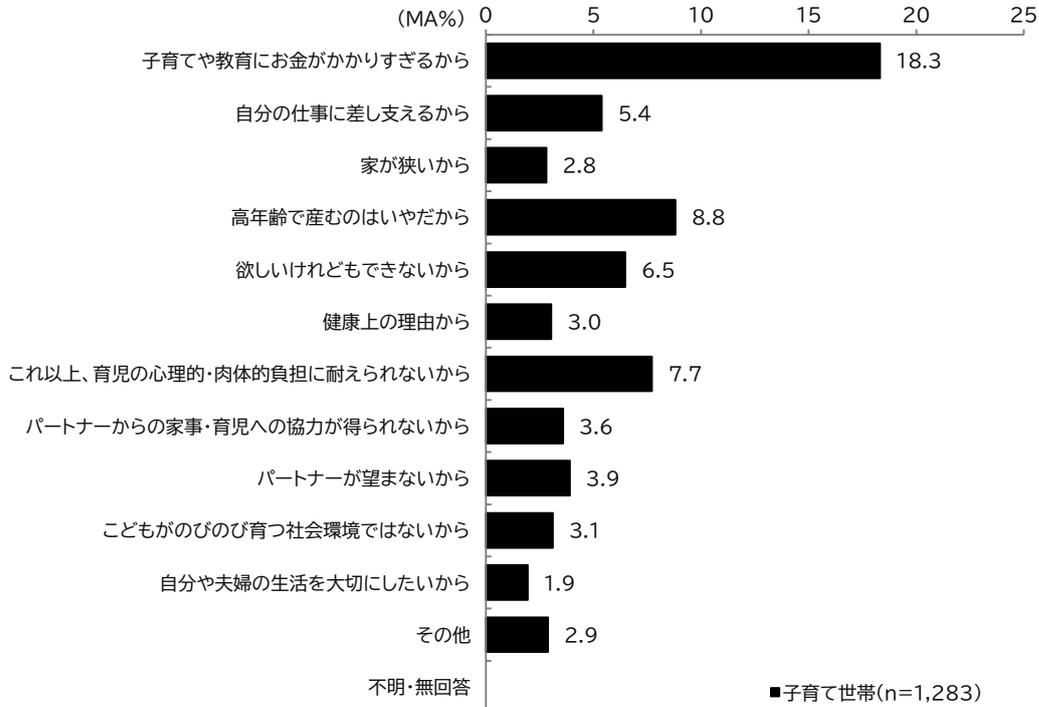


子育て世帯(n=1, 283)

(8)理想的なこどもの人数と異なる理由(子育て世帯向け調査)

理想的なこどもの人数と実際のこどもの人数が異なる理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えた方は18.3%となっており、割合が最も高くなっています。

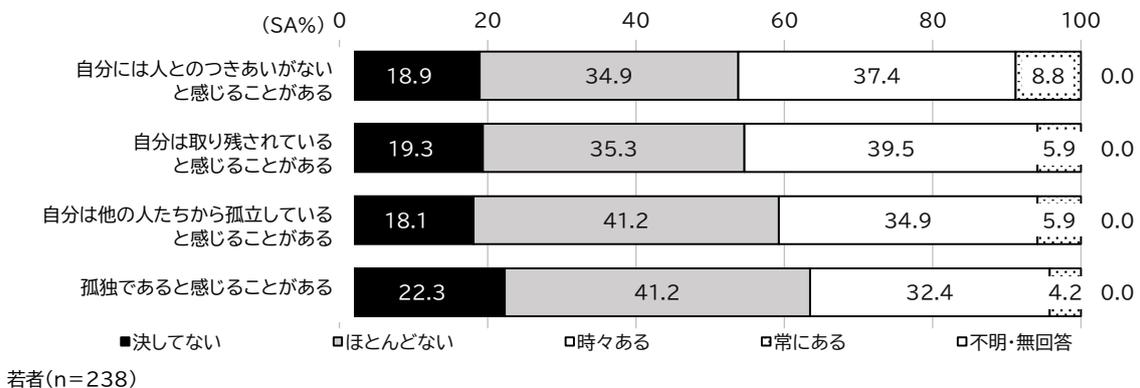
問47 理想的なこどもの人数と、実際のこどもの人数が異なる方にうかがいます。その理由を教えてください。
(あてはまるものをすべて選択)



(9)外部との付き合いや孤立感(若者向け調査)

「自分には人とのつきあいがないと感じることがある」または「自分は取り残されていると感じることがある」と答えた方のうち、「時々ある」または「常にある」と答えた方は合わせて、それぞれ46.2%と45.4%となっています。

問6 次の項目について、あなたはどれくらいの頻度で感じていますか。(1つ選択)

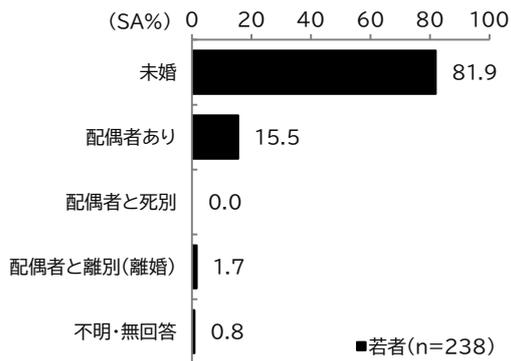


(10)結婚観（若者向け調査）

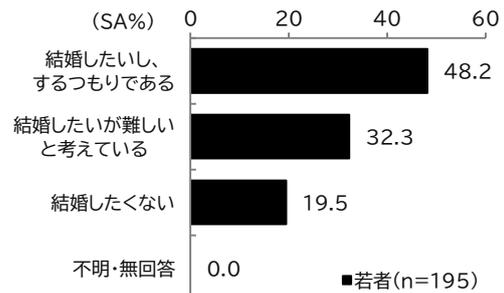
現在「未婚」と答えた方(81.9%)を対象とした設問では、「結婚したいが難しいと考えている」または「結婚したくない」と答えた方は合わせて51.8%となっています。

その理由として、「うまく関係を築ける自信がないから」と答えた方は53.5%、「自分の自由な時間がなくなるから」と答えた方は52.5%となっています。

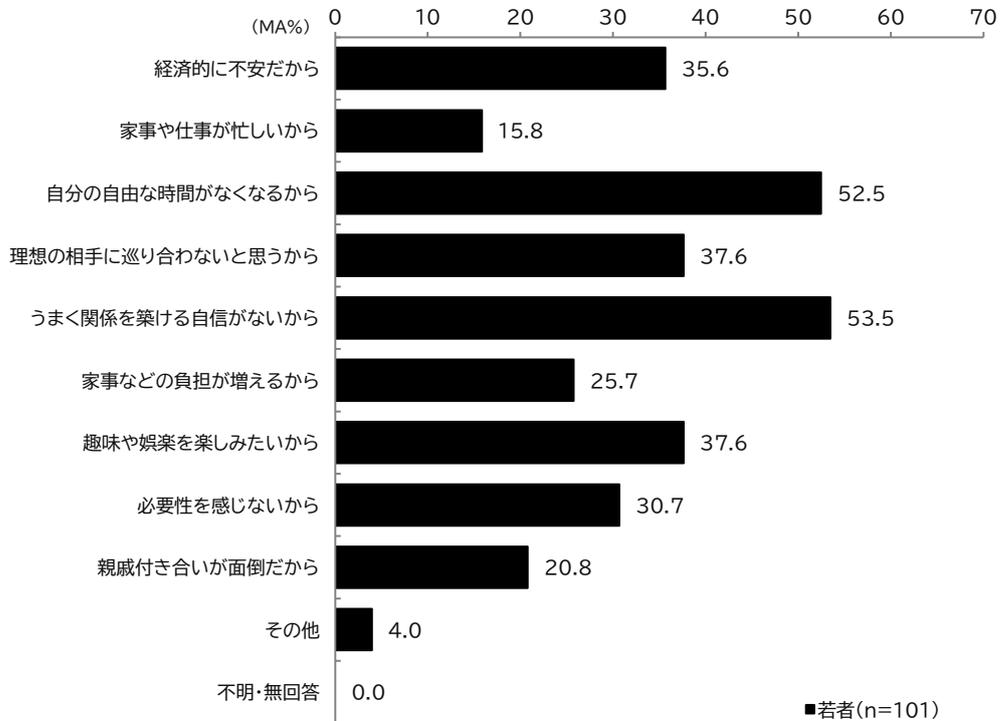
問9 あなたの現在の婚姻状況をお答えください。なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にある方を含めます。(1つ選択)



問9で「未婚」を選んだ方にお伺いいたします。将来的に結婚をしたいと思いませんか。(1つ選択)



「結婚したいが難しいと考えている」または「結婚したくない」を選んだ方にお伺いいたします。その理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選択)



(11)未婚の方の結婚観と職業でのクロス集計(若者向け調査)

「正規の社員・職員・従業員」や「学生・生徒(予備校生などを含む)」の方と比べて、「パート・アルバイト」や「派遣社員」、「無職」の方は、「結婚したいが難しいと考えている」または「結婚したくない」と答えた方が多くなっています。

横軸:問15 あなたの現在の仕事をお答えください。複数に当てはまる場合は、主たるものをお答えください。(1つ選択)

縦軸:「未婚」を選んだ方にお伺いいたします。将来的に結婚をしたいと思えますか。(1つ選択)

		職業												
		(予備校生などを含む) 学生・生徒 アルバイト パート・アルバイト	派遣社員	契約社員・ 嘱託社員	正規の社員・ 職員・従業員	会社などの役員	自営業・自由業	家族従業者 ・内職	専業主婦・主夫	家事手伝い	無職(仕事を 探している)	(仕事を 探してい ない) 無職	その他	
結婚観	結婚したいし、するつもりである	56	7	1	1	26	1	1	0	0	0	1	1	0
	結婚したいが難しいと考えている	36	7	2	1	15	0	1	0	0	0	1	1	0
	結婚したくない	22	2	1	0	10	0	0	0	0	0	3	0	1

若者(n=195)

(12)自分の将来への希望の有無と職業でのクロス集計(若者向け調査)

「正規の社員・職員・従業員」や「パート・アルバイト」の方と比べて、「学生・生徒(予備校生などを含む)」の方は、「将来に希望がある」と答えた方が多くなっています。

横軸:問15 あなたの現在の仕事をお答えください。複数に当てはまる場合は、主たるものをお答えください。(1つ選択)

縦軸:問22 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。(1つ選択)

		職業												
		(予備校生などを含む) 学生・生徒 アルバイト パート・アルバイト	派遣社員	契約社員・ 嘱託社員	正規の社員・ 職員・従業員	会社などの役員	自営業・自由業	家族従業者 ・内職	専業主婦・主夫	家事手伝い	無職(仕事を 探している)	(仕事を 探してい ない) 無職	その他	
将来に希望がある	あてはまる	44	2	2	0	14	3	2	0	1	0	1	0	1
	どちらかといえばあてはまる	43	7	3	1	34	0	2	0	2	0	1	3	2
	どちらかといえばあてはまらない	25	10	2	0	19	0	0	1	1	0	2	0	0
	あてはまらない	6	4	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0

若者(n=238)

(13)社会生活や日常生活を円滑に送ることができていない経験と職業でのクロス集計(若者向け調査)

「正規の社員・職員・従業員」や「学生・生徒(予備校生などを含む)」の方と比べて、「パート・アルバイト」の方は、「生活が困難だった経験がある」と答えた方が多くなっています。

横軸:問15 あなたの現在の仕事をお答えください。複数に当てはまる場合は、主たるものをお答えください。(1つ選択)

縦軸:問26 あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。最もあてはまるものを選んでください。(1つ選択)

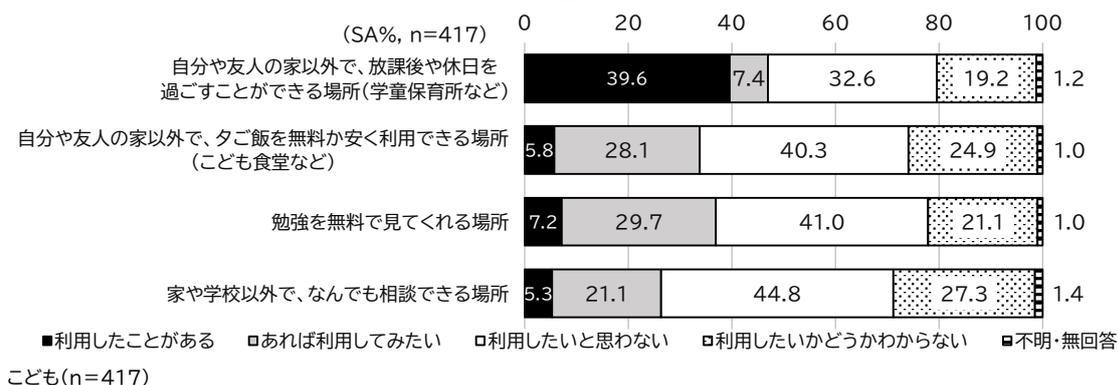
		職業												
		(予備校生などを含む) 学生・生徒 アルバイト	派遣社員	契約社員・ 嘱託社員	正規の社員・ 職員・従業員	会社などの役員	自営業・自由業	家族従業者 ・内職	専業主婦・主夫	家事手伝い	無職(仕事を 探している)	(仕事を 探してい ない)	無職	その他
生活が困難 だった経験	今までに経験があった (または、現在ある)	12	10	2	2	9	1	2	0	2	0	1	1	1
	どちらかといえば、あった(ある)	24	8	2	0	17	1	1	0	1	0	3	1	1
	どちらかといえば、なかった (ない)	23	0	2	0	18	0	1	1	0	0	1	0	1
	なかった(ない)	50	5	1	0	24	1	0	0	1	0	0	1	0
	わからない、答えられない	9	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0

若者(n=238)

(14)放課後や休日に過ごす場所やその利用希望(こども向け調査)

「勉強を無料で見てくれる場所」または「自分や友人の家以外で、夕ご飯を無料か安く利用できる場所(こども食堂など)」と答えた方のうち、「あれば利用してみたい」と答えた方は、それぞれ29.7%と28.1%となっています。

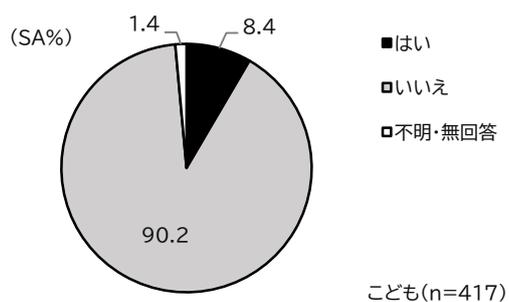
問21 あなたは次のような場所を利用したことがありますか。(1つ選択)



(15)ヤングケアラーへの支援(こども向け調査)

家族や親戚のお世話をしたり、仕事を手伝ったりすることで、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間などを減らさなければならなかった経験についての設問では、「はい」と答えた方は8.4%となっています。

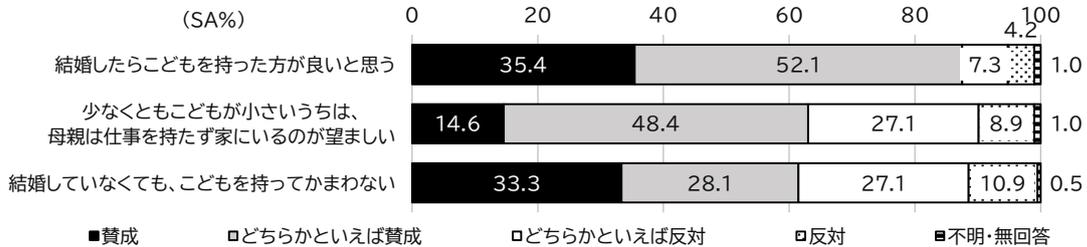
問17 あなたは、家族や親戚のお世話をしたり、仕事を手伝ったりすることで、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間などを減らさなければならぬことがありますか。(1つ選択)



(16) 子どもを持つことに対する考え方(未婚・夫婦のみ世帯向け調査)

「結婚したら子どもを持った方が良いと思う」と答えた方のうち、「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた方は87.5%となっています。

問8 子どもを持つことに対する考え方について、最も近いものを教えてください。(1つ選択)

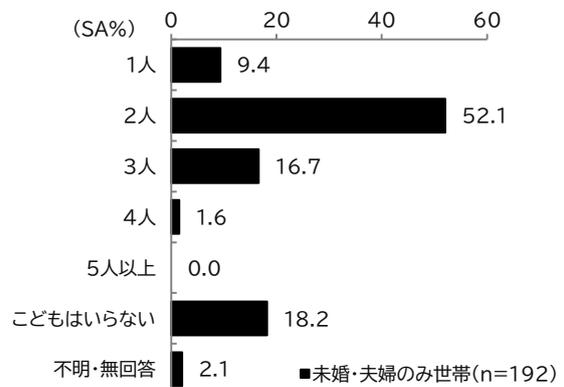


未婚・夫婦のみ世帯(n=192)

(17) 希望する子どもの人数(未婚・夫婦のみ世帯向け調査)

「2人」と答えた方は52.1%、「3人」と答えた方は16.7%、「子どもはいらない」と答えた方は18.2%となっています。

問10 希望する子どもの人数について教えてください。(1つ選択)

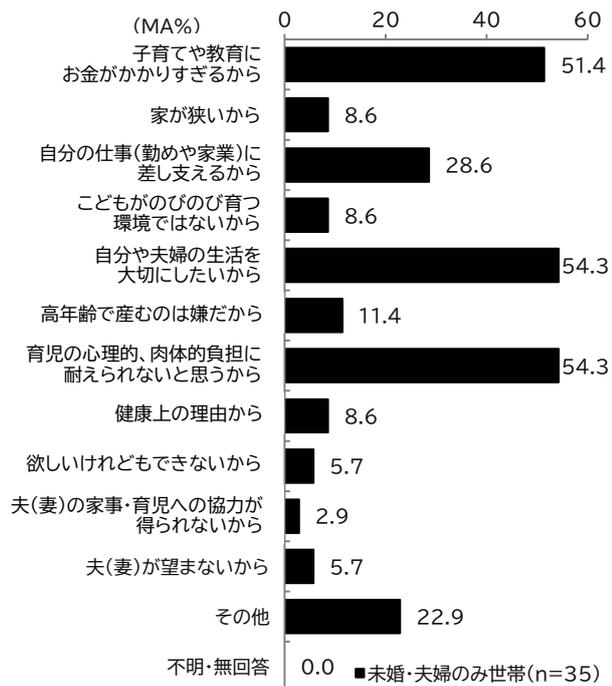


未婚・夫婦のみ世帯(n=192)

「子どもはいらない」と答えた方のうち、そのように考える理由については、「自分や夫婦の生活を大切にしたいから」または「育児の心理的、肉体的負担に耐えられないと思うから」と答えた方はそれぞれ54.3%となっています。

また、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えた方は51.4%となっています。

問10で「子どもはいらない」を選んだ方のみお答えください。そのようにお考えになる理由として、当てはまるものをすべてお答えください。



未婚・夫婦のみ世帯(n=35)

(18)こどもの貧困

令和4年の国民生活基礎調査における貧困線は127万円となっており、「相対的貧困率」は15.4%、「子ども(17歳以下)の貧困率」は11.5%となっています。

※「貧困線」とは、等価可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入である世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額です。

※「相対的貧困率」とは、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

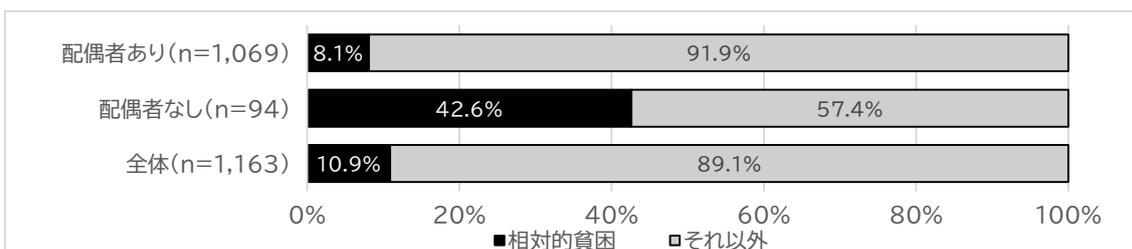
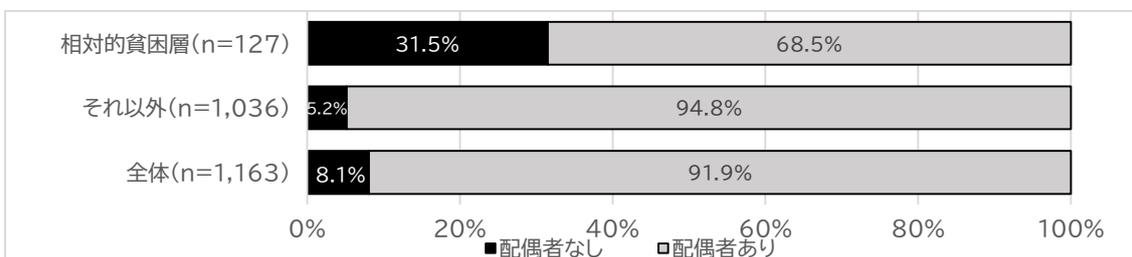
本調査結果に、令和4年国民生活基礎調査における相対的貧困層(貧困線の基準)の考え方を当てはめると、王寺町では、相対的貧困層は127人(10.9%)となり、前回調査(64人、7.4%)を上回る結果となっています。

	総数	100万円未満	100万円台	200万円台	300万円台	400万円台	500万円台	600万円台	700万円台	800万円台	900万円台	1,000万円以上	無回答
総数	1,281	81	30	35	62	110	109	151	126	144	97	221	115
世帯人員数													
2人	55	9	10	12	10	4	4	1	1	1	2	1	0
3人	331	24	8	7	18	32	34	40	28	29	24	43	44
4人	609	30	8	10	24	55	49	73	75	74	51	122	38
5人	236	16	4	6	9	16	19	28	17	35	16	47	23
6人	33	1	-	-	1	2	3	7	5	3	2	6	3
7人	7	1	-	-	-	1	-	-	-	1	2	1	1
8人	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
無回答	9	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	6

相対的貧困層	127 人	10.9%
それ以外	1,036 人	89.1%

相対的貧困層 それ以外

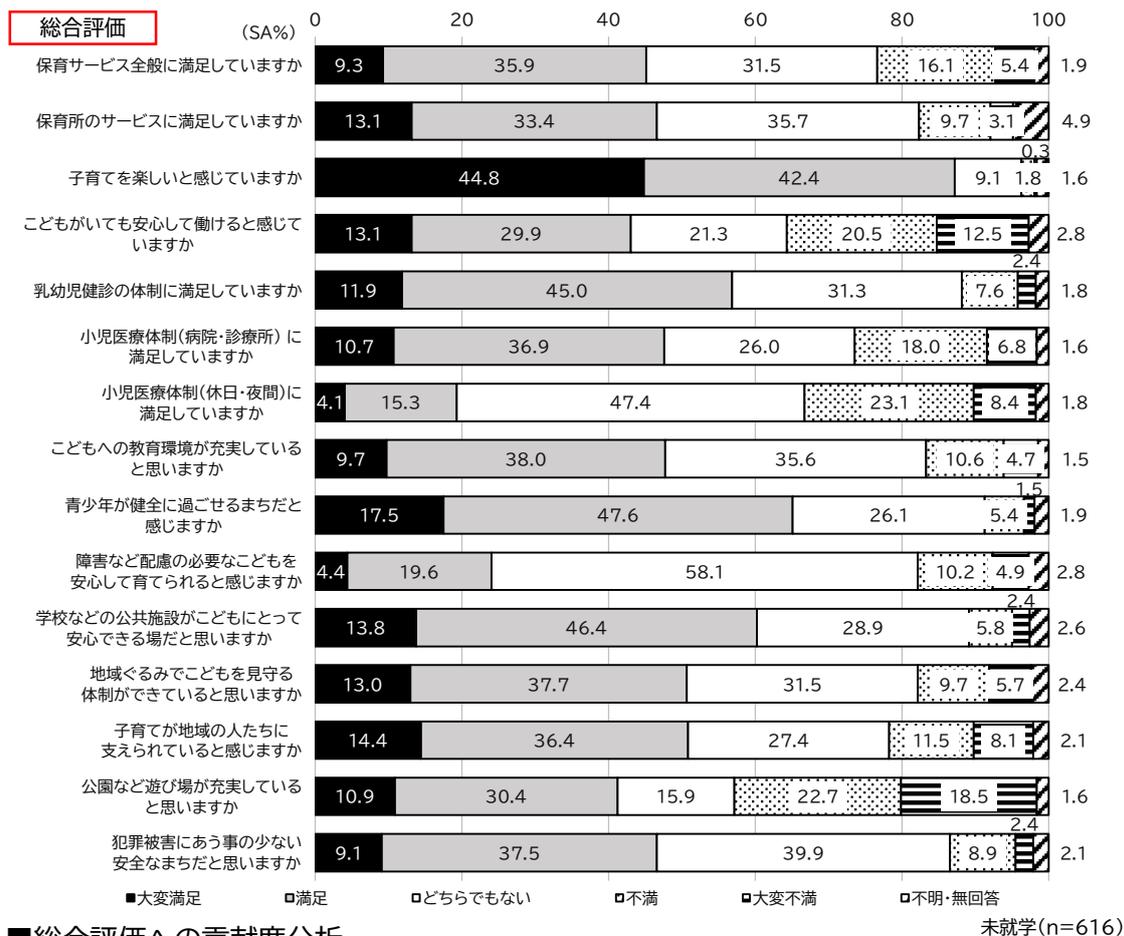
相対的貧困層の127人のうち「配偶者なし」世帯が31.5%を占め、配偶者なし世帯全体の42.6%が相対的貧困層となっています。



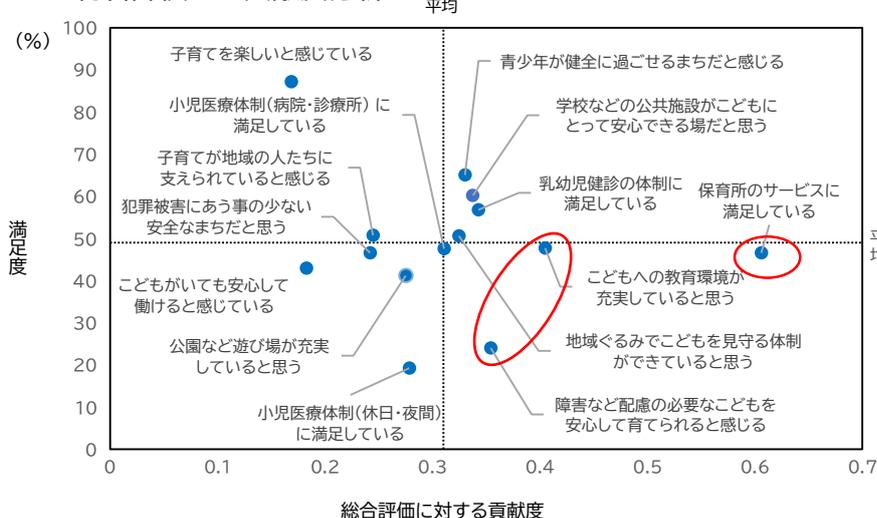
(19)子育て支援施策全般

①未就学のこどもがいる子育て世帯

総合的な評価との関連性が高く、かつ現状の満足度の低い施策に取り組むことで、全体的な満足度を高めやすいと考えられます。王寺町のサービスやまちづくりについての設問から、総合評価への貢献度が高く、満足度の低い「保育所のサービス」、「教育環境」、「配慮の必要なこどもの育てやすさ」を改善すれば、総合評価の満足度が高まりやすいと考えられます。



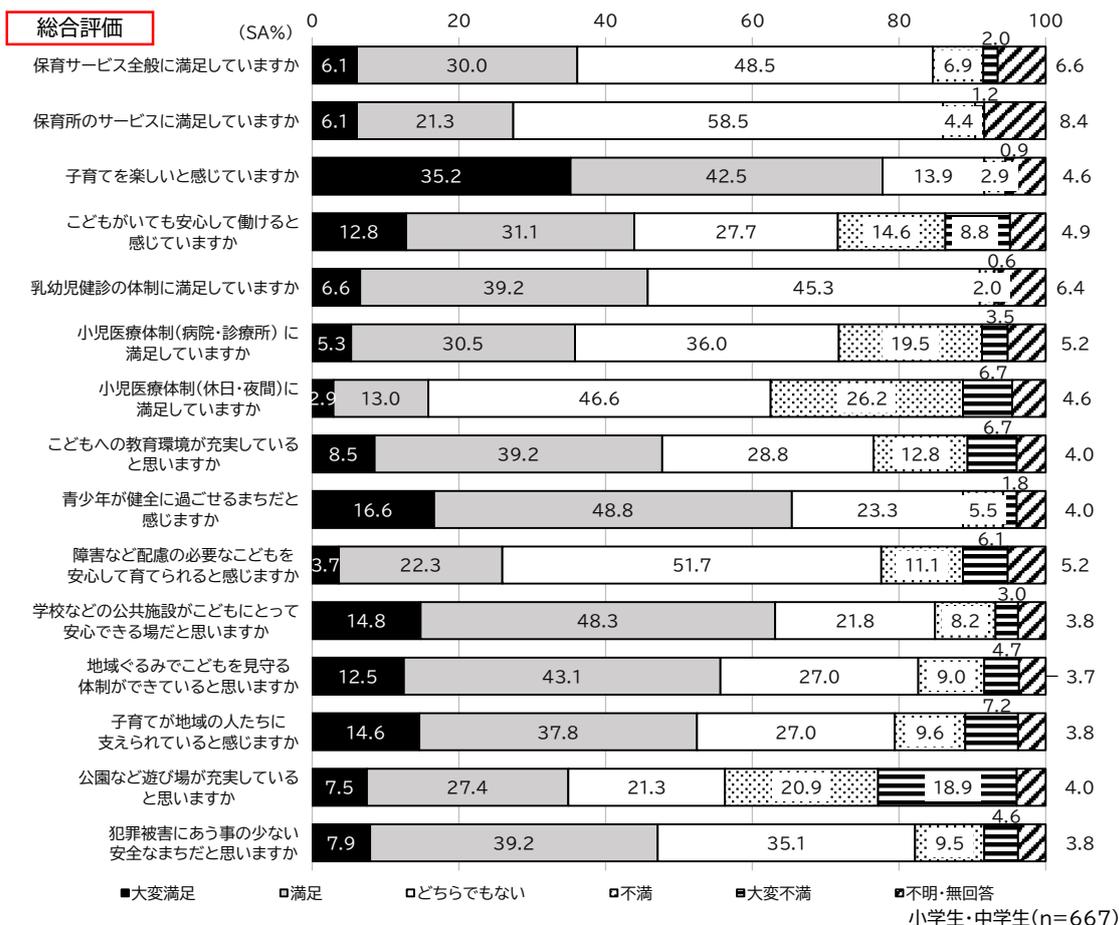
■総合評価への貢献度分析



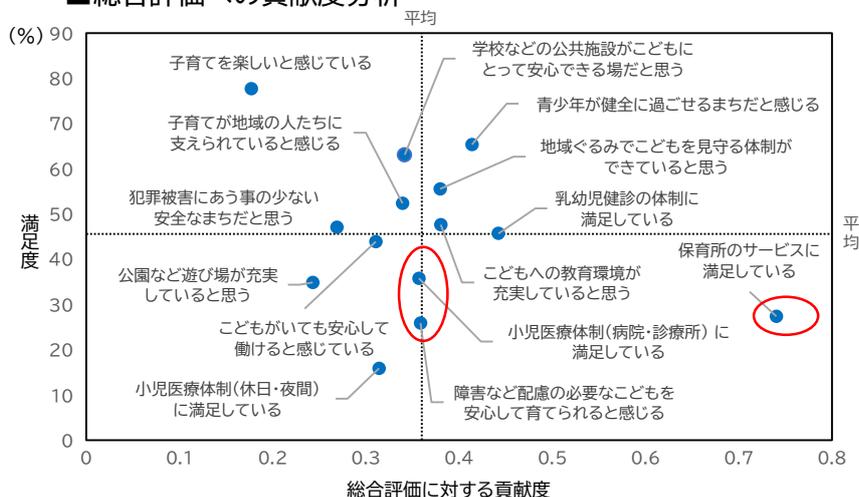
※貢献度分析とは、上記の政策分野全体(総合評価)の満足度に対して、どの施策の満足度がどの程度貢献しているか統計処理して表しています。貢献度が高く満足度が低い施策に取り組むことで、総合評価の満足度が高まりやすいと考えられます。

②小学生・中学生のこどもがいる子育て世帯

総合的な評価との関連性が高く、かつ現状の満足度の低い施策に取り組むことで、全体的な満足度を高めやすいと考えられます。王寺町のサービスやまちづくりについての設問から、総合評価への貢献度が高く、満足度の低い「保育所のサービス」、「小児医療体制(病院・診療所)」、「配慮の必要なこどもの育てやすさ」を改善すれば、総合評価の満足度が高まりやすいと考えられます。



総合評価への貢献度分析



※貢献度分析とは、上記の政策分野全体(総合評価)の満足度に対して、どの施策の満足度がどの程度貢献しているか統計処理して表しています。貢献度が高く満足度が低い施策に取り組むことで、総合評価の満足度が高まりやすいと考えられます。

3. こども・若者からの意見聴取

こども

- ・開催日時 令和6年7月19日(金) 11時～13時
- ・場 所 王寺南義務教育学校(畠田学舎)ランチルーム
- ・参加者 王寺北義務教育学校 生徒会役員6名、
王寺南義務教育学校 生徒会役員8名
(計14名)
- ・テ ー マ 「みんなが安心して過ごすことができる
居場所づくり」について



テーマ	主な意見の内容
居場所 とは	自宅や学校、友人の家(親しい人がいる場所)
	仲の良い友人や安心できるおとながいる場所
	誰かが見守ってくれて、利用しやすい場所(悩みを聞いてくれる場所など)
	友人と気兼ねなく遊べる場所
	フリーWi-Fiがあるネットカフェのような個室で自分の好きなことが出来る場所
	空調の整った静かで落ち着ける場所(寝たり、休憩できる場所)
	室内で運動ができる場所(無料利用できる、小中学生も利用できるジムなど)
	綺麗な公園(草やごみが多くて、利用しづらい公園もある)
	年齢に関係なく利用できる公園
飲食ができる場所	
みんなが 安心して 過ごす ことが できる 居場所 づくり	王寺町内は居場所が充実していると感じるが、気を遣わずに遊べる場所、飲食スペースがあれば、さらに良い居場所になると思う
	自宅に居場所がない子のために自習室や自由に使える空調が整っている場所をつくる
	室内でスポーツができる場所や自由にボール遊びなどが出来る場所をつくる
	年齢に関係なく利用できる、バリアフリーな場所をつくる
	王寺駅周辺に施設が偏っており過ごしにくいので、それ以外にも居場所が欲しい
カラオケ、スーパー銭湯、フードコート、ゲームセンターなどの施設をつくる	

○意見のまとめ

- ・友達と気兼ねなく遊べる公園や小中学生でも体を動かせる室内の遊び場があれば良い。
- ・自分の時間を過ごせる静かで、フリーWi-Fiがあり、快適かつ綺麗な場所があれば良い。
- ・自分たちでもゴミ拾いや草取りを行ったり、ポイ捨てをしないことで、みんなが過ごしやすい居場所づくりをしていこうと思う。

若者

- ・開催日時 令和6年7月10(水) 13時～15時
- ・場 所 やわらぎ会館 小会議室1
- ・参加者 大和大学白鳳短期大学部学生2名、
王寺工業高等学校生徒2名、
町内在住大学生2名(計6名)
- ・テーマ ①「結婚・出産・子育て」について
②「つながる居場所づくり」について



テーマ	主な意見の内容
① 結婚・ 出産・ 子育て	経済的に不安があり、結婚に前向きになれない人が多いと思うので、高校・大学への学費支援があれば良い
	離婚などが増えてきており、結婚へのマイナスイメージが強いので、結婚の良さをPRする 王伸やYouTubeでの発信、広報をする
	共働きで子どもがいると、一人の時間や友人と過ごす時間が減るため、子どもを預けられる場所があると良い(預ける費用は無料または低費用ならさらに良い)
	子どもの良さを知るために授業などで子どもと触れ合える機会があれば良い
	待機児童の削減やファミサポの充実が重要
	男性育休の促進(共働き世帯の負担軽減)が重要
	屋内の公園やプールなどの遊び場を増やしてほしい
② つながる 居場所 づくり	町のクラブチーム、スポーツチームの創設支援
	人と関われるイベントづくり(趣味の雑談会や、集まった人で挑戦できるギネス記録、協力が必要なモノづくりイベントなど)
	多くの人が参加したいと思えるイベントの開催(豪華景品や有名人の参加があるなど)
	夏祭りの開催
	イベント全体の広報の強化
小中学生や高校・大学生などの世代間交流を増やす	

○意見のまとめ

- ①経済面への不安から結婚、出産、子育てが難しいと考えている人が多いため、経済面への支援をしたり、結婚、出産、子育てに対するプラス面を積極的に広報する。
- ②たくさんの方が関われる、協力して何かを行うイベントの開催や、そういった場所に訪れるのが苦手な人向けに共通の趣味や好きなことに限定した催し(オンライン含む)を開催する。

🏠 王寺町子ども計画の施策【教育・保育の提供の確保】【多様な保育の整備・拡充】【子どもや子育て家庭との交流の促進】【男性の家事・子育てへの参画促進】【子ども・若者の居場所づくり】に反映しました。

4. こども・若者と子育て家庭を取り巻く課題

こども

ポイント1 こどもが安心して過ごすことができる居場所づくり

- 「夕ご飯を無料か安く利用できる場所(こども食堂など)」や「勉強を無料で見られる場所があれば利用してみたい」と答えた方は、それぞれ28.1%と29.7%となっています。

ポイント2 課題を抱えたこどもやその家庭への多面的な支援づくり

- 将来の進学希望は中学・高校までと答えた方は合わせて16.1%で、その理由として、「早く働く必要があるから」または「家にお金がないと思うから」と答えた方が一定数います。
- 「家族や親戚のお世話をしたり、仕事を手伝ったりすることで、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間などを減らさなければならないことがある」と答えた方は8.4%となっています。

若者(未婚・夫婦のみ世帯向け調査を含む)

ポイント1 若者の安定的な雇用環境づくり

- 正規社員に比べ、非正規社員などの方は、生活が困難だった経験や将来への希望、結婚観においてネガティブな傾向となっています。

ポイント2 多様な価値観を尊重しつつ、結婚・子育てへのイメージアップ

- 将来の結婚観について、48.2%の方が「結婚したいし、するつもりである」と答えている一方で、「結婚したいが難しいと考えている」が32.3%、「結婚したくない」が19.5%で、その理由として35.6%の方が「経済的に不安だから」と答えています。
- 未婚・夫婦のみ世帯向け調査では、87.5%の方が「結婚したらこどもを持った方が良いと思う」と答えている一方で、18.2%の方が「こどもはいらない」と答えています。その理由として、「自分や夫婦の生活を大切にしたいから」や「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないと思うから」と答えた方はそれぞれ54.3%となっています。

ポイント2 地域社会とつながる場づくり

- 自分は、「人との付き合いがないと感じる」が46.2%、「取り残されていると感じる」が45.4%、「他の人たちから孤立していると感じる」が40.8%となっています。

子育て世帯(未婚・夫婦のみ世帯向け調査を含む)

ポイント1 幼児教育・保育ニーズへの対応

- 平日(月曜日から金曜日)に利用させたい・利用したいと考える施設として、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」と答えた方は35.2%と最も多く、次いで「認定こども園」と答えた方は33.3%となっており、幼児教育・保育に対するニーズは高くなっています。

ポイント2 就労していなくても一時的に保育所を利用できる制度には一定のニーズが存在

- 新たに見込み量や確保の方策を設定する「こども誰でも通園制度」について、利用したいと答えた方は20.1%であり、一定の利用希望が存在しています。

ポイント3 子育てにおける経済的負担感の軽減

- 「子育てに出費がかさむ」と答えた方は71.8%であり、理想的なこども数と現実的なこども数が異なる理由についても、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えた方は18.3%となっています。

ポイント4 子育てにおける心理的負担感の軽減

- 「子育ての悩みや不安からこどもにつらくあたったことがある」または「あたりそうな気持ちになったことがある」と答えた方は合わせて52.1%となっていますが、そのうち26.3%の方は人に相談するなどして解消しています。
- 未婚・夫婦のみ世帯向け調査では、「こどもはいらない」と答えた方(18.2%)のうち54.3%の方が、その理由として「育児の心理的、肉体的負担に耐えられないと思うから」と答えています。

ポイント5 仕事と子育てを両立しやすい環境づくり

- 「仕事と子育てで、心身ともに余裕がない」と答えた方は52.4%となっています。
- 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて、「自分やこどもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が60.6%、「こどもと接する時間が少ない」が48.2%となっています。

まとめ

こども・若者が、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるよう、また、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられるよう支援することが必要です。さらに、子育て当事者が安心して子育てができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援することが必要です。

第3章 計画の理念と施策の体系

1. 基本理念

本計画は、こども・若者と子育て世帯を対象とした計画であるため、こども・若者については、幸せに、希望を持ち、健やかに成長することができるよう、子育て世帯については、子育てに喜びを感じ、安心して子育てができ、『子育ては王寺で』とっていただけるよう、まちづくりを進めます。

すべてのこども・若者が健やかに育ち、安心して子育てができるまち

2. 基本的な視点

本計画の策定及び計画の推進にあたり、以下の3つを基本的な視点として定めます。

(1)今を生きるこども・若者の視点

すべてのこども・若者が幸せな状態で育つ支援

育つ環境や一人ひとりの特性にかかわらず、すべてのこども・若者が尊厳を持ち、幸せな状態で育つことができるよう取り組みます。

(2)こどもを育てる親や家庭の視点

親や家庭へのライフステージを通じた切れ目のない子育て支援

親や家庭が感じている心理的・経済的な負担感を緩和し、安心して日々を送ることができるよう、切れ目のない子育て支援に取り組みます。

(3)こども・若者を支える地域の視点

未来を担うこども・若者を地域全体で育む支援

不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや地域にサポートされ、問題を解決したり、乗り越えることができるよう取り組みます。

3. 基本目標

本計画では、こども計画を円滑に推進するため、基本理念『すべてのこども・若者が健やかに育ち、安心して子育てができるまち』に基づき、次の6つを基本目標とします。

(1)すべてのこどもの健やかな成長を支える教育・保育等の体制整備

王寺町で生まれ育つすべてのこどもが必要とし、希望する教育・保育等を受けることができる環境づくりを目指します。

(2)妊娠期からの切れ目のない支援と保健・医療提供体制の充実

妊娠期から子育て家庭が必要としている相談支援や経済的支援、保健・医療を切れ目なく提供できる体制づくりを目指します。

(3)すべてのこども・若者の権利を守る安全・安心な環境づくり

王寺町で育つすべてのこども・若者が、個人として尊重され、心身ともに安全・安心に過ごすことができる環境づくりを目指します。

(4)地域と社会によるこども・子育て世帯への支援

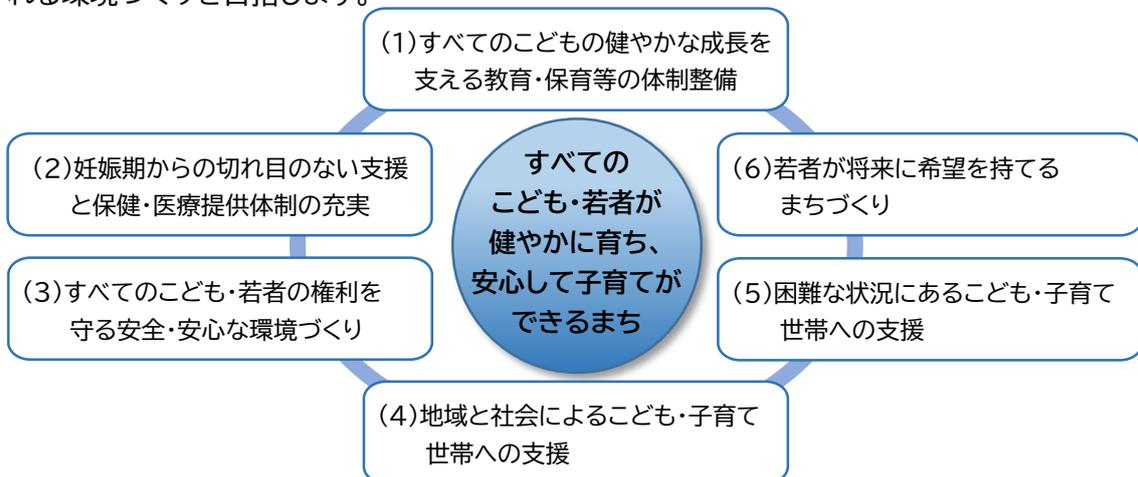
王寺町の未来を担うこども・子育て世帯を地域で見守り、社会全体でこども・子育て世帯を支える環境づくりを目指します。

(5)困難な状況にあるこども・子育て世帯への支援

経済的困難等により、こどもの将来が左右されることがないように、こども・子育て世帯への支援体制の構築を目指します。

(6)若者が将来に希望を持てるまちづくり

若者が、就職や結婚などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重される環境づくりを目指します。



4. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。

【基本理念】すべての子ども・若者が健やかに育ち、安心して子育てができるまち

基本目標1:すべての子どもの健やかな成長を支える教育・保育等の体制整備

- (1)教育・保育の提供体制の確保
- (2)幼児教育・保育の質の向上
- (3)義務教育学校での質の高い教育の推進
- (4)多様な保育の整備・拡充
- (5)経済的支援の推進

基本目標2:妊娠期からの切れ目のない支援と保健・医療提供体制の充実

- (1)情報提供・相談支援体制の推進
- (2)経済的負担の軽減
- (3)子ども・子育て支援事業の充実
- (4)保健・医療提供体制の確保
- (5)配慮が必要な子どもへの支援

基本目標3:すべての子ども・若者の権利を守る安全・安心な環境づくり

- (1)安全で安心できるまちづくりの推進
- (2)健やかに育つ権利の確保及び
まちづくりに参画する意識の醸成
- (3)相談支援体制の充実
- (4)子ども・若者の居場所づくり

基本目標4:地域と社会による子ども・子育て世帯への支援

- (1)子育てを支えるネットワークづくり
- (2)男性の家事・子育てへの参画促進
- (3)子育てと仕事の両立支援の推進

基本目標5:困難な状況にある子ども・子育て世帯への支援

- (1)相談支援体制の強化
- (2)子どもに届く生活・学習支援
- (3)生活に困っている家庭への経済的支援
- (4)ヤングケアラーへの支援
- (5)児童虐待防止対策の充実

基本目標6:若者が将来に希望を持てるまちづくり

- (1)新婚家庭への経済的支援
- (2)就労支援の推進
- (3)子どもや子育て家庭との交流の促進

第4章 事業量の見込みと確保の方策

1. 区域の設定

本計画において各事業の量の見込みと確保の方策(提供体制の確保の内容及び実施時期)を定めるにあたり、王寺町の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、計画における各事業の提供区域は単一区域と設定します。

2. 量の見込みと確保の方策

(1)特定教育・保育事業

①就学前児童の認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育の利用を希望する就学前児童について、保護者の就労状況等により、以下の3つの認定区分があります。

認定区分	認定の内容
1号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの
2号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの



②特定教育事業の量の見込みと確保の方策

4月1日時点		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(3~5歳)		757人	795人	754人	714人	637人
利用割合 (利用人数の人口割合)		34.2%	29.8%	29.0%	29.6%	36.4%
利用状況	1号	219人	213人	204人	196人	220人
	2号	40人	24人	15人	15人	12人
	合計	259人	237人	219人	211人	232人
定員数		610人	610人	400人	400人	400人
確保の内容		259人	237人	219人	211人	232人
不足量		0人	0人	0人	0人	0人

4月1日時点		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口(3~5歳)	a	604人	561人	522人	517人	527人
利用割合 (利用人数の人口割合)	b	31.8%	31.8%	31.8%	31.8%	31.8%
見込み量 c (a×b)	1号	175人	162人	151人	149人	153人
	2号	17人	16人	15人	15人	15人
	合計	192人	178人	166人	164人	168人
定員数		415人	415人	415人	415人	415人
確保の内容	d	192人	178人	166人	164人	168人
不足量	c-d	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量cは「人口a」に「利用割合b」を掛けて算出

・「利用割合b」は過去5年間(R2年度～R6年度)の平均利用割合に「人口a」を掛けて算出

【確保の方策】

現在、町立幼稚園2園(王寺北幼稚園、王寺南幼稚園)等で実施しています。幼稚園の園児数は減少傾向にあるため、今後も現状の2園において対応します。

③特定保育事業の量の見込みと確保の方策

4月1日時点		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
人口	3-5歳	757人	795人	754人	714人	637人	
	0歳	227人	188人	208人	190人	154人	
	1歳	228人	224人	224人	196人	183人	
	2歳	273人	225人	225人	196人	197人	
	合計(0-5歳)	1,485人	1,432人	1,390人	1,296人	1,171人	
利用割合 (利用人数の 人口割合)	2号	3-5歳	48.2%	49.2%	47.3%	48.0%	50.7%
	3号	0歳	31.3%	33.5%	32.2%	32.6%	36.4%
		1歳	44.3%	41.5%	42.0%	48.0%	46.4%
		2歳	43.6%	51.1%	53.1%	55.6%	54.8%
	合計(0-5歳)		44.2%	46.2%	45.3%	46.9%	48.8%
利用状況	2号	3-5歳	365人	391人	357人	343人	323人
	3号	0歳	71人	63人	67人	62人	56人
		1歳	101人	93人	84人	94人	85人
		2歳	119人	115人	121人	109人	108人
	合計(0-5歳)		618人	656人	662人	629人	572人
定員数	2号	3-5歳	270人	270人	270人	270人	270人
	3号	0歳	75人	78人	78人	78人	78人
		1歳	85人	93人	93人	93人	93人
		2歳	95人	103人	103人	103人	103人
	合計(0-5歳)		525人	544人	544人	544人	544人
確保の内容	2号	3-5歳	365人	391人	357人	343人	323人
	3号	0歳	71人	63人	67人	62人	56人
		1歳	101人	93人	84人	94人	85人
		2歳	119人	115人	121人	109人	108人
	合計(0-5歳)		618人	656人	662人	629人	572人
不足量	2号	3-5歳	0人	0人	0人	0人	0人
	3号	0歳	0人	0人	0人	0人	0人
		1歳	0人	0人	0人	0人	0人
		2歳	0人	0人	0人	0人	0人
	合計(0-5歳)		0人	0人	0人	0人	0人

4月1日時点		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
人口 a	3-5歳		604人	561人	522人	517人	527人
	0歳		194人	194人	194人	194人	194人
	1歳		153人	192人	192人	192人	192人
	2歳		182人	153人	192人	192人	192人
	合計(0-5歳)		1,133人	1,100人	1,100人	1,095人	1,105人
利用割合 (利用人数の 人口割合) b	2号	3-5歳	51.8%	52.9%	54.0%	55.1%	56.2%
	3号	0歳	37.5%	38.6%	39.7%	40.8%	41.9%
		1歳	47.5%	48.6%	49.7%	50.8%	51.9%
		2歳	55.9%	57.0%	58.1%	59.2%	60.3%
	合計(0-5歳)		49.4%	50.5%	51.5%	52.6%	53.7%
見込み量 c(a×b)	2号	3-5歳	313人	297人	282人	285人	296人
	3号	0歳	73人	75人	77人	79人	81人
		1歳	72人	94人	96人	98人	100人
		2歳	102人	89人	112人	114人	116人
	合計(0-5歳)		560人	555人	567人	576人	593人
定員数	2号	3-5歳	315人	315人	315人	315人	315人
	3号	0歳	84人	84人	84人	84人	84人
		1歳	103人	103人	103人	103人	103人
		2歳	117人	117人	117人	117人	117人
	合計(0-5歳)		619人	619人	619人	619人	619人
確保の内容 d	2号	3-5歳	313人	297人	282人	285人	296人
	3号	0歳	73人	75人	77人	79人	81人
		1歳	72人	94人	96人	98人	100人
		2歳	102人	89人	112人	114人	116人
	合計(0-5歳)		560人	555人	567人	576人	593人
不足量 c-d	2号	3-5歳	0人	0人	0人	0人	0人
	3号	0歳	0人	0人	0人	0人	0人
		1歳	0人	0人	0人	0人	0人
		2歳	0人	0人	0人	0人	0人
	合計(0-5歳)		0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量cは「人口a」に「利用割合b」を掛けて算出

【確保の方策】

現在、町内の私立保育所1園2施設、認定こども園1園及び小規模保育所1園で実施しています。

令和6年度より、保育士の不足によって待機児童を発生させないため、新たな保育士の処遇改善を実施し、令和7年4月には民間による認定こども園の開園を予定しています。



(2)地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法において、以下の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられています。

①地域子ども・子育て支援事業の概要

事業	事業の内容
1. 時間外保育事業 (延長保育)	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
2. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
3. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業 ※ほかに「夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)」がある
4. 地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業
5. 一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼稚園や保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
6. 病児保育事業	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
7. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員とし、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業
8. 利用者支援事業	こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供を行うとともに、それらの利用に当たったの相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡、調整等を実施する事業
9. 妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
10. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業
11. 養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導や助言を適切に行い、家庭の適切な養育の実施を図る事業
12. 子育て世帯訪問支援事業 【新規事業】	家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

事業	事業の内容
13. 児童育成支援拠点事業 【新規事業】	虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るため、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
14. 親子関係形成支援事業 【新規事業】	子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、親子の関係性や児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業
15. 妊婦等包括相談支援事業 【新規事業】	妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図るために、主に妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業
16. 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【新規事業】	満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業
17. 産後ケア事業 【新規事業】	産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図るために、産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とそのこどもを対象に、母親の心身のケアや育児サポートをする事業
以下、量の見込みを伴わない事業	
18. 子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関等)の専門性強化と、地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業
19. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園や保育所等に通う低所得世帯を対象に、給食に関する費用や日用品・文房具等の購入に要する費用等の一部を補助
20. 多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究 その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置 又は運営を促進するための事業



②各事業の見込み量と確保の方策

1. 時間外保育事業【延長保育】(0～5歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(0～5歳)	1,485人	1,432人	1,390人	1,296人	1,171人
延利用人数の人口割合	11.6%	12.4%	13.1%	12.1%	13.4%
利用状況 (延利用人数(年間))	173人	178人	182人	157人	157人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口(0～5歳)	a	1,133人	1,100人	1,100人	1,095人	1,105人
延利用人数の人口割合	b	13.9%	14.4%	14.9%	15.4%	15.9%
見込み量 (延利用人数(年間))c(a×b)		157人	158人	164人	169人	176人
確保の内容	d	157人	158人	164人	169人	176人
不足量	c-d	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】 現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量は「人口a」に「延利用人数の人口割合b」を掛けて算出

・「延利用人数の人口割合b」は増加傾向にあるが、長時間労働の是正や働き方改革の推進により延長保育の利用者減少も考えられる。しかし今後も、第2子目に係る保育料全額減免の実施や女性の社会進出の増加により、利用者が増えていくことが考えられることから、「延利用人数の人口割合b」を0.5%ずつ伸ばす

・令和2年度から令和6年度までの人口割合の伸び率(平均値[0.5%])を使用

【確保の方策】

現在、黎明保育園と片岡の里こども園において「延長保育事業」として実施しています。

今後5年間の見込み量は増加するものの、過去5年間の実績の最大値内であることから、今後も現状の2園の事業において対応します。

2. 放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】(小学1年生～小学6年生)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	1年生	268人	240人	274人	252人	267人
	2年生	267人	270人	240人	277人	254人
	3年生	263人	266人	271人	243人	281人
	4年生	219人	256人	267人	272人	246人
	5年生	213人	217人	255人	269人	275人
	6年生	200人	215人	218人	258人	269人
	合計	1,430人	1,464人	1,525人	1,571人	1,592人
利用割合 (利用人数の 人口割合)	1年生	56.3%	56.7%	48.9%	51.2%	50.2%
	2年生	58.1%	54.8%	66.3%	51.3%	53.5%
	3年生	38.8%	35.3%	39.9%	53.1%	43.4%
	4年生	40.2%	33.2%	27.3%	27.6%	41.5%
	5年生	30.5%	25.3%	22.0%	17.1%	25.5%
	6年生	21.0%	14.9%	10.6%	7.4%	12.6%
	合計	42.2%	37.6%	36.3%	34.4%	37.6%
利用状況(年間)	1年生	151人	136人	134人	129人	134人
	2年生	155人	148人	159人	142人	136人
	3年生	102人	94人	108人	129人	122人
	4年生	88人	85人	73人	75人	102人
	5年生	65人	55人	56人	46人	70人
	6年生	42人	32人	23人	19人	34人
	合計	603人	550人	553人	540人	598人
【※内訳】 利用状況(年間)	町営学童保育	332人	345人	327人	290人	342人
	部屋数	6部屋	6部屋	7部屋	7部屋	7部屋
	民間学童保育	271人	205人	226人	250人	256人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口 a	1年生	227人	222人	189人	194人	178人
	2年生	269人	229人	224人	190人	196人
	3年生	256人	272人	231人	226人	192人
	4年生	283人	258人	274人	233人	228人
	5年生	248人	285人	260人	276人	235人
	6年生	276人	249人	286人	261人	277人
	合計	1,559人	1,515人	1,464人	1,380人	1,306人
利用割合 (利用人数の 人口割合) b	1年生	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%
	2年生	56.8%	56.8%	56.8%	56.8%	56.8%
	3年生	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%
	4年生	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%
	5年生	24.1%	24.1%	24.1%	24.1%	24.1%
	6年生	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%
	合計	36.8%	36.4%	35.4%	35.2%	35.1%
見込み量(年間) c(a×b)	1年生	120人	117人	100人	102人	94人
	2年生	153人	130人	127人	108人	111人
	3年生	108人	115人	97人	95人	81人
	4年生	96人	88人	93人	79人	78人
	5年生	60人	69人	63人	67人	57人
	6年生	37人	33人	38人	35人	37人
	合計	574人	552人	518人	486人	458人
【※内訳】 見込み量(年間)	町営学童保育	330人	317人	298人	279人	263人
	部屋数	7部屋	7部屋	7部屋	7部屋	7部屋
	民間学童保育	244人	235人	220人	207人	195人
確保の内容 不足量	d c-d	574人 0人	552人 0人	518人 0人	486人 0人	458人 0人

【算出方法】 現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量は「人口a」に「利用割合b」を掛けて算出

・令和7年度から令和11年度の「利用割合b」は、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少はないことから、各学年の令和2年度から令和6年度までの利用割合の平均値を使用

【確保の方策】

現在、町内の2義務教育学校、社会福祉法人和光会の「元気クラブ」と「片岡の里こども園附属学童保育所」において、全学年(1年生～6年生)を対象に実施しています。

今後、緩やかに利用人数の減少が見込まれますが、「元気クラブ」や「片岡の里こども園附属学童保育所」とも連携し、安定的な運営を確保します。

3. 子育て短期支援事業【ショートステイ】(0～5歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用状況 (延利用者数(年間))	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (延利用者数(年間)) a	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
確保の内容 b	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
不足量 a-b	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【算出方法】 利用実績がないため、前計画(第2期計画)の見込み量と同数

○ニーズ調査の項目「短期入所生活援助事業(ショートステイ)の利用希望」で「利用したい」を選択した割合[11.9%]であるが、実績がないことから、前計画と同数を見込む

【確保の方策】

斑鳩町の児童養護施設「いかるが園」と里親への委託により提供体制を確保していますが、今後、年間10人日の利用が想定されるため、児童養護施設「いかるが園」と里親への委託を継続することで、必要量を確保します。

4. 地域子育て支援拠点事業(0～2歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(0～2歳)	728人	637人	636人	582人	534人
利用人数の人口割合 (1回あたり)	1.8%	2.4%	2.2%	3.4%	3.2%
実施回数(年間)	541回	450回	454回	602回	716回
利用人数(1回あたり)	13人	15人	14人	20人	17人
利用状況 (延利用回数(年間))	6,889人回	6,885人回	6,412人回	11,861人回	11,916人回
か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口(0～2歳) a	529人	539人	578人	578人	578人
利用人数の人口割合 (1回あたり) b	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%
実施回数(年間) c	602回	602回	602回	602回	602回
利用人数(1回あたり) d(a×b)	18人	18人	20人	20人	20人
見込み量 (延利用回数(年間)) e(c×d)	10,836人回	10,836人回	12,040人回	12,040人回	12,040人回
か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保の内容 f	10,836人回	10,836人回	12,040人回	12,040人回	12,040人回
不足量 e-f	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【算出方法】 現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

※町内3拠点の面積では1回あたり60組の親子の利用が可能(1組の親子の利用スペースとしては3.8㎡が必要)

○見込み量は「利用人数d」に「実施回数c」を掛けて算出

・「実施回数c」及び「利用人数の人口割合b」は、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルスの影響で、利用制限を実施したことにより利用者が大幅に減少したことから、令和5年度の数値[602回、3.4%]を使用

・「利用人数d」は、各年の「人口a」に「利用人数の人口割合b」を掛けて算出

【確保の方策】

保健センター内の「すくすく広場」、いずみスクエア内の「わくわく広場」、文化福祉センター内の「どんぐり」の町内3か所で実施体制を確保しています。今後も引き続き利用促進を図り、地域やサークル活動を通じた交流機会の場を提供することで、安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、こどもの発達に応じた環境改善に努めます。

5-1. 一時預かり事業【町立幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業】(3~5歳)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
園児数 (実績)	1号	217人	208人	185人	172人	138人	
	2号	40人	24人	15人	15人	12人	
	合計	257人	232人	200人	187人	150人	
利用人数 (1日あたり)	1号	利用割合	5人	7人	8人	8人	6人
		人数	2.3%	3.4%	4.3%	4.7%	4.5%
	2号	利用割合	7人	5人	4人	4人	3人
		人数	17.5%	20.8%	26.7%	26.7%	26.7%
	合計	12人	12人	12人	12人	9人	
実施日数(年間)		541日	575日	383日	385日	393日	
利用状況 (延利用日数 (年間))	1号	2,536人	4,110人	2,996人	3,269人	2,358人	
	2号	4,054人	2,714人	1,371人	1,592人	1,179人	
	合計	6,590人	6,824人	4,367人	4,861人	3,537人	

※1号:保育の必要性がない児童 ※2号:保育の必要性がある児童

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
園児数 (見込み)	1号 a	175人	162人	151人	150人	153人	
	2号 b	17人	16人	15人	15人	15人	
	合計	192人	178人	166人	165人	168人	
利用人数 (1日あたり)	1号	利用割合 c	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
		人数 d(a×c)	8人	7人	7人	7人	7人
	2号	利用割合 e	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%
		人数 f(b×e)	5人	4人	4人	4人	4人
	合計	13人	11人	11人	11人	11人	
実施日数(年間) g		404日	408日	412日	416日	420日	
見込み量 (延利用日数 (年間))	1号h (d×g)	3,232人	2,856人	2,884人	2,912人	2,940人	
	2号i (f×g)	2,020人	1,632人	1,648人	1,664人	1,684人	
	合計 j(h+i)	5,252人	4,488人	4,532人	4,576人	4,624人	
確保の内容 k		5,252人	4,488人	4,532人	4,576人	4,620人	
不足量 j-k		0人	0人	0人	0人	0人	

【算出方法】 現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量は、「実施日数g」に「利用人数d・f」を掛けて算出

・「利用人数d・f」は、「利用人数の利用割合c・e」を各年の「園児数a・b」に掛けて算出

・「利用人数の利用割合c・e」は、令和4年度から町立幼稚園を2園に再編したことから、令和4年度と令和5年度の平均値[1号:4.5%、2号26.7%]を使用

【確保の方策】

一時預かり事業のうち、町立幼稚園の在園児を対象とするものについては、町立2園(王寺北幼稚園・王寺南幼稚園)で事業を行っており、夏休み等の長期休業中も含め、17時まで実施しています。今後、保護者の利便性を考慮し、預かり時間の延長等を検討します。



5-2. 一時預かり事業【保育所等の一時預かり事業】(0~5歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(0~5歳)	1,485人	1,432人	1,390人	1,296人	1,171人
利用人数の人口割合 (1日あたり)	0.33%	0.41%	0.46%	0.63%	0.55%
実施日数(年間)	274日	365日	365日	365日	365日
利用人数(1日あたり)	5人(4.9人)	6人(5.8人)	6人(6.4人)	8人(8.1人)	6人(6.4人)
利用状況 (延利用日数(年間))	1,339人日	2,113人日	2,346人日	2,971人日	2,333人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口(0~5歳) a	1,133人	1,100人	1,100人	1,095人	1,105人
利用人数の人口割合 (1日あたり) b	0.63%	0.63%	0.63%	0.63%	0.63%
実施日数(年間) c	365日	365日	365日	365日	365日
利用人数(1日あたり) d(a×b)	7人(7.1人)	7人(6.9人)	7人(6.9人)	7人(6.9人)	7人(7.0人)
見込み量 (延利用日数(年間)) e(c×d)	2,592人日	2,519人日	2,519人日	2,519人日	2,555人日
確保の内容 f	2,592人日	2,519人日	2,519人日	2,519人日	2,555人日
不足量 e-f	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【算出方法】 現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量は「実施日数c」に「利用人数d」を掛けて算出

・「実施日数c」は365日〔毎日〕

・「利用人数d」は、各年の「人口a」に、「利用人数の人口割合b[0.63%※]」を掛けて算出

※「利用人数の人口割合b」は、令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルスの影響により利用者数が大幅に減少しているため、令和5年度の数値[0.63%]を使用

【確保の方策】

一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とするもの以外については、現在、黎明保育園分園において実施しています。今後も現状の事業において必要量を確保します。

6. 病児保育事業(0～5歳)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(0～5歳)			1,485人	1,432人	1,390人	1,296人	1,171人
病児 対 応 型	西和地域 病児保育	利用割合	1.7%	3.6%	5.3%	2.5%	4.1%
		利用状況(年間)	25人日	51人日	73人日	33人日	48人日
	土庫病院 病児保育	利用割合	0.3%	0.3%	0.9%	0.5%	0.5%
		利用状況(年間)	5人日	4人日	13人日	6人日	6人日
体調不良児 対応型 (片岡の里 こども園)		利用割合	12.9%	22.9%	21.5%	37.3%	39.1%
		利用状況(年間)	191人日	328人日	299人日	484人日	458人日
利用状況(年間)			221人日	383人日	385人日	523人日	512人日

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口(0～5歳) a			1,133人	1,100人	1,100人	1,095人	1,105人
病児 対 応 型	西和地域 病児保育	利用割合 b	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
		見込み量(年間) b' (a×b)	37人日	36人日	36人日	36人日	36人日
	土庫病院 病児保育	利用割合 c	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
		見込み量(年間) c' (a×c)	6人日	6人日	6人日	5人日	6人日
体調不良児 対応型 (片岡の里 こども園)		利用割合 d	38.2%	38.2%	38.2%	38.2%	38.2%
		見込み量(年間) d' (a×d)	433人日	420人日	420人日	418人日	422人日
見込み量(年間)e(b' + c' + d')			476人日	462人日	462人日	459人日	464人日
確保の内容 f			476人日	462人日	462人日	459人日	464人日
不足量 e-f			0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【算出方法】 現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○病児対応型

・西和地域病児保育:「人口a」に「利用割合b※」を掛けて算出

※「利用割合b〔3.3%〕」は、令和2年度から令和5年度までの平均値を使用

・土庫病院病児保育:「人口a」に「利用割合c※」を掛けて算出

※「利用割合c〔0.5%〕」は、令和2年度から令和5年度までの平均値を使用

○体調不良児対応型(片岡の里こども園):「人口a」に「利用割合d※」を掛けて算出

※「利用割合d〔38.2%〕」は、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少を勘案し、令和5年度と令和6年度の平均値を使用

【確保の方策】

病児対応型病児保育事業については、西和5町による連携協約により運営している西和地域病児保育施設「いちごルーム」と大和高田市の土庫病院(委託)、生駒市の阪奈中央病院で実施しています。病後児対応型病児保育事業については、田原本町の阪手保育園(委託)で、また体調不良児対応型病児保育事業については、片岡の里こども園で実施しています。

今後、仕事と育児の両立、利便性を向上させるため、新たな病児保育施設の委託先の拡大を図ります。



7. 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】(0歳～11歳)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用状況 (年間)	未就学児	32人日	28人日	59人日	40人日	6人日
	人口(0～5歳)	1,485人	1,432人	1,390人	1,296人	1,171人
	利用割合	2.2%	2.0%	4.2%	3.1%	0.5%
	低学年	0人日	5人日	26人日	2人日	0人日
	人口(6～8歳)	798人	776人	785人	772人	802人
	利用割合	0%	0.6%	3.3%	0.3%	0%
	高学年	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	人口(9～11歳)	632人	688人	740人	799人	790人
	利用割合	0%	0%	0%	0%	0%
利用状況(合計) (未就学児+低学年+高学年)		32人日	33人日	85人日	42人日	6人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (年間)	未就学児 a×b	33人日	32人日	32人日	32人日	32人日
	人口(0～5歳)a	1,133人	1,100人	1,100人	1,095人	1,105人
	利用割合 b	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%
	低学年 c×d	8人日	8人日	7人日	7人日	6人日
	人口(6～8歳)c	752人	723人	644人	610人	566人
	利用割合 d	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
	高学年 e×f	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	人口(9～11歳)e	807人	792人	820人	770人	740人
	利用割合 f	0%	0%	0%	0%	0%
見込み量(合計) g (未就学児+低学年+高学年)		41人日	40人日	39人日	39人日	38人日
確保の内容 h		41人日	40人日	39人日	39人日	38人日
不足量 g-h		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量はそれぞれ「人口a・c・e」に「利用割合b・d・f」を掛けて算出

・「利用割合b・d・f」は、令和2年度から令和5年度までの平均値[2.9%、1.1%、0%]を使用

【確保の方策】

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)については、令和2年度より事業を開始し、令和5年4月からは、きょうだいの同時利用を可能としています。

今後、継続的な運営に向けて、提供会員数を増やすなど、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。

8. 利用者支援事業

【保健センター型】 R6～【こども家庭センター型】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用状況	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【こども家庭センター型】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 a	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容 b	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
不足量 a-b	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【算出方法】

○本事業では、実施箇所数を見込むもので、見込み量は、現状の1か所を見込む

【確保の方策】

こども家庭センターにおいて「利用者支援事業」を実施しています。今後も妊娠・出産期から育児期まで切れ目のない支援を継続し、保健師等の専門職への相談をきっかけとして産後ケアをはじめとした、保護者が必要としている支援につなぐことができる体制を継続します。

9. 妊婦健康診査事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(0歳)	188人	208人	190人	154人	194人
妊婦期間が2か年にわたる妊婦の割合	77.7%	63.5%	52.6%	58.4%	53.6%
妊婦期間が2か年にわたる妊婦の人数	146人	132人	100人	90人	104人
利用状況(年間)	334人	340人	290人	244人	298人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口(0歳) a	194人	194人	194人	194人	194人
妊婦期間が2か年にわたる妊婦の割合 b	63.1%	63.1%	63.1%	63.1%	63.1%
妊婦期間が2か年にわたる妊婦の人数 c(a×b)	122人	122人	122人	122人	122人
見込み量(年間)d(a+c)	316人	316人	316人	316人	316人
確保の内容 e	316人	316人	316人	316人	316人
不足量 d-e	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】 現状の実績をもとに算出 《全対象者に実施》

○見込み量は「人口a」に「妊婦期間が2か年にわたる妊婦の人数c」を足して算出

・「妊婦期間が2か年にわたる妊婦の割合b」は、令和2年度から令和5年度までの平均値〔63.1%〕を使用

・妊婦健康診査は新生児が生まれる前年に受診するため、「人口a」は、該当年の次の年度を使用（※令和7年度は令和8年度の0歳人口を使用）

・「妊婦期間が2か年にわたる妊婦の人数c」は、国の算出基準により、妊婦期間が2か年にまたがる両方の年にカウント

・「妊婦期間が2か年にわたる妊婦の割合b」は、その年度中に妊婦健診を受診する人のうち、その前後の年にも妊婦健診を受診する人の割合

【確保の方策】

現在、母子保健事業として実施しています。引き続き、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、定期受診の確認を行い、健康状態の把握や保健指導等を実施するとともに、安心して出産・子育てができるよう必要に応じて医療機関との連携を図ります。

10. 乳児家庭全戸訪問事業(0歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用状況(年間)	227人	188人	208人	189人	143人
訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(年間) a	194人	194人	194人	194人	194人
訪問率	100%	100%	100%	100%	100%
確保の内容 b	194人	194人	194人	194人	194人
不足量 a-b	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】全対象者を見込む。(見込み量は、当該年の0歳児の推計人口を見込む)

【確保の方策】

赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を民生児童委員・主任児童委員が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行い、地域での孤立防止や虐待の早期発見・未然防止等を図ります。

11. 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用状況(年間)	12人	12人	12人	12人	12人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(年間) a	12人	12人	12人	12人	12人
確保の内容 b	12人	12人	12人	12人	12人
不足量 a-b	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】現状の実績をもとに見込み量を算出

○見込み量は、令和2年度から令和6年度までの実績値[12人]を使用

・養育支援訪問事業に含まれていた育児・家事援助については、「子育て世帯訪問支援事業」に移行

【確保の方策】

現在、母子保健事業として実施しています。引き続き、現在の実施体制を維持するとともに、養育支援が必要であると思われる家庭に対し、居宅訪問や養育に関する指導・助言等を適切に行います。

12. 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(年間)	a	237人日	237人日	237人日	237人日	237人日
確保の内容	b	237人日	237人日	237人日	237人日	237人日
不足量	a-b	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】 養育支援訪問事業の育児・家事援助実績をもとに見込み量を算出

○見込み量は、令和2年度から令和5年度までの最大値[令和3年度:237人※]を使用

※R2:167人、R3:237人、R4:66人、R5:120人

【確保の方策】

出産前後に周りの支援を受けることが困難である母親に対し、安心して出産・子育てができるよう家事や育児の手助けをするヘルパーを派遣しています。今後、ヤングケアラー等がいる家庭にもヘルパーを派遣できるよう民間業者を新規開拓することで必要量を確保します。

13. 児童育成支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(年間)	a	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容	b	1人	1人	1人	1人	1人
不足量	a-b	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】 現在こども家庭センターで対応している世帯の中で利用が望ましいと考えられる児童数を算出

【確保の方策】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設できるよう民間業者への委託や広域での実施等も視野に入れて検討します。

14. 親子関係形成支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(年間)	a	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容	b	1人	1人	1人	1人	1人
不足量	a-b	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】 現在こども家庭センターで対応している世帯の中で利用が望ましいと考えられる保護者数を算出

【確保の方策】

保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有、情報の交換ができる場を設けることができるよう民間業者への委託や広域での実施等も視野に入れて検討します。

15. 妊婦等包括相談支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(年間)	a	597人	597人	597人	597人	597人
確保の内容	b	597人	597人	597人	597人	597人
不足量	a-b	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】 妊婦数(199人)に面談回数(3回)を掛けて算出

○妊婦数の見込み量は0歳児人口に妊婦率(102.42%※)を掛けて算出

・妊婦率=妊娠届出数÷翌年の0歳児数

※令和2年度から令和6年度までの平均値

(R2:89.9%、R3:123.4%、R4:105.8%、R5:91.1%、R6:101.9%)

【確保の方策】

すでに伴走型相談支援として実施している事業のため、引き続きすべての妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)の支援を行います。

16. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(年間)	a	—	11人日	11人日	10人日	10人日
確保の内容	b	—	11人日	11人日	10人日	10人日
不足量	a-b	—	0人日	0人日	0人日	0人日

【算出方法】 0歳6か月から満3歳未満の未就園児数から定員一人(1月当たり)の受入れ可能時間数を算出

○定員一人(1月当たり)の受入れ可能時間数は未就園児数に10時間(国で定める試行的事業の利用上限時間)を掛け、1利用可能枠あたりの受入れ可能時間数(176時間)で割って算出
 ・0歳6か月の未就園児数は0歳児人口の半分と推定

【確保の方策】

令和8年度からの本格実施に向けて、国が作成する手引き等を踏まえ、本町の提供体制を確保し、保育所等に通っていないこどもが家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験が得られるよう取り組みます。

17. 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(年間)	a	113人	113人	113人	113人	113人
確保の内容	b	113人	113人	113人	113人	113人
不足量	a-b	0人	0人	0人	0人	0人

【算出方法】 産後ケア事業の利用実績をもとに算出

○見込み量は推定妊婦数に利用率を掛けて算出

・「利用率」は、令和5年度の数値〔56.7%〕を使用

【確保の方策】

引き続き退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

③量の見込みの設定を伴わない事業の方向性

18. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【確保の方向性】

王寺町児童虐待等防止ネットワーク会議や要保護児童担当実務者会議の機能強化のため、担当職員(調整員)の専門性の強化や、ネットワーク構成員(関係機関)の連携体制の強化を図り、児童虐待の早期発見と未然防止に努めます。

19. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【確保の方向性】

低所得世帯を対象に、給食に関する費用や日用品・文房具等の購入に要する費用等の一部の補助を行います。

20. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【確保の方向性】

国が示す基準等をもとに、必要に応じて対象事業者等への適切な支援を実施します。



第5章 施策の展開

1. すべてのこどもの健やかな成長を支える教育・保育等の体制整備

(1) 教育・保育の提供体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えます。

また、令和6年度にこども未来戦略を踏まえた保育所等の職員配置基準の改善が行われ、「こども誰でも通園制度」が令和8年度には本格実施されることになっています。今後ますます保育人材の確保が重要であるため、保育人材の確保・定着に向けて積極的に取り組みます。

さらに、発達の著しい幼児期の健康と安全を重視し、日照、採光等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障がいのある幼児にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた施設環境の整備に努めます。

【施策の方向性】

●町立幼稚園での預かり保育事業の充実

保護者の子育てを支援するため、夏休み等の長期休業中や午後5時までの、預かり保育を引き続き実施します。また、保護者の利便性を考慮し、預かり時間の延長等を検討します。

●保育の受け皿整備及び保育人材の確保定着

町内の私立保育所等と園児の受入れ等について連携を行い、待機児童が発生しないよう、令和7年4月に民間による新たな認定こども園の開園を予定していますが、保育ニーズに応じてさらなる施設の整備を検討します。

また、大阪府に隣接し、アクセスも良い本町では、保育人材の確保・定着が重要課題であることから、町内の私立保育所等に勤務する常勤保育士に対し月3万円の処遇改善を実施しています。今後も県内の実施状況や本町の財政状況を見極めながら、積極的に取り組みます。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
保育事業	保育所等での教育・保育の充実および保育環境整備のための助成を実施	子育て支援課
町立幼稚園の預かり保育	長期休業中及び教育時間終了後から午後5時まで実施	子育て支援課
王寺町保育士等の処遇改善事業	保育人材の確保・定着を促進するため保育士等の処遇改善に要する経費の一部を補助	子育て支援課
民間による認定こども園の開園	保育ニーズに応じて民間による認定こども園を開園	子育て支援課
こども誰でも通園制度	保護者の就労にかかわらず0歳から満3歳未満の未就園児を保育施設等で預かる事業	子育て支援課

(2) 幼児教育・保育の質の向上

子育て世帯向け調査では、平日(月曜日から金曜日)に利用させたい・利用したいと考える施設として「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」と答えた方は35.2%と最も多く、次いで「認定こども園」と答えた方は33.3%となっており、幼児教育・保育に対するニーズは今後も高まると考えられます。

このため、町立幼稚園では、王寺町の幼児教育「学びの芽ばえ」に基づき、教育目標「心身ともに健やかで豊かな感性をもち、主体的に活動できるこども」を育成します。

また、すべてのこどもが、質の高い学びへ接続できるよう、幼稚園・保育所及び認定こども園と義務教育学校の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を実施しながら、幼児教育・保育と義務教育の円滑な接続を図ります。

【施策の方向性】

●義務教育学校との円滑な接続の推進

「小1プロブレム」等の課題を踏まえ、幼稚園・保育所及び認定こども園と義務教育学校との交流活動を推進し、こどもの学びの連続性を確保するとともに幼児と児童、教員相互の交流を深めます。

また、教職員の研修会等を実施することで、町内の幼稚園・保育所及び認定こども園から義務教育学校への円滑な接続を推進します。

●遊びを通じた質の高い教育・保育の推進

学びの基礎となる幼児の興味の広がりや気付き、規範意識、表現力、基礎的な体力、基本的な生活習慣について、一人ひとりの成長や発達に応じた教育・保育ができるよう、自然体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びを推進します。

また、町立幼稚園での自然保育では、多様な自然環境等を積極的に活用した様々な体験活動を通して、こどもの「学ぶ力」や「生きる力」の土台である非認知能力(自己肯定感や意欲、他者への寛容さなど)の育成や健やかな心身の育みにつなげます。

●読書習慣と表現力の育成

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、「生きる力」を身に付けていく上で不可欠なものであることから、家庭、地域、園等における取組を推進します。

幼児期から親子で本に親しむ機会を増やすため、4か月児健診時に絵本の読み聞かせと絵本を贈呈する「ブックスタート」事業を実施し、その後も1歳6か月を迎える幼児に絵本を贈呈する「セカンドブック」事業を継続することで、家庭での読み聞かせを促進します。また、町立幼稚園や町内保育所等では、英語によるコミュニケーション能力を養うために、ネイティブスピーカーの外国人講師等による英語体験保育を引き続き実施します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
四園連絡会の開催	町内の幼稚園と保育所等が連続性・一貫性をもって義務教育学校と接続できるよう情報共有や連携を図る	子育て支援課 学校教育課
幼児教育推進事業	幼稚園生活を通して人格形成の基礎を育成 (各幼稚園における特色ある園づくりの推進)	学校教育課
幼稚園英語体験保育事業	幼児期における英語によるコミュニケーション能力の涵養 (外国人講師を各園に派遣し英語体験保育を実施)	学校教育課
図書に親しむ事業	乳幼児期からの読書習慣の醸成。ブックスタート、セカンドブック、おはなし会(絵本の読み聞かせ、紙芝居等)、絵本作家による講演会、絵本の広場(保健センターが実施している子育て広場での絵本の読み聞かせ等)	文化交流課
発達相談	臨床心理士による保健センターでの相談、幼稚園・保育所等への巡回相談や教育相談を実施	保健センター 子育て支援課
町立幼稚園での自然保育事業	多様な自然環境等を積極的に活用した様々な体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性や、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指す	学校教育課 子育て支援課

(3) 義務教育学校での質の高い教育の推進

様々な課題を抱えた子どもやその家庭への多面的な支援づくりに取り組んでいくために、誰もが質の高い教育を受けることができる環境が求められます。加えて教育環境の充実、保育・教育施策の総合評価の満足度にもつながりやすいことがわかっています。

これまでも国際化に対応した英語教育やデジタル化に対応したICT教育の環境整備を行ってきましたが、一層の充実を図るとともに、児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びの実現や地域と関わる学習の充実等によって、より広域的・探究的な学習に取り組めます。

引き続き、「教育のまち王寺」の基盤となる2校の義務教育学校における充実した学びを提供します。

【施策の方向性】

●個別最適な学び

義務教育学校9年間を通じて、子どもたちに生活面とともに基礎学力を身に付けさせるため、継続的に基礎学力・活用力から生活面まで学力向上のための現状把握と成果検証ができる、IRTに基づいた総合学力調査について、段階的に対象学年を拡充して実施します。また、総合学力調査の結果を反映したデジタルドリル等の活用を促進し、AIによる一人ひとりの学習状況に応じた個別最適な学びにつなげます。さらに、リーディングスキルテストの継続とともに、教員の指導力向上のために、県教育委員会が実施している「読解力向上プロジェクト」に参画します。

●確かな学力を育む

英語教育については、グローバル社会において国際人として求められる資質・能力を育むため、ネイティブスピーカーである外国人講師を派遣し、発達段階に応じた実践的な英語教育を引き続き実施します。また、9年生での全員英検3級取得をめざして、義務教育9年間の系統的なカリキュラムに基づき、1年生から英語教育を進めるとともに、5・6年生からは、専科制を導入し、より専門性を高めた指導を行います。

ICT教育については、電子黒板の機能を有する超短焦点型プロジェクターや一人一台のタブレット型パソコン、デジタル教科書等を活用し、より効果的な授業を進めます。また、ICT支援員の配置など継続的な人的サポートにより、教員のICTを活用した指導力の向上を図ります。

変化が激しく、見通しを持ちにくいこれからの時代を生きるこどもたちには、自ら課題を発見し、課題の解決について考え、他者と協同して課題を解決しようとする力が必要です。そこで、こどもたちが自ら課題を設定し、その解決のために友達と協同して取り組み、他者と考えを交流し合う、探究学習に取り組みます。

不登校児童生徒への支援については、児童生徒の教育機会を確保するため、校内に不登校の児童生徒が安心して過ごせるスペースの設置や自宅においてICTを活用し学習する機会を確保するとともに、引き続き、本人や保護者が相談できるカウンセラー等の充実を図ります。また、学校・自宅以外で学習する機会の確保として、奈良県フレキシスクール「不登校支援ならネット」等の県教育委員会の取組の情報提供を図るなど、教育機会の確保に努めます。

●王寺を誇る心を育む

ふるさと王寺の理解と愛着を育む教育として、副読本「わたしたちのまち王寺」の活用や観光ボランティアガイドによる町内の歴史探訪などにより、王寺の地理や歴史、自然などを学び、地域の一員としての関わり方を考え、将来にわたり、ふるさと王寺を愛し誇れる人間の育成を進めます。このため、「子ども一日町長」「子ども議会」の開催、町長や町職員による出前授業の実施等により、町行政の仕組みについて理解を深めるとともにまちづくりへの関心を高めることで、地域を誇りに思う気持ちの醸成を図ります。

●豊かな人間性を育む

豊かな感性や幅広い知識を身につけるため、司書教諭や学校司書を中心に町立図書館と連携して学校にない図書の貸出やお薦め本の情報提供など、学校図書館の活性化や充実を図ります。また、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、個別の教育支援計画を活用し、幼稚園・保育所等から義務教育学校まで切れ目のない支援を推進するとともに、障がいの種別ごとに少人数の特別支援学級を設置するほか、通常の学級で授業を受けながら、障がいの程度が比較的軽度である児童生徒に対し、早い段階から一人ひとりの障がいに合わせ、特別な支援を実施する通級指導教室を運営します。

●たくましく健やかな体を育む

義務教育学校の強みを生かし、専科教員である保健体育科教員による専門性の高い指導を継続し、自らの健康や体力に関心を持ち、運動を通じて自らの健康維持と体力向上に努めることでの育成をめざします。また、5年生から様々な部活動体験に参加し、共に活動することを通して、体力の向上や豊かな情操を育み、責任感や連帯感を培います。

さらに、教員の負担軽減を図りつつ部活動の指導を充実させるため、国・県の動向を踏まえ、「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」等と連携を図りながら、児童生徒にとってよりよい部活動の環境を構築します。

●地域とのふれあいを推進

学校・地域パートナーシップ事業において、学校・家庭・地域が連携・協働し、学校をベースとした地域教育力の向上を図っていますが、さらに地域とのつながりを深めるため、保護者や地域住民とお互いの課題や情報を共有して「地域と共にある学校づくり」を目指し、義務教育学校にふさわしい地域とのあり方を検討します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
学校いきいきプラン事業	義務教育学校に教員資格を持つ講師を配置し、児童生徒の学校生活、学習、集団適応等をサポート	学校教育課
義務教育学校外国語活動事業	外国人講師を派遣し、英語に慣れ親しむことで、英語によるコミュニケーション能力の素地を養う	学校教育課
メディアセンターの充実	児童・生徒の読書率の向上を図るため魅力あるメディアセンターの充実を図る	学校教育課
総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト	こどもから高齢者まで気軽に取り組めるスポーツ教室	生涯学習課
学校・地域パートナーシップ事業	家庭・地域の人々が教育活動に参画し、学校と地域が協働することにより、学校をベースとしたこどもたちと地域の人々をつなぐ教育活動	生涯学習課
子ども議会／子ども一日町長／町長の出前授業	町行政の仕組みについて理解を深め、まちづくりへの関心を高めるため実施	学校教育課 秘書人事課
特別支援教育の充実	学習面や行動面で十分な支援を行えるよう、町独自で特別支援教育支援員を配置	学校教育課

(4) 多様な保育の整備・拡充

国において、親の就労要件に関係なく時間単位等で保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」の創設が進められています。

また、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに取り組んでいくため、地域の子育て家庭が希望する保育を受けることができる環境づくりが求められます。このため、保育所等に通っていないこどもが利用できる保育施設の整備や、病気やけが等で利用できる保育枠の体制整備に取り組めます。

【施策の方向性】

●保育所等に通っていないこどもへの支援

「こども誰でも通園制度」については、国が進める試行的事業の実施状況や制度内容を踏まえて、円滑に開始できるよう取り組めます。

また、町立幼稚園では、保護者の育児不安や負担の軽減、こどもの成長の支援、幼児教育への円滑な接続につなげるため、満3歳児保育の実施を検討します。

こどもの受け入れにあたっては、集団生活に適応できるよう十分に配慮するとともに、保育所等の既存施設や従来からの子育て支援の取組状況なども踏まえて、施設整備等の必要性など、適切な受け入れ方法について検討します。

●病児保育の充実

こどもが病気や病気の回復期で保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に預けることができる施設の委託先を増やし、保護者の利便性の向上に努めます。

●包括的な保育環境の整備

こどもが安心して過ごせる環境を整えるため、学童保育を利用する児童数に応じた施設、備品の整備等を行い、放課後児童支援員等が研修を受講する等により質の向上を図ります。

また、町が運営する学童保育所については、放課後児童支援員や補助員の人材確保に努めるとともに、学童保育の質の向上や安定的な運営を図ることを目的として民間事業者への委託を検討します。

加えて、子育ての援助を受けたい人が、地域の人々の援助を受けられるファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業の利用を促進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
町立幼稚園での預かり保育(再掲)	長期休業中及び教育時間終了後から午後5時まで実施	子育て支援課
病児保育事業	こどもが病気や病気の回復期で保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に預けることができる事業	子育て支援課
こども誰でも通園制度(再掲)	保護者の就労にかかわらず0歳から満3歳未満の未就園児を保育施設等で預かる事業	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	保育施設への送迎やこどもの一時預かりなど「育児の援助を希望する保護者」と「育児の援助に協力できる人」との相互援助活動	子育て支援課
放課後児童クラブ(学童保育)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に実施し、児童の保護と健全育成を図る	子育て支援課
一時預かり事業	家庭で一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かり、保護する事業	子育て支援課

(5) 経済的支援の推進

子育て世帯向け調査では、「子育てに出費がかさむ」と答えた方は71.8%で、理想的なこども数と現実的なこども数が異なる理由についても、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えた方は18.3%となっています。

子育て家庭への経済的支援は、国や県の制度によるもののほか、本町においても他市町村に先駆けて在園第2子目に係る保育料の全額減免を実施してきましたが、保育の受け皿が確保できることから、第2子目に係る保育料については在園要件を撤廃します。引き続き、保護者の経済的な負担の軽減については、今後の財政状況を見極めながら推進します。

【施策の方向性】

●第2子目に係る保育料の全額減免

保護者の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化において、制度の対象とならない0歳児から2歳児までの第2子目以降に係る保育料について、令和7年度より在園要件を撤廃し、完全無償化とします。

●子育て家庭への経済的支援の充実

引き続き、きょうだい町立学童保育や寺子屋塾(雪丸サポートスクール)を同時利用される場合の第2子目以降、生活保護世帯、準要保護世帯の保育料・参加費を減免します。

●包括的な経済的支援施策の推進

こどもが幼稚園・保育所等に通う低所得世帯への「実費徴収に係る補足給付事業」を継続するとともに、町立幼稚園の預かり保育料の低価格での実施や通園バスの無償利用についても引き続き実施します。

また、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の援助を行います。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
児童手当	高校3年生(18歳到達後の最初の年度末)までの児童の養育者に支給	子育て支援課
第2子目以降の保育料の全額減免	令和7年度より、0歳児から2歳児までの第2子目以降に係る保育料の在園要件を撤廃	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業	幼稚園や保育所等に通う低所得世帯を対象に、給食に関する費用や日用品・文房具等の購入に要する費用等の一部を補助	子育て支援課
幼児2人同乗用自転車購入補助	親子の交通安全の確保と経済的負担の軽減を図るため、購入費用の一部を補助	子育て支援課
就学援助	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助	学校教育課
放課後児童クラブ(学童保育)の保育料減免	同一世帯で利用する2人目以降及び生活保護世帯、準要保護世帯の保育料を減免	子育て支援課
寺子屋塾(雪丸サポートスクール)の参加費減免	同一世帯で利用する2人目以降及び生活保護世帯、準要保護世帯の参加費を減免	生涯学習課



2. 妊娠期からの切れ目のない支援と保健・医療提供体制の充実

(1) 情報提供・相談支援体制の推進

子育て世帯向け調査では、「子育ての悩みや不安からこどもにつらくあたったことがある」または「あたりそうな気持ちになったことがある」と答えた方は合わせて52.1%となっていますが、そのうち26.3%の方は他の人に相談するなどして解消しています。

子育てに関する心理的負担感の軽減に取り組んでいくため、こども家庭センターが中核となり、地域の関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行います。

また、リアルタイムで情報を発信し、共有できるSNSの特性を生かし、子育て世代等のニーズに即した適時適切な情報発信の更なる充実を図るとともに、安心して子育てできる環境づくりのため、地域やサークル活動を通じた交流の機会を設け、互いに支え合える相談支援体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

●子育て家庭への情報提供の充実

こどもや子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、奈良スーパーアプリの機能を活用したプッシュ型での情報発信、子育て支援制度を利用するための電子申請など、利便性の向上を図り、母子保健情報のデジタル化と利活用を進めます。

また、町立幼稚園では、子育てに必要な情報提供や子育てについて学ぶ「子育て講演会」を引き続き実施します。

●相談支援体制の充実

妊娠期から出産、子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実を図ります。また、より身近な場所で住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる「地域子育て相談機関」の整備に努めます。

●妊娠・出産に関する正しい知識の普及

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。また、妊娠・出産、不妊、産後ケア等について、正しい知識の普及と相談支援を行います。

さらに、妊婦とその家族については、妊娠中の健康管理や出産準備など、多岐にわたるテーマについて学べる教室として「パパママクラス」を定期的で開催します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育施設への送迎やこどもの一時預かりなど「育児の援助を希望する保護者」と「育児の援助に協力できる人」との相互援助活動	子育て支援課
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業	民生児童委員・主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握	福祉介護課 保健センター 子育て支援課
子育て講演会	町立幼稚園に通うこどもの保護者を対象に、子育てについての知識や情報等を提供	学校教育課
チャットボット	町の公式LINEアカウントや公式サイト等で行政に対する質問をすると、自動で返答するAI(人工知能)を活用したシステム	DX推進室
心の相談	子育て等の不安が強い、またはマタニティーブルーや産後うつ等の疑いがある妊婦・産婦・子育て中の保護者を対象に実施	保健センター
パパママクラス	妊婦・夫とその家族を対象に、栄養・歯科・妊娠経過の話や沐浴・妊婦体験等を実施	保健センター
妊産婦・新生児訪問	助産師または保健師が自宅を訪問し、妊娠・出産・育児等についての相談に対応	保健センター
子育て教室	ふれあいのつどい(0歳児)、ミッキークラス(1・2歳児)、こぐまちゃんクラス(療育教室)	保健センター
歯みがき教室	義務教育学校、幼稚園、保育所等で、歯みがき指導や虫歯予防についての啓発を実施	保健センター
離乳食教室	乳児の保護者を対象に、離乳食についての話や調理実習、試食等を実施	保健センター
Get元気21食クラブ	栄養バランスのとれた料理作りを普及。食の乱れを正し、健康に良い献立作りを普及	保健センター
養育支援訪問事業	養育支援が必要であると思われる家庭に対し、居宅訪問や養育に関する指導・助言等を実施	保健センター
こども家庭センターによる相談支援	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を実施	こども家庭センター
母子健康手帳の交付	妊娠届により、手帳を交付	保健センター
父子健康手帳の交付	妊娠届により、希望者に手帳を交付	保健センター

(2) 経済的負担の軽減

国において、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として、児童手当が拡充されました。

本町では、若い世代がライフプランとして妊娠・出産・子育てを考えることができるよう、子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促します。

また、不妊治療に係る医療費支援を行うことで不妊に悩む夫婦等の経済的負担の軽減を図ることにより、積極的な治療に取り組むことができるよう支援します。

【施策の方向性】

●ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援

こどもの健やかな成長を実現するとともに、保護者の経済的な負担を軽減するため、引き続き任意接種費用の一部助成を実施するとともに、多胎の場合の妊婦健康診査については、通常の妊婦健康診査補助券に加え、追加で補助券の交付を引き続き実施することにより、経済的かつ精神的な負担軽減を図ります。

また、新たに「1か月児」に対する健康診査費用を助成し、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備します。さらに、妊娠届や出生届を提出した妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成金(計10万円)を引き続き支給するとともに、幼児2人同乗用自転車の購入費用の一部助成も引き続き実施します。

●不妊・不育に悩む方への支援の充実

不育に悩む夫婦の経済的かつ精神的な負担の軽減を図るため、治療費に係る助成を引き続き実施します。また、不妊治療に係る費用についても、助成します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
児童手当(再掲)	高校3年生(18歳到達後の最初の年度末)までの児童の養育者に支給	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父母に重度の障がいのある家庭等に支給	子育て支援課
特別児童扶養手当	心身に一定以上の障がいのある20歳未満の児童の養育者に支給	子育て支援課
こども医療費助成	高校生までのこどもを対象に医療費を助成	国保健康推進課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の児童及び保護者の医療費を助成	国保健康推進課
不妊治療費用助成	不妊に悩む夫婦の経済的かつ精神的な負担の軽減を図るため、不妊治療費用の一部を助成(一般不妊治療を除く)	保健センター

事業・活動名	内容	所管
不育治療費用助成	不育に悩む夫婦の経済的かつ精神的な負担の軽減を図るため、不育治療費用の一部を助成	保健センター
初回産科受診料補助事業	住民税非課税世帯に対し、妊娠判定に係る費用を一部助成	保健センター
妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者に対して必要な情報提供や相談に応じ必要な支援につなげる伴走型相談支援	保健センター
妊婦健康診査費用助成	妊娠期間中14回分を補助	保健センター
多胎妊婦健康診査費用助成	通常の妊婦健康診査補助に加え、追加で補助	保健センター
産婦健康診査費用助成	産婦の健康状態の確認と経済的な負担の軽減のため、産婦健康診査費用の一部を助成	保健センター
新生児聴覚検査費用助成	新生児に行う聴覚検査費用を一部助成	保健センター
未熟児養育医療費助成	身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関に治療入院した乳児を対象に、入院医療費を助成	国保健康推進課
妊婦のための支援給付交付金	伴走型相談支援と一体的に経済的支援を実施	保健センター
子どもインフルエンザ予防接種費用の一部助成	小学校卒業までと中学3年生及び高校3年生を対象に予防接種費用の一部を助成	保健センター
任意接種費用助成(おたふくかぜ)	こどもたちの健やかな成長を実現するとともに、保護者の経済的な負担を軽減するため、任意接種費用の一部を助成	保健センター
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2所持者の医療費を助成	国保健康推進課
精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者、自立支援医療(精神通院)受給者の医療費を助成	国保健康推進課
障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を要する人に支給	福祉介護課
幼児2人同乗用自転車購入補助(再掲)	親子の交通安全の確保と経済的負担の軽減を図るため、購入費用の一部を補助	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭や寡婦の方に対する県の貸付制度	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金 (修了支援給付金)	ひとり親家庭の経済的自立を目的とした高等職業訓練や資格取得の経費を補助(県の事業)	子育て支援課

(3) こども・子育て支援事業の充実

子育て世帯向け調査では、「仕事と子育てで、心身ともに余裕がない」と答えた方は52.4%となっています。また、未婚・夫婦のみ世帯向け調査では、「こどもはいらぬ」と答えた方(18.2%)のうち54.3%の方が、その理由として「育児の心理的、肉体的負担に耐えられないと思うから」と答えています。

このため、子育てに関する心理的負担感の軽減につながる支援や産後ケア事業の提供体制の確保などを進めることで、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

●妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

妊娠・出産から育児まで、切れ目のない支援を引き続き行います。また、保健師等の専門職への相談をきっかけとして、産後ケア事業をはじめとした、保護者が必要としている支援につなぐことができる体制を継続します。

さらに、家事育児の手助けが必要な家庭に対して産前産後ヘルパー事業や、ファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施します。

●子育て家庭の相互交流の促進

町内に3か所ある子育て広場を利用したことがない子育て世帯が一定数いることから、気軽に広場を利用できるよう、広場でのイベントや講座等を企画し、広場の利用を促進する情報発信の充実に取り組みます。また、遮熱等の環境改善や授乳室コーナー・こども用トイレを増設し、親子が過ごしやすい魅力ある施設に整備します。

さらに、「ふれあいのつどい」や「ミッキークラス」といった子育て教室を通して、子育て家庭同士が気軽に育児に関する情報交換等の交流ができる場の提供を促進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
産前産後ヘルパー事業(再掲)	家事、育児が困難な方に対して、負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう支援	子育て支援課
産後ケア事業	産後1年以内の母子に対して助産院や自宅等で心身のケアや育児をサポート	保健センター
子育てサポート事業	子育てサポーターが、ふれあいのつどい(0歳児)、ミッキークラス(1・2歳児)の支援	保健センター
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育施設への送迎やこどもの一時預かりなど「育児の援助を希望する保護者」と「育児の援助に協力できる人」との相互援助活動	子育て支援課
子育て教室(再掲)	ふれあいのつどい(0歳児)、ミッキークラス(1・2歳児)こぐまちゃんクラス(療育教室)	保健センター
子育て広場(地域子育て支援拠点事業)	子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供や育児相談など子育て家庭を地域で支える取組を実施	保健センター

(4) 保健・医療提供体制の確保

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持ち、理解を深めるための普及啓発を促進します。

また、子育て世帯向け調査における総合評価への「貢献度」が高く、かつ「満足度」の低い「小児医療体制(病院・診療所)」については、休日・夜間を含め、こどもがいつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、県に協力を求めるとともに、新西和医療センターの機能充実及び小児二次救急医療体制の充実について、妊娠中から分娩・産後までのケアをワンストップで一体的に提供できるよう引き続き県に要望します。

【施策の方向性】

●健康的な生活習慣の確立及び食育の推進

家庭における健康的な生活習慣の確立を目指し、学校や地域のイベントを通じてバランスの取れた食事や健康的なレシピを紹介し、適切な運動の重要性を周知することで、日常的な健康意識の向上に努めます。また、こどもの健康を確保するために、妊婦への栄養相談や教室において食事についての指導を行い、妊娠期からの食育を推進します。

●母子の健康維持の推進

母子の健康維持と健康管理のため、乳幼児健康診査の受診勧奨を継続し、未受診児の把握の徹底に努めます。また、健診の場を活かしてこどもの発達確認や障がいの早期発見、育児不安の解消等に努め、保護者に寄り添いながらきめ細かな支援を行います。さらに、乳幼児予防接種についても定期・任意の接種を推奨し、健康施策を強化します。

●医療機関との連携と周知

県内の救急告示病院や、三室休日応急診療所、橿原市休日夜間応急診療所といった休日夜間応急診療所の周知に努めるとともに、こどもが地域でいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、三室休日応急診療所や橿原市休日夜間応急診療所における医師の確保と体制の維持についても、引き続き県に協力を求めます。

また、令和5年12月に、西和7町の行政および議会が「分娩を含む周産期医療体制の一体的整備」など、新西和医療センターの機能充実に関する要望書を奈良県知事宛に提出しました。妊娠中から分娩・産後までのケアをワンストップで行える体制の整備や、小児二次救急医療体制の充実について、引き続き県に要望します。

●救急時の家庭での処置の周知

こどもの事故防止や不慮の事故・突発的な病気等に対する家庭での処置については、小児救急ガイドブック等を活用し、こども救急電話相談サービス(#8000)などの情報提供とともに家庭内の救急時対応についての知識の普及に努めます。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
乳幼児予防接種 (定期接種)	ロタ、小児用肺炎球菌感染症、B型肝炎、5種混合、BCG、麻しん風しん混合(MR)、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん予防ワクチン	保健センター
乳幼児健康診査	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児健診、2歳児歯科健診	保健センター
病児保育事業(再掲)	こどもが病気や病気の回復期で保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に預けることができる事業	子育て支援課
すくすく相談	乳幼児の発育、育児、栄養についての相談に対応	保健センター
離乳食教室(再掲)	乳児の保護者を対象に、離乳食についての話や調理実習、試食等を実施	保健センター
幼稚園・学校給食	奈良県産の食材を使用した給食を提供するなど、地産地消による食育を実施	学校教育課

(5) 配慮が必要なこどもへの支援

子育て世帯向け調査における総合評価への「貢献度」が高く、かつ「満足度」の低い「障がいなど配慮が必要なこどもを安心して育てられると感じる」については、障がいなど配慮が必要なこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、本町の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくために、保健、福祉、保育、教育などの関係者が早期に連携を図ります。

さらに、新生児聴覚検査など聴覚障がいの早期発見・早期療育に資する取組を進めます。

【施策の方向性】

●障がいの早期発見・早期対応の推進

疾病や障がい、発育・発達に課題を抱えるこどもや、育てにくさや育児への不安を感じる保護者を早期に把握・支援する体制を強化するため、新たに「5歳児」に対する健康診査を実施することにより、乳幼児健康診査の充実を図ります。

また、妊娠期からの切れ目ない支援や臨床心理士による保育所等への巡回相談を通じて、障がいを早期に発見し、専門の医療・療育機関につなげます。

●障がいのあるこどもやその家庭への支援の充実

発達に遅れのあるこどもや育児不安を抱える保護者に対して、育児不安を軽減するための療育教室を引き続き実施します。また、障がいのあるこどもの生活を支えるため、在宅の障がいのあるこどもの保護者が、相談及び家庭での生活支援や療育の指導等が受けられるよう、支援の拠点となる児童発達支援センターの広域での設置に向けて取り組みます。

●一人ひとりに応じた教育・保育の推進と施設整備

障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り、ともに安全・安心に過ごすための環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組を進めるとともに、保育所等におけるインクルーシブ保育を推進します。また、公共施設等におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
障害児支援サービス事業	障がいのある子どもが生活上必要となる介護給付費、補装具費等の給付	福祉介護課
地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付等	福祉介護課
発達相談(再掲)	臨床心理士による保健センターでの相談、幼稚園・保育所等への巡回相談や教育相談を実施	保健センター 子育て支援課
こぐまちゃんクラス(療育教室)	発達・発育が気になる就園前の子どもを対象に、毎月1回教室を実施	保健センター
受入体制の充実	障がいのある子どもやその保護者の意向に沿うよう、入園・入学する子どもに応じた教職員や保育士等の加配、支援員の配置促進を行い、受入体制を充実	学校教育課 子育て支援課
学校施設等の整備促進	一人ひとりのニーズに可能な限り対応できるよう施設等の整備・改修を進め、障がいのある子どもが過ごし学ぶことができる環境づくりを促進	学校教育課 子育て支援課
特別支援教育の充実	学習面や行動面で十分な支援を行えるよう、町独自に加配基準を設け、特別支援教育支援員を配置	学校教育課
新生児聴覚検査費用助成(再掲)	新生児に行う聴覚検査費用の一部を助成	保健センター
乳幼児健康診査(再掲)	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児健診、2歳児歯科健診	保健センター
未熟児養育医療費助成(再掲)	身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関に治療入院した乳児を対象に、入院医療費を助成	国保健康推進課
心身障害者医療費助成(再掲)	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2所持者の医療費を助成	国保健康推進課
精神障害者医療費助成(再掲)	精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者、自立支援医療(精神通院)受給者の医療費を助成	国保健康推進課 福祉介護課
障害児福祉手当(再掲)	20歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を要する人に支給	福祉介護課
特別児童扶養手当(再掲)	心身に一定以上の障がいのある20歳未満の児童の養育者に支給	子育て支援課
児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭や父母に重度の障がいのある家庭等に支給	子育て支援課

3. すべての子ども・若者の権利を守る安全・安心な環境づくり

(1) 安全で安心できるまちづくりの推進

子どもを交通事故から守るための取組として、ボランティア団体を中心とした、家庭・地域での交通ルール・マナーの習得、こどもの見守り活動や防犯パトロール活動等を推進します。

また、子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。

さらに、子ども・若者が安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組むとともに、子育て家庭を含めて安心して外出できる環境づくりのために、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に取り組みます。

【施策の方向性】

●地域で子どもを守る取組の推進

地域ぐるみ児童生徒健全育成推進協議会を構成する社会教育関係等の団体と連携し、「地域ぐるみ学校見守り隊」の充実や「あいさつ+1運動」の推進など、児童生徒の安全確保のための取組を強化します。また、学校・家庭・地域社会の三者が一体となって、青色防犯パトロール車による見守りを強化するため、下校時のパトロール実施回数を増加させるとともに、企業や自主防犯団体等と連携のもと、犯罪による被害や交通事故を未然に防ぐまちづくりを促進します。

●交通安全教育の推進及び安全な交通環境の整備

義務教育学校においては、学校の入口や通学路沿いに設置された見守りスポットの近くを通過した時に、保護者がアプリで位置情報履歴を確認できる見守りサービスを引き続き実施するとともに、交通安全教育の一層の充実を図ります。

また、通学路の安全対策として、通学路や交通事故多発地点における危険個所の把握と合同点検の実施を継続し、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全設備の整備・改良を図ります。

●安心して子育てできる居住・外出環境等の整備

住み慣れた地域で、親世帯と同居または近居し、安心して子育てができる環境を作るため必要な住宅取得やリフォーム費用の一部を引き続き助成します。

また、子育て世帯が安心して外出できるよう、多くの人が利用する公共施設等において、おむつ交換場所や授乳場所を設置するとともに、バリアフリー化を進め、子ども・若者や子育て家庭にもやさしい環境づくりを推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
交通安全に関する事項	こどもと高齢者の交通事故防止	防災統括室
あいさつ+1(プラスわん)運動	地域の方があいさつの後に一言添えることで、地域のコミュニケーションの醸成とともにこどもを見守る意識を高め、不審者に対する抑止力や事故防止につなげる運動	生涯学習課
通学路の安全点検	登下校中における児童・生徒等の安全確保のため、関係機関との連携による安全点検及び安全対策（キッズゾーンの創設等）の実施	学校教育課 建設課 子育て支援課
Get元気21緑のおじさん	住民が登校時の児童と一緒に歩きながら健康づくりを行う活動	保健センター
わんわんパトロール運動	犬と共に散歩をしながら、地域でのこどもたちの見守り活動を推進	住民課
見守りねっと事業	王寺町と協定を締結した宅配業者などの事業者が、業務範囲の中でこども等の異変を発見した場合に、町に連絡	福祉介護課 こども家庭センター
三世代ファミリー定住支援	親・子・孫三世代の町内での定住に対して補助を行い、若い世代の移住・定住を促進	まちづくり推進課
地域安全推進委員活動	地域安全推進委員による防犯に関する啓発活動の支援を行い、安全安心なまちづくりを促進	防災統括室
青色防犯パトロール	各種機関等の協力で町内を巡回パトロール	防災統括室 生涯学習課
地域ぐるみ学校見守り隊	ボランティアグループが登下校中のこどもたちを地域全体で見守ることで、より安全で安心な環境づくりを推進	生涯学習課
見守り端末による登下校の見守り	官民共同でこどもたちに見守り端末を配布のうえ、学校の入口や通学路沿いに設置された見守りスポットの近くを通過したときに、位置情報が記録され、データを確認できるサービスを実施	生涯学習課



(2) 健やかに育つ権利の確保及びまちづくりに参画する意識の醸成

こども基本法の理念には、こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画すること、また、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重すると規定されています。

このようなこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子どもの権利条約の趣旨や内容についても普及啓発に取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知します。

【施策の方向性】

●こどもの権利に関する理解促進

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その有する権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、こども基本法の理念等を周知・啓発します。

また、国の動向を踏まえ、こども基本条例の研究を行います。

●こども・若者の政策決定過程への参画促進

こども・若者の意見の政策への反映を進めます。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視します。

また、こども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

●地域行事への参加促進

こども・若者が、地域の担い手として活躍することが期待されていることから、自分たちが暮らすまちに関心を持ち、地域の自然や歴史から学び、様々な行事に積極的に参加できる機会を提供します。このため、地域の祭りや町の行事(美化清掃活動、防災訓練等)等へ、こどもたちの参加を促します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
子ども議会／子ども一日町長／町長の出前授業(再掲)	町行政の仕組みについて理解を深め、まちづくりへの関心を高めるため実施	学校教育課 秘書人事課
CCC活動	水と緑のまちづくり町民運動として、町内の公園等の清掃や除草等を自発的に行う団体による活動	住民課
クリーンキャンペーン	自治会や事業者との協働による清掃美化活動	住民課
王寺ミルキーウェイ	「ふるさとづくりのイベント」として、世代を超えた交流、思い出づくりの場、地域の活性化を目的に開催	政策推進課

(3) 相談支援体制の充実

こども・若者等が相談しやすい環境づくりを行うことを通して、虐待の未然防止や早期対応を図るなど、こどもの成長や発達を心の面からサポートします。

すべてのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援など、不登校のこどもへの支援体制を整備します。

【施策の方向性】

●こども・若者とその家族への相談支援

家庭や学校などで抱えてしまった悩みや不安について、こども・若者本人やその家族からの相談に応じます。また、悩みを抱えるこども・若者やその家庭が、必要な支援につながるよう、相談窓口やカウンセリング機関等の周知を行います。

●不登校児童生徒への支援及びいじめ防止の取組

不登校児童生徒への支援では、児童生徒の教育機会を確保するため、校内に不登校の児童生徒が安心して過ごせるスペースの設置や、自宅においてICTを活用し学習する機会を確保するとともに、引き続き、本人や保護者が相談できるカウンセラー等の充実を図ります。

また、学校・自宅以外での学習する機会の確保として、奈良県フレキシブル「不登校支援ならネット」等の県教育委員会の取組の情報提供を図るなど、教育機会の確保に努めます。

いじめ防止の取組では、教職員や保護者、地域の関係団体が連携して、「王寺町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見および早期対応や再発防止に取り組めます。

●自殺対策計画の推進

自分や友だちの心の危機の状態に気づき、信頼できるおとなに助けの声が上げられるように、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進します。また、教職員や保護者などの周りのおとなが児童生徒のSOSに気づき、個人に応じた対応を取れるよう支援します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
教育カウンセリング事業	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決(教育相談、心の教室、ふれあいフレンド)	学校教育課
発達相談(再掲)	臨床心理士による保健センターでの相談、幼稚園・保育所等への巡回相談や教育相談を実施	保健センター 子育て支援課
自殺対策計画の推進	ゲートキーパー養成講座の開催、自殺予防のパンフレット等の配布、相談窓口等の普及啓発を実施	保健センター
こども家庭センターによる相談支援(再掲)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を実施	こども家庭センター
学校いきいきプラン事業(再掲)	義務教育学校に教員資格を持つ講師を配置し、児童・生徒の学校生活、学習、集団適応等をサポート	学校教育課

(4) こども・若者の居場所づくり

こども向け調査では、こども食堂(夕ご飯等を無料か安く利用できる場所)または勉強を無料で見てくれる場所があれば利用してみたいと答えた方はそれぞれ28.1%と29.7%となっています。また、若者向け調査では、自分は「人との付き合いがないと感じる」が46.2%、「取り残されていると感じる」が45.4%、「他の人たちから孤立していると感じる」が40.8%と答えています。

このため、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている子ども会、こども食堂や学習支援の場など、地域にある多様な居場所の他に、公民館、図書館などの社会教育施設などについても、地域みんなでこどもを育てていく場となり、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

また、学童保育や雪丸サポートスクール、公園整備等によるこどもの居場所づくりとともに、こども・若者が地域とつながる場の創出のために地域行事やイベントへの参加を促します。

【施策の方向性】

●地域における居場所づくり

サロン活動やこども食堂等、自宅に閉じこもりがちな人の外出のきっかけづくり、気軽に集える居場所づくりに向けての取組に対し、引き続き支援を行うとともに、それぞれの活動のつながりづくりを推進します。

●こども・若者同士の交流の推進

地域の行事やイベントへの参加を促し、こども・若者自身が地域の一員であるという意識を育み、社会参画の機会を創出します。

●放課後のこどもの居場所づくり

こどもが安心して過ごすことができる環境を整えるため、町が運営する学童保育については、放課後児童支援員や補助員の人材確保に努めるとともに、学童保育の質の向上や安定的な運営を図ることを目的に民間事業者への委託を検討します。また、総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラストでは、こどもから高齢者まで気軽に参加できる魅力的な教室やイベントを開催し、スポーツに取り組む機会づくりを推進します。

●安心して遊ぶことができる公園の整備

こどもの成長・発達を促し、障がいのある人もない人もすべての人が心地よく、安全に利用できるインクルーシブ公園の整備を進めます。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
放課後児童クラブ (学童保育)(再掲)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に実施し、児童の保護と健全育成を図る	子育て支援課
公民館生涯学習事業	出会い、ふれあい、学びあいの場としての生涯学習環境の提供(こども体験教室、こども絵画教室、科学教室等)	文化交流課
菩提キャンプ場(冒険の森 inおうじ)の充実	更なるアクティビティの充実等新たな施設の整備を検討	生涯学習課
総合型地域倶楽部王寺や わらぎトラスト(再掲)	こどもから高齢者まで気軽に取り組むことができるスポーツ教室	生涯学習課
自然体験活動	未来を担うこどもたちが、たくましく生き抜く力を育成するため、海や山村での自然体験活動を実施	生涯学習課
こども食堂	地域のボランティアがこどもたちに対し、安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供し、食育と世代間交流を推進	社会福祉協議会
サロン活動	同世代や世代間の交流の場として、また居場所づくりとして開催する活動	社会福祉協議会
寺子屋塾 (雪丸サポートスクール)	地域の経験豊富な人材を活用し、放課後や夏休み等に児童生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る	生涯学習課



4. 地域と社会によるこども・子育て世帯への支援

(1) 子育てを支えるネットワークづくり

子育て世帯向け調査では、子育てが地域の人たちに支えられていると感じている方は、未就学児童の保護者の50.8%、小学生・中学生の保護者の52.4%となっており、約半数の方が地域の人たちに支えられていると実感しています。

このため、子育て世帯を支えるボランティアやサークル、地域等と、町が連携を図り、ネットワークを構築して、地域全体で子育て世帯を支える環境づくりを推進します。

また、子育てに関する研修会等の開催により、地域や子育て家庭の教育力や育児力の向上を目指します。

【施策の方向性】

●子育て家庭の地域交流の促進

「王寺ミルキーウェイ」や鉄道イベント、駅周辺での食をテーマとしたイベント等を定期的に行い、こども・子育て家庭が孤立しないよう、地域の仲間づくりや世代間交流を促進します。また、安心して子育てできる環境づくりのため、地域やサークル活動を通じた交流の機会や、子育て広場等を利用したことがない子育て家庭に対し、気軽に広場等を利用できるよう、広場のイベントや講座等を企画し、広場の利用を促進する情報発信の充実に取り組みます。

●地域や住民による子育て支援

様々な取組を通じてこども・子育て世帯を地域全体で支える気運を醸成します。

また、こどもの保護者による主体的なサークル活動等への支援や、こどもの送迎や預かりを行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。

●地域の教育力の向上

安心して暮らすことのできる環境づくりのため、学校、家庭、地域住民や学生ボランティアとの連携を強化することにより、学校・家庭・地域が一体となってこども・子育て世帯を支える体制の充実を図ります。

●家庭の育児力の育成

こどもの健全な成長につなげるため、子育てに関する研修会の開催や子育て中の悩みを解消する機会を設ける等、各家庭にあった子育てを支援します。また、妊婦やその家族を対象に妊娠中の過ごし方を含め、栄養と歯科の健康についての話や沐浴・妊婦体験等を行う「パパママクラス」を引き続き実施します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
すくすく相談(再掲)	乳幼児の発育、育児、栄養についての相談に対応	保健センター
子育て広場(地域子育て支援拠点事業)(再掲)	子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供や育児相談など、子育て家庭を地域で支える取組を実施	保健センター
ふれあいネット	こどもを持つ母親の友だちづくりを支援	保健センター
子育て教室(再掲)	ふれあいのつどい(0歳児)、ミッキークラス(1・2歳児)こぐまちゃんクラス(療育教室)	保健センター
子育てサポート事業(再掲)	子育てサポーターによるふれあいのつどい(0歳児)、ミッキークラス(1・2歳児)の支援	保健センター
パパママクラス(再掲)	妊婦・夫とその家族を対象に、栄養・歯科・妊娠経過の話や沐浴・妊婦体験等を実施	保健センター
離乳食教室(再掲)	乳児の保護者を対象に、離乳食についての話や調理実習、試食等を実施	保健センター
家庭教育学級	こどもたちの健全な成長につなげるため、子育てに関する研修会を開催するとともに、子育て中の悩みを解消する機会を設ける等、各家庭の子育てを支援	生涯学習課
見守りねっと事業(再掲)	王寺町と協定を締結した宅配業者などの事業者が、業務範囲の中でこども等の異変を発見した場合に、町に連絡	福祉介護課 こども家庭センター
ボランティア支援事業	ボランティア養成講座を実施	社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育施設への送迎やこどもの一時預かりなど「育児の援助を希望する保護者」と「育児の援助に協力できる人」との相互援助活動	子育て支援課
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業(再掲)	民生児童委員・主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握	保健センター 子育て支援課 福祉介護課
サロン活動(再掲)	同世代や世代間の交流の場として、また居場所づくりとして開催する活動	社会福祉協議会
学校・地域パートナーシップ事業(再掲)	家庭・地域の人々が教育活動に参画し、学校と地域が協働することにより、学校をベースとしたこどもたちと地域の人々をつなぐ教育活動	生涯学習課
王寺ミルキーウェイ(再掲)	「ふるさとづくりのイベント」として、世代を超えた交流、思い出づくりの場、地域の活性化を目的に開催	政策推進課

(2) 男性の家事・子育てへの参画促進

子育て世帯向け調査では、一日あたりの平均的な家事時間は、母親が3時間以上で、父親は1時間以内にとどまっています。

このため、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりや男性が家事や育児等に積極的に参画しやすい環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

●共働き・子育て・共家事の推進

家庭内における育児負担が女性に集中している現状を変えるため、フレックスタイムやテレワークの活用を促進し、夫婦が互いに協力して家事や育児を分担できる環境づくりを推進します。また、「パパママクラス」や父子健康手帳の交付を通じて、父親の育児参加を推進し、父親向けイベントを開催することで、男性の育児への理解や意識を高めます。

●男性の育児休業が当たり前になる社会の実現

子育てと仕事の両立支援は、家族はもちろんのこと、職場や社会の理解が不可欠であることから、育児休業制度をはじめとする各種制度の周知や、事業者に対しての積極的な啓発が必要です。性別に関わらず、希望に応じた育児休業の取得が当たり前になる社会の実現に向け、官民一体となって取り組みます。

このため、王寺町役場では「王寺町における次世代育成支援及び女性職員の活躍推進のための特定事業主行動計画」において、男性の育児休業取得率の目標を85%以上としています。

●男女共同参画の啓発

「パパママクラス」を引き続き実施し、固定的性別分担意識を払拭する啓発に努めます。

また、男女共同参画計画に掲げた施策を継続して計画的に推進していくため、男女共同参画に関する条例の制定に向けた研究を行います。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
父子健康手帳の交付(再掲)	妊娠届により、希望者に手帳を交付	保健センター
パパママクラス(再掲)	妊婦・夫とその家族を対象に、栄養・歯科・妊娠経過の話や沐浴・妊婦体験等を実施	保健センター
父親向けイベントの開催	父親の育児参加を促進するため、父親と子どもが遊びを通してふれあえるイベントを開催	保健センター

(3) 子育てと仕事の両立支援の推進

子育て世帯向け調査では、仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて、「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない(60.6%)」や「子どもと接する時間が少ない(48.2%)」と答えています。

このため、男性の家事、育児への主体的な参画の促進を図ることにより、家事・育児の負担が女性に偏る状況を改善し、男女ともに子育てと仕事を両立できる環境づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

●仕事と生活の調和についての意識啓発

働き方や家庭における役割分担を見直すことにより、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての意識啓発を推進します。

このため、家庭内での家事(料理、掃除、子育て)の効率的なやり方等、子育て中における「質の高いライフスタイル」の実現を目指すための講座を開催します。

●保育サービスの充実

学童保育については、子どもが安心して過ごすことができる環境を整えるため、学童保育を利用する児童数に応じた施設、備品の整備等を行うとともに、放課後児童支援員等が研修を受講すること等により質の向上を図ります。また、障がいのある子どもを含め、個々の子どもの状況に応じた環境に配慮するとともに、職員配置や施設設備の改善等についても工夫します。

さらに、町が運営する学童保育については、放課後児童支援員や補助員の人材確保に努めるとともに、学童保育の質の向上や安定的な運営を図ることを目的として、民間事業者への委託を検討します。

町立幼稚園の預かり保育については、保護者の子育てを支援するため、夏休み等の長期休業中も含め、預かり保育を引き続き実施するとともに、保護者の利便性を考慮し、預かり時間の延長等を検討します。

病児保育については、子どもが病気や病気の回復期で保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合等で、家庭での保育が困難な場合に預けることができる病児保育施設の委託先を増やし、保護者の利便性の向上に努めます。

●女性や子育て世帯の就業・起業支援

ハローワークと連携した「合同面接会」や「合同企業説明会」の開催、奈良県と連携した「子育て女性就職相談窓口」の開設や「働く女性応援講座」の開催、さらに女性の起業支援プログラムによる事業の誘致に取り組みます。また、「王寺町女性活躍支援センター」を中心にテレワークを主体とした柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組むとともに、テレワーク施設「O-terrace」を拠点にデジタルスキルの習得促進を目的とした「女性デジタル人材育成事業」を実施し、女性の就業・起業支援を推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
町立幼稚園の預かり保育(再掲)	長期休業中及び教育時間終了後から午後5時まで実施	子育て支援課
放課後児童クラブ(学童保育)(再掲)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に実施し、児童の保護と健全育成を図る	子育て支援課
王寺町女性活躍支援センター	ICTを活用したテレワークでの働き方の場を創出	地域交流課
病児保育事業(再掲)	こどもが病気や病気の回復期で保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に預けることができる事業	子育て支援課
テレワーク施設「O-terrace」	テレワークやビジネスマッチング等ができる施設	地域交流課
女性デジタル人材育成事業	女性のデジタルスキルの習得促進を目指した講座等を実施	地域交流課
「まっち☆ジョブ王寺～ハローワーク～」との連携	奈良労働局と連携し、就職説明会や就職支援事業等を開催	地域交流課



5. 困難な状況にあるこども・子育て世帯への支援

(1) 相談支援体制の強化

困難な状況にあるこども・子育て世帯は、経済的または精神的なストレスを抱えており、適切な支援が不足すると、こどもの健全な発育や家族の安定が損なわれる可能性があります。

子育て世帯向け調査では、「子育ての悩みや不安からこどもにつらくあたったことがある」または「あたりそうな気持ちになったことがある」と答えた方は合わせて52.1%となっていますが、そのうち26.3%の方は他の人に相談するなどして解消しています。

生活に悩みや不安を抱えるこども・子育て世帯が、相談できる環境整備が求められていることから、相談支援体制の充実と課題を解決するための包括的な支援が必要です。このため、こども家庭センターを中心に相談支援体制を充実させるとともに、専門機関との連携を強化することで、こども・子育て世帯が抱える課題の解決に取り組みます。

【施策の方向性】

●相談支援体制の充実

こども家庭センターの機能を充実させ、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を提供し、保護者だけでなくこども自身の悩みにも対応します。また、複雑化・複合化した課題を抱える相談には、必要な支援につなげることを目指し、関係機関との情報共有や役割分担を行う重層的支援体制の整備に取り組みます。さらに、臨床心理士による幼稚園・保育所等への巡回相談を継続することにより、こどもの発達や育児に関する保護者からの相談が気軽にできる環境を維持することや、専門的なアドバイスを継続的に実施することで、親子が安心して相談できる体制を確保します。

●包括的な支援と専門機関の設置

障がいのあるこどもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センターの、広域での設置に向けて取り組みます。

また、社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を学校に配置し、児童生徒の多様なニーズに応じた支援を行うスクールソーシャルワーカー活用事業を継続して実施します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
発達相談(再掲)	臨床心理士による保健センターでの相談、幼稚園・保育所等への巡回相談や教育相談を実施	保健センター 子育て支援課
教育カウンセリング事業(再掲)	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決(教育相談、心の教室、ふれあいフレンド)	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を実施	学校教育課
こども家庭センターによる相談支援(再掲)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を実施	こども家庭センター

(2) こどもに届く生活・学習支援

こども向け調査では、将来の進学希望は中学・高校までと答えた方は合わせて16.1%で、その理由として、「早く働く必要があるから」または「家にお金がないと思うから」と答えた方が一定数います。

このため、生活保護受給世帯等のこどもへ直接届く支援として、学習支援や生活支援、情報提供など、支援が必要な人に必要な支援を届けます。

【施策の方向性】

●食事の提供及び地域との交流

こども食堂は、こどもに食事を提供するだけでなく、地域の人との交流による居場所づくりとして、孤立を防ぐ重要な役割を担っていることから、引き続き、気軽に集える地域の居場所づくりとして支援します。

●在宅サービスの推進

子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)は斑鳩町内の施設への委託を継続します。

また、家庭での養育が困難な場合は、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどを通じた社会的養護の受け皿としての里親制度の周知に取り組みます。

さらに、子育て世帯訪問支援事業では、家事や育児の手助けをする産前産後ヘルパー事業を継続し、加えて、ヤングケアラー等がいる家庭を支援する新たな事業を検討し、家事や育児の手助けをするとともに、必要な支援につなげます。

●学習支援の充実

「王寺町寺子屋塾」では、地域の多様な人材を活用し、指導方法の工夫や改善を行いながら、学校や地域、関係機関が協働して児童生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の更なる向上を図ります。

●情報提供・利用勧奨

こどもや子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、LINE、インスタグラムの町公式アカウントやSNSを活用した情報発信を行います。また、こども・子育て関連サービスに関する情報を得やすくするため、「奈良スーパーアプリ」を周知します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を実施	学校教育課
学校いきいきプラン事業(再掲)	義務教育学校に教員資格を持つ講師を配置し、児童生徒の学校生活、学習、集団適応等をサポート	学校教育課
寺子屋塾(雪丸サポートスクール)(再掲)	地域の経験豊富な人材を活用し、放課後や夏休み等に児童・生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る	生涯学習課
こども食堂(再掲)	地域のボランティアがこどもたちに対し、安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供し、食育と世代間交流を推進	社会福祉協議会
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で児童を預かる事業	子育て支援課
産前産後ヘルパー事業(再掲)	家事、育児が困難な方に対して、負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう支援	子育て支援課



(3) 生活に困っている家庭への経済的支援

日々の生活を安定させ、将来に希望をもって生活していくためには、経済的な基盤が大切な要素の一つです。

親の年収に関わらず、すべてのこども・子育て世帯が安定した生活基盤のもとで、生活することができる環境づくりが求められています。

このため、生活の安定、教育の支援に資するための支援を進めるとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、生活支援、就労支援等に取り組みます。

【施策の方向性】

●こどもの生活・学習支援事業

就学援助制度を通じて、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費等の一部を引き続き援助するとともに、すべてのこどもが平等に教育を受ける機会を与えられるよう、制度の周知を図ります。

また、町独自で実施している0歳児から2歳児までの第2子目以降に係る保育料の減免について在園要件を撤廃し、完全無償化とします。

さらに、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学受験費用等の補助を検討します。

●社会福祉協議会による支援

生活福祉資金貸付制度を通じて、収入が少ない世帯等に対し、就職に必要な知識・技術等の習得や高校・大学等への就学のための資金等の貸付けを行い、また、今日食べるものに事欠く人への緊急食料支援(フードレスキュー)事業などを実施します。

●ひとり親家庭への就労・生活支援

ひとり親家庭に対する支援を充実させるため、県事業である母子父子寡婦福祉資金貸付金の事業内容を周知するとともに、経済的な自立を支援するための自立支援教育訓練給付金や、就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金についても、事業内容を周知します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭や父母に重度の障がいのある家庭等に支給	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成(再掲)	ひとり親家庭の児童及び保護者の医療費を助成	国保健康推進課
実費徴収に係る補足給付事業(再掲)	幼稚園、保育所等に通う低所得世帯を対象に、給食に関する費用や日用品・文房具等の購入に要する費用等の一部を補助	子育て支援課
就学援助(再掲)	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助	学校教育課
放課後児童クラブ(学童保育)の保育料減免(再掲)	同一世帯で利用する2人目以降及び生活保護世帯、準要保護世帯の保育料を減免	子育て支援課
寺子屋塾(雪丸サポートスクール)の参加費減免(再掲)	同一世帯で利用する2人目以降及び生活保護世帯、準要保護世帯の参加費を減免	生涯学習課
生活福祉資金貸付制度	経済的な自立や在宅福祉の向上のために目的に応じた資金を貸付	社会福祉協議会
フードレスキュー	奈良県社会福祉協議会と連携し緊急の支援が必要な人に食料支援を実施	社会福祉協議会
母子父子寡婦福祉資金(再掲)	母子家庭、父子家庭や寡婦の方に対する県の貸付制度	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金 (修了支援給付金)(再掲)	ひとり親家庭の経済的自立を目的とした高等職業訓練や資格取得の経費を補助(県の事業)	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)	日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助のサービスを提供	子育て支援課
第2子目以降の保育料の全額減免(再掲)	令和7年度より、0歳児から2歳児までの第2子目以降に係る保育料の在園要件を撤廃	子育て支援課

(4) ヤングケアラーへの支援

「ヤングケアラー」とは、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを過度(日常的)に行っているこどものことを指し、こうしたこどもは、勉強する時間が十分に取れない、友達と遊ぶ時間が取れないなど、本来であればこどもとして過ごすことができた時間と引き換えに、家事や家族の世話などを行っています。

このため、ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲のおとな等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族の世話の負担に気づき、必要な支援につなげていくことが重要です。また、家族の世話などにかかる負担を軽減または解消するため、家庭に対する適切なアセスメントやサポートプランにより、世帯全体を支援する視点をもった対策を推進します。

【施策の方向性】

●早期発見・把握

福祉、介護、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

このため、学校等を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケート調査を定期的実施します。支援にあたっては、こども家庭センターや学校はもとより福祉、介護等の支援機関等と適切に情報共有するなど支援につなげていく体制を構築します。

●相談支援体制の充実

こどもの気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、相談及び助言その他の援助を行うよう努めます。

また、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校内での支援を強化します。

ヤングケアラー等の支援にあたっては、家庭を訪問し、保護者やこども・若者の複雑な心情等に十分配慮して丁寧に対応し、家庭が抱える悩み等を傾聴するとともに、訪問支援員が家事等の支援を実施する子育て世帯訪問支援事業を推進します。

●社会的認知度の向上

役場職員や障がい・介護の相談支援従事者等に対してヤングケアラーの特性や関係機関の連携を深めるための研修会を実施します。

また、ヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的・積極的な広報・啓発の実施を検討します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を実施	学校教育課
教育カウンセリング事業(再掲)	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決(教育相談、心の教室、ふれあいフレンド)	学校教育課
こども家庭センターによる相談支援(再掲)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を実施	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業	出産前後に周りの支援を受けることが困難な母親等に対して、家事や育児の手助けをするヘルパーを派遣	子育て支援課 こども家庭センター

(5) 児童虐待防止対策の充実

虐待を受けたこどもは、虐待を受けている期間だけでなく、その後長期に渡り精神的なトラウマや社会的な孤立、将来の学習や就業において困難に直面する可能性が高まります。たとえ虐待に至らなくても、保護者の心理的な負担の大きさは家庭環境の悪化を招き、こどもの心身の健全な発達に影響を与えかねません。

このため、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、地域の幼稚園、保育所、学校等や要保護児童対策地域協議会などの地域ネットワークと一体となって継続的に支え、児童虐待予防の取組を強化します。

【施策の方向性】

●児童虐待の早期発見の推進

教育・保育現場等での一人ひとりのこどもの見守りと、乳幼児健診未受診者への受診勧奨等の取組を推進し、児童虐待の早期発見・予防に努めます。

●児童虐待発生時の迅速な対応

児童虐待が発生した際の迅速な対応を実現するため、支援が必要な家庭等の情報を関係課で共有できる「児童家庭相談システム」を活用しながら、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を行います。

●こどもを守る地域のネットワーク機能の強化

医療機関、教育機関、地域の関係機関と連携を深め、虐待が疑われるこどもや家庭の状況に応じて個別検討会議を実施するとともに、担当職員の専門研修受講を促進するなど児童虐待等防止ネットワークを強化し、児童虐待の予防や早期発見、迅速な対応を目指します。

●児童虐待防止の普及啓発

地域住民や関係機関に向けて、児童虐待防止のための啓発活動を強化します。

このため、地域の児童相談所に直接つながる「児童相談所全国共通ダイヤル(189)」や「親子のための相談LINE」等の普及、啓発に取り組み、児童虐待の早期発見につなげます。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
要保護児童対策地域協議会	関係機関と連携し、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に向けた取組を実施(児童虐待等防止ネットワーク)	こども家庭センター
養育支援訪問事業(再掲)	養育支援が必要であると思われる家庭に対し、居宅訪問や養育に関する指導・助言等を実施	保健センター
教育カウンセリング事業(再掲)	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決(教育相談、心の教室、ふれあいフレンド)	学校教育課
こども家庭センターによる相談支援(再掲)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を実施	こども家庭センター
乳幼児健康診査(再掲)	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児健診、2歳児歯科健診	保健センター



6. 若者が将来に希望を持てるまちづくり

(1) 新婚家庭への経済的支援

若者向け調査では、将来の結婚観について、48.2%の方が「結婚したいし、するつもりである」と答えている一方で、「結婚したいが難しいと考えている」が32.3%、「結婚したくない」が19.5%で、その理由として35.6%の方が「経済的に不安だから」と答えています。

このため、若者の多様な価値観を尊重し、結婚・子育てへのイメージアップに取り組み、結婚やこどもを持つことに対する経済的な不安感の解消が求められます。結婚や子育てといったライフステージに応じた移住・定住に関するニーズに対応するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

【施策の方向性】

●結婚に伴う新生活を支援

新婚家庭が安心して新生活をスタートできるよう、新生活を経済的に支援する、「結婚新生活支援事業(家賃、引越費用等を補助)」の実施を検討します。

●子育て世代の移住・定住施策の促進

結婚や子育てといったライフステージに応じた移住・定住に関する支援施策として、三世代ファミリー定住支援補助金や移住支援金等の施策を引き続き実施します。

また、空き家購入者に対するリフォーム費用の補助制度の創設を検討します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
三世代ファミリー定住支援	親・子・孫三世代の町内での定住に対して補助を行い、若い世代の移住・定住を促進	まちづくり推進課
移住支援金	東京圏から移住し、県内で就業または起業しようとする者等に対し、移住支援金を支給	まちづくり推進課

(2) 就労支援の推進

若者向け調査のクロス集計では、正規社員に比べ、非正規・派遣社員などの方は、生活が困難だった経験や将来への希望、結婚等においてネガティブな傾向となっています。

このため、若者が仕事やプライベートともに安心して暮らすことができる環境づくりに取り組むため、就職セミナーや起業、就業にかかる講座の開催やデジタルスキル習得支援など、国や県と連携しながら多様な働き方を支援していく必要があります。

【施策の方向性】

●就職支援

「まっち☆ジョブ王寺」とハローワークと連携した「合同企業説明会」や「就職支援セミナー」を開催し、若者への就職支援に取り組みます。また、王寺町女性活躍支援センターを中心に、テレワークを主体とした柔軟な働き方ができる環境づくりに努めます。

さらに、奈良県と連携した「子育て女性就職相談窓口」や「働く女性応援講座」の開設を推進し、多様な女性の働き方を支援します。

●起業支援

王寺町テレワーク施設「O-terrace」を拠点に、デジタル人材の育成やビジネスマッチング等の情報発信に取り組みます。また、奈良県と連携した女性の起業支援プログラムによる事業の誘致に取り組むとともに、「女性デジタル人材育成事業」を実施し、女性の就業・起業支援を推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
「まっち☆ジョブ王寺～ハローワーク～」との連携(再掲)	奈良労働局と連携し、就職説明会や就職支援事業等を開催	地域交流課
王寺町女性活躍支援センター(再掲)	ICTを活用したテレワークでの働き方の場を創出	地域交流課
一般社団法人王寺まちづくり	「起業したい女性」「就職したい女性」「フリーランス、地域貢献・まちづくりに組みたい女性」の働き方を実現するため、一般社団法人として町から独立	地域交流課
テレワーク施設「O-terrace」(再掲)	テレワークやビジネスマッチング等ができる施設	地域交流課
女性デジタル人材育成事業(再掲)	女性のデジタルスキルの習得促進を目指した講座等を実施	地域交流課

(3) こどもや子育て家庭との交流の促進

若者向け調査では、87.5%の方が「結婚したらこどもを持った方が良いと思う」と答えている一方で、18.2%の方が「こどもはいらぬ」と答えています。その理由として「自分や夫婦の生活を大切にしたい」や「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないと思う」と答えた方はそれぞれ54.3%となっています。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提としています。その上で、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、社会全体で若い世代を支えていくことが必要です。

このため、地域の中で世代を超えた交流ができるようなイベントやサロン活動を開催し、こどもや若者が明るい未来を描くことができるよう取り組みます。

【施策の方向性】

●触れ合い体験

少子化が進行し、こども・若者が普段の生活で乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある中、乳幼児触れ合い体験は、こども・若者にとって、こどもを生み育てることや家族を持つことがイメージできる貴重な機会となります。

このため、子育て家庭との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザイン(将来設計)を描くことができるよう取り組みます。

●結婚や子育てをしたいと思えるようなまちづくり

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進し、地域全体で子育てを支える環境を整えます。

また、多くの世代の交流を促す、様々な交流・体験イベントなどの定期的な実施により、地域の魅力に触れて郷土愛を育むための取組を推進するとともに、SNS等を活用した広報や、若い世代が参加しやすいイベントを企画する等、世代間交流を促進します。

さらに、こども・若者の意見を反映したイベントやサロン活動等を開催することで、集客率の向上が見込まれることから、地域の活性化にもつなげます。

【関連する事業】

事業・活動名	内容	所管
サロン活動(再掲)	同世代や世代間の交流の場として、また居場所づくりとして開催する活動	社会福祉協議会
王寺ミルクウェイ(再掲)	「ふるさとづくりのイベント」として、世代を超えた交流、思い出づくりの場、地域の活性化を目的に開催	政策推進課

第6章 計画の推進体制

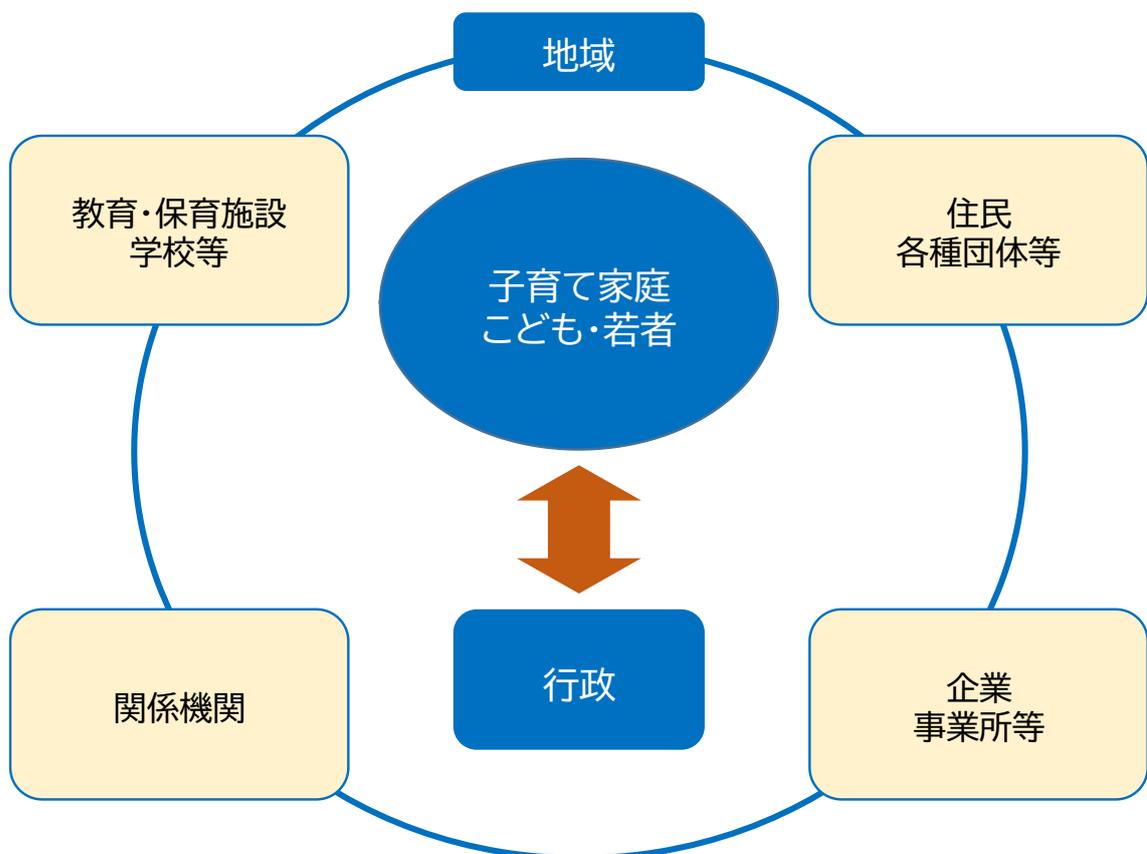
1. 庁内の推進体制

本計画の内容は、保健、福祉、教育のみならず、医療、住宅、生活環境、労働等多方面にわたっており、町全体としての総合的な取組が必要であることから、庁内関係各課との連携や調整を図り、計画を推進します。本計画に関連する各施設等の整備については、別に定める施設等整備計画、公共施設等総合管理計画や各施設の個別施設計画等に基づき実施します。

2. 地域における推進体制

本計画を推進するにあたっては、行政のみならず、教育・保育施設や学校、住民や地域の各種団体、関係機関、企業や事業所等、社会の様々な構成メンバーが、それぞれの使命と役割のもとに連携を図りながら取り組むことが必要であり、各施策や事業についての情報提供や情報共有に努め、広く地域や社会の理解と協力を得ることにより、計画を推進します。

また、本計画に基づく施策を推進するため、「王寺町子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価を行い、その結果に基づいて見直し、対策を実施します。



3. 数値目標と指標の設定

こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標として、以下を設定します。

目標項目	現状	目標
「生活に満足している」と思うこどもの割合	68.9%	70.0%※1
「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	70.3%	75.0%※1
社会的スキルを身につけているこどもの割合	79.6%	85.0%※1
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	83.9%	90.0%※1
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	53.8%	60.0%※1
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	40.3%	50.0%※1
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	68.1%	80.0%※1
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	85.5%	90.0%※1
保育園入所待機児童数	0人※2	0人※4
保育サービスに関する満足度	45.2%	50.0%※4
すくすく広場の年間利用者数(延べ)	6,412人※3	16,000人※4
子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無について「いない」「ない」と答えた保護者の割合(就学前)	8.9%	0.0%※4
子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無について「いない」「ない」と答えた保護者の割合(小学生)	14.6%	0.0%※4
王寺町で子育てをしたいと思う親の割合(4か月児)	97.4%※3	98.0%※4
王寺町で子育てをしたいと思う親の割合(3歳6か月児)	96.0%※3	100.0%※4
夜10時までに寝る生活リズムを持つ1歳6か月児の割合	85.3%※3	90.0%※4
町立幼稚園アンケートで、「こどもをこの幼稚園に通わせてよかった」と思う保護者の割合	91.4%	100.0%※4
町立幼稚園アンケートで、「こどもは幼稚園で自分らしさを出し、思っていることが言える」と思う保護者の割合	93.0%	100.0%※4
地域の行事に参加している小学生、中学生の割合(6年生)	60.2%※2	100.0%※4
地域の行事に参加している小学生、中学生の割合(9年生)	34.7%※2	90.0%※4

※1 こども大綱に掲載の目標値に基づき、王寺町の現状を踏まえ設定

※2 王寺町総合計画より(2023年度数値)

※3 王寺町総合計画より(2022年度数値)

※4 王寺町総合計画より(2028年度目標値)

第7章 資料編

1. 王寺町子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第25号

改正 令和6年3月21日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、王寺町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進並びにこども施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 児童福祉、教育等に関係する団体を代表する者
- (4) 保護者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康子育て支援部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月王寺町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成31年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第5号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2. 王寺町子ども・子育て会議委員名簿

職名	選出範囲	氏名	団体構成
1号 委員	学識経験者	清水 益治	帝塚山大学 教育学部 こども教育学科 教授
		新川 朋子	太成学院大学 人間学部 教授
2号 委員	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	荒木 篤人	義務教育学校校長代表 (王寺北義務教育学校)
		辻野 正美	私立保育園等園長代表 (片岡の里こども園)
		新 真美子	町立幼稚園園長代表 (王寺南幼稚園)
3号 委員	児童福祉、教育等に関係 する団体を代表する者	稲本 雅世	主任児童委員代表 (民生児童委員協議会)
		藤崎 隆明	私立保育園理事長代表 (黎明保育園)
4号 委員	保護者	藤井 歩美	北義務教育学校後期課程PTA会長
		岡本 有津佐	王寺南幼稚園PTA会長
		今村 広美	黎明保育園保護者代表
5号 委員	町長が必要と認める者	井村 知次	自治連合会長
		平岡 秀隆	副町長
		大前 美希子	奈良県障害者総合相談圏域支援事業 西和圏域マネージャー
		竹田 荒太	青少年指導委員会委員長

3. 計画の策定経過

(1) 計画策定のためのニーズ調査の実施

実施年月日	内容
令和6年2月6日 ～令和6年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査地域：王寺町全域 ● 調査対象：王寺町在住のこども・若者・子育て世帯 ● 調査票配布数：子育て世帯向け調査 1,944件 若者向け調査、未婚・夫婦のみ世帯向け調査 1,304件 こども向け調査 489件 ● 回答率：子育て世帯向け調査 66.8% 若者向け調査、未婚・夫婦のみ世帯向け調査 33.0% こども向け調査 85.3%

(2) 王寺町子ども・子育て会議の開催

実施年月日	内容
令和6年6月18日	第1回 王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：こども計画策定の目的と必要性 ニーズ調査結果について 策定スケジュールについて
令和6年8月20日	第2回 王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：こども・若者意見聴取会について 王寺町のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状について 王寺町こども計画骨子案について 特定教育・保育事業の量の見込みについて
令和6年10月23日	第3回 王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：事業量の見込みと確保の方策 地域子ども・子育て支援事業について 施策の展開(施策の方向性及び具体的な施策)について 新規事業及び検討事業内容について
令和6年12月24日	第4回 王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：王寺町こども計画(素案)及び概要版について
令和7年2月18日	第5回 王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：パブリックコメントの募集結果について

(3) パブリックコメントの実施

実施年月日	内容
令和7年1月7日 ～令和7年1月31日	「王寺町こども計画(素案)」についてのパブリックコメントを実施

4. 計画策定についての諮問書・答申書

(1) 諮問書

委員長 清水 益治 様

王子第360-1 号
令和6年6月18日

王寺町長 平井 康之

王寺町こども計画について(諮問)

このことについて、標記計画を策定するに際し、子ども・子育て会議の意見を求めます。

(2) 答申書

王寺町長 平井 康之 様

令和7年2月26日

王寺町子ども・子育て会議
委員長 清水 益治

王寺町こども計画について(答申)

令和6年6月18日付王子第360-1号で諮問のあった王寺町こども計画について、本委員会として慎重に審議を行った結果、別添の王寺町こども計画(案)のとおり結論を得ましたので答申いたします。

本委員会においては、様々な立場の委員により多角的な視点から、5回にわたり真摯に議論を重ねてきました。町におかれましては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、基本理念である「すべてのこども・若者が健やかに育ち、安心して子育てができるまち」の実現に向けて、本計画を確実に推進されるよう要望いたします。

なお、本委員会といたしまして、本計画の推進にあたり、留意すべき事項を次のとおり申し添えます。

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、意見を尊重するとともに、今後、本町のこども施策を検討・実施するにあたっては、積極的にこども・若者の意見を聴取し、施策に反映されたい。
- 2 猛暑や天候に左右されず、こどもが安心して遊ぶことができる室内の遊び場や、身近な場所におけるコミュニティスペースを充実させるなど、こどもの居場所づくりに努められたい。
- 3 子育て中の保護者や、こどもが気軽に悩みを相談できるよう、こども家庭センターの機能の充実・強化を図り、関係機関と連携し適切な支援につなげるとともに、子育て支援事業の量の確保と質の向上に、より一層努められたい。
- 4 仕事と子育ての両立支援や保護者の利便性向上のため、町立幼稚園における預かり保育の充実や、新たな病児保育施設の委託先を増やすなど、多様な保育の整備・拡充に努められたい。あわせて施策の積極的な周知に努められたい。
- 5 居住地域の近くで安全に安心して出産できるよう、妊娠中から分娩・産後までのケアをワンストップで一体的に提供できる体制の確保に努められたい。

5. 用語集

あ行	
IRT	項目反応理論(Item Response Theory)とは、一つ一つの問題が能力を見極めるための良問であるか、また、その問題の難易度を評価することにより、異なるテストや異なる受験者の差を平準化し、共通のものさしとして、測定することができるという理論です。
ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、近年多くの分野でICTを導入した取組が広がっています。
インクルーシブ	多様な背景や能力を持つ人々が共存し、一緒に活動できる社会づくりを目指す考え方です。この理念は保育・教育現場でも重要視されており、特別支援教育など多様性を尊重したアプローチが求められています。
AI	人工知能(Artificial Intelligence)の略称で、人間の知的作業(学習・推論・問題解決など)を模倣するコンピュータシステムです。この技術は医療、自動運転車、製造業など多岐にわたり応用されています。
オンラインプラットフォーム	インターネット上でサービスや情報提供が行われる場であり、教育サービスからコミュニティ活動まで多様な情報交換・交流が可能となるプラットフォームです。
か行	
救急告示病院	救急隊が搬送する傷病者の収容及び治療を行う医療機関のことで、救急病院等を定める省令に基づいて知事が認定し、告示しています。
クロス集計	異なる変数間の関係性を分析するために、データを二次元の表形式で整理する手法です。特に社会調査やマーケティングリサーチでよく使用され、複数の要因が結果に与える影響を視覚的に把握することができます。
ゲートキーパー	自殺予防などで危機的状況にある人々に気づき、適切な支援につなげる役割を担う人々です。この概念は、友人や家族だけでなく、教育者や医療従事者にも当てはまり、地域社会全体で精神的健康を支える重要な存在となっています。
合計特殊出生率	その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むこどもの数とされています。近年の日本では減少傾向にあり、人口減少や少子化問題の重要な指標とされています。
こども家庭センター	こどもとその家庭の問題に総合的に対応する相談窓口です。すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有し、切れ目のない相談支援を行う機関です。

こども基本条例	各自治体で制定されている、こどもの権利を保障し、健やかな成長を促進するための条例です。地域の実情に合わせて、こどもの権利擁護、教育、福祉、安全などに関する施策を定めています。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されたもので、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。 こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。
こども食堂	こどもたちに無料または低価格で食事を提供する地域コミュニティ活動です。食育だけでなく、こどもたち同士の交流促進にも寄与し、安全な居場所として機能しています。
こども大綱	令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定められました。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
子どもの権利条約	18歳未満のすべてのこどもが持つ生存、発達、保護、参加の権利を定めた国際的な条約です。こどもの最善の利益を最優先に考え、差別なくこどもを扱い、意見を表明する機会を保障することなどを定めています。
こども未来戦略	若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをしている方の生活や子育ての悩みを受け止めて令和5年12月に策定されました。 ・若者・子育て世代の所得を増やす ・社会全体の構造や意識を変える ・すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく 以上3点を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。
さ行	
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため施行された法律です。この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。
重層的支援体制	こどもとその家族を支援する際に、行政、学校、地域、医療機関などが連携し、それぞれの役割に応じて包括的に支援を提供する体制のことであります。
小1プロブレム	小学校入学時に直面するこどもたちの適応問題や教育環境に関する課題です。特に、新しい環境への不安や友達づくりの難しさなどが挙げられ、これらの問題は学業や心理的な発達にも影響を及ぼすことがあります。

スクールカウンセラー	学校内で児童生徒の心理的支援や相談対応を行う専門職で、児童生徒との面談を通じて不安やストレスへの対処法を教えたり、問題解決へ導いたりします。また、保護者及び教職員への相談対応なども行い、学校の教育相談体制において大きな役割を果たしています。
スクールソーシャルワーカー	学校内で児童生徒やその家庭の問題解決を支援する専門職です。心理的サポートだけでなく、福祉サービスとの連携も行い、児童生徒が安心して学べる環境づくりに貢献しています。
た行	
地域子育て相談機関	地域の子育て家庭を対象に、子育てに関する相談、情報提供、支援を行う機関です。子育ての悩みや不安、こどもの発達に関する相談、地域の子育て支援情報などを提供しています。
DX	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略称であり、デジタル技術によってビジネスモデルや社会構造全般を変革することです。近年多様な分野にその変革が広まり、新しい価値創造と効率化につながっています。
デジタルスキル	コンピュータやインターネットを活用するために必要な技術や知識のことです。現代社会ではより重要度が増しているスキルであり、学校教育ではプログラミング教育などが導入されています。
テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態のことをいいます。
特定事業主行動計画	女性の活躍推進や仕事と子育ての両立支援を目的として、企業が策定する行動計画です。女性の採用、育成、働き方の見直し、育児休業制度の整備など、具体的な目標と取り組みを定めています。
な行	
奈良スーパーアプリ	役場に行かなくても、手元のスマートフォンなどで行政手続きができるウェブアプリです。オンラインで申請や予約ができるため、好きな場所・タイミングで手続きをすることが可能です。また、自分で登録した興味・関心のあることや住んでいる地域に応じておすすめの情報が届きます。
は行	
バリアフリー化	障がい者等が利用しやすいよう物理的・制度的な障壁を取り除くことです。公共施設だけでなく住宅などにも適用され、すべての人が安全かつ快適に生活できる環境づくりにつながります。
フードレスキュー	食品ロス削減と食糧支援活動を行う団体または活動です。賞味期限切れ間近の商品など、まだ食べられる食品を集めて必要な人々へ提供します。
不登校支援ならネット	奈良県教育委員会が運営する、不登校の中学生を支援するためのオンラインを中心としたネットワーク型の柔軟な教育システムのことです。

プレコンセプションケア	妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うことと定義され、妊娠前から健康管理や生活習慣の改善を行い、妊娠・出産に備えるための医療ケアを指します。
フレックスタイム	労働者が始業・終業時間を自由に選択できる勤務制度で、個々のライフスタイルに合わせた働き方が可能になります。この制度はワーク・ライフ・バランスの向上にも寄与し、多様な働き方への対応として企業でも導入が進んでいます。
ま行	
学びの芽ばえ	王寺町の幼児教育について、教育目標や目指すことも像を掲げ、幼児教育・保育と義務教育の円滑な接続に向けた指針です。
メンタルヘルス	心理的健康状態およびその維持・向上について考える概念です。この分野ではストレス管理やメンタルヘルスクエアプログラムが重要視されており、学校・職場・地域社会での支援体制構築が求められています。
や行	
ユニバーサルデザイン	すべての人が利用しやすいよう設計された製品や環境のデザイン理念です。この考え方は、あらゆる人々の日常生活を支援することを目指しており、公共施設や製品開発など幅広い分野で実践されています。
ら行	
ライフデザイン	人生設計や生活設計について考え、自分自身の価値観や目標に基づいて実行することです。この概念はキャリア形成だけでなく、人間関係や趣味・余暇活動などにも関連します。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活(家庭生活・プライベート)の調和を図り、どちらも充実させることを目指す考え方です。企業側でもこのバランスを重視した制度づくりが進められており、有給休暇取得促進やフレックスタイム制度などが導入されています。

王寺町こども計画

発 行 令和7年3月

発 行 者 奈良県王寺町 健康子育て支援部 子育て支援課

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

電話 0745-73-2001(代) FAX 0745-32-6447

E-mail kosodate-k@town.oji.nara.jp

